

小さな町から 大きな未来へ

～早島、今から変わります～



岡山県早島町

小さな町から 大きな未来へ ～早島、今から変わります～

(キャッチフレーズに込められた想い)

早島町は県の中でも
岡山市と倉敷市にはさまれた小さな町で
人口も多い自然豊かな町。
人が多いので、人々の未来があつまれば、
大きな未来へつながると思ったから。
「～ ～」の中には、
早島からの宣誓として、
今から変わるという決意表明することで
県内でも噂され、有名になると思ったから。

早島中学校 2年 もりなが こはる 森長 小晴

(表紙イラスト：早島幼稚園 たにぐち みさき 谷口 心咲)

第5次早島町総合計画では、早島町の次代を担う子どもたちが計画づくりに参画できるよう、キャッチフレーズの考案や表紙・本編カットの図案作成にあたり、早島中学校・小学校・幼稚園にご協力をお願いしました。

取組内容の詳細は本編 104～105 ページをご覧ください。

町長あいさつ

早島町では、平成28年3月に策定した『改訂第4次早島町総合計画』に基づきまちづくりへの取組を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、地球規模での気候変動、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、技術革新の進展など、我が国を取り巻く社会経済状況が大きく変化しています。

一方、早島町においては、子育て世帯を中心とした転入により人口が増加しています。それにともない保育、教育環境の整備が求められています。また、通過交通車両への対応も重要な課題となっています。



こうした中、早島町がさらなる発展を目指し、持続可能なまちづくりを進めていくために、今後10年を見すえたまちづくりの指針として、「第5次早島町総合計画」を策定しました。

この第5次早島町総合計画の計画期間においては、国道2号の交差点立体化や都市計画道路駅前バイパス線の整備事業が大きく進展することが想定されます。また、早島駅周辺の市街化編入や早島駅の拠点整備事業などの実現を目指していくこととなります。

このように、総合計画のキャッチフレーズのとおり早島町は大きく変わろうとしており、持続可能なまちづくりの基礎を固める重要な10年間になると考えています。

策定にあたっては町にゆかりのある有識者の方々に審議会委員としての参画をいただいたほか、町民の皆様からアンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました。

また、早島中学校の生徒にはキャッチフレーズの考案で、早島幼稚園と早島小学校の児童にはイラストの作成でそれぞれご協力いただきました。策定にご参加いただいたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

早島町長 中川 真寿男

早島町まちづくり憲章（平成 17 年 9 月）

私たちの暮らす早島町は、かつて干拓とい草の町として栄え、その後、明治 29 年に町制を施行して以来、今日まで、幾多の困難を克服しながら、自主自立のまちづくりを進めてきました。

そして地方分権の時代を迎えた今、私たちは、町の歴史と先人たちの進取の気性を受け継ぎながら、住民自治の理想を高く掲げ、自主自立の新たなまちづくりに取組むために、ここに「早島町まちづくり憲章」を定め、これからのまちづくりの指針とするものです。

- (1) 豊かな未来をきずくために、『町民総参加のまちづくり』を進めます。
- (2) ふれあいの輪をひろげるために、『地域福祉のまちづくり』を進めます。
- (3) 町民が未来に向けて誇れるために、『水と緑の美しいまちづくり』を進めます。
- (4) 未来をひらく人づくりのために、『生涯学習のまちづくり』を進めます。
- (5) 安全で快適な環境づくりのために、『生活優先のまちづくり』を進めます。

町花・町木（昭和 50 年 4 月）

町花・町木は、育てやすいこと、町民に親しまれていること、町にゆかりのあるものなどを基準にして町民の投票により決められました。

町の花《サツキ》



町の木《カイヅカイブキ》



早島町全域図（令和 3 年撮影）



資料：国土地理院「電子国土基本図(オルソ画像)」
<https://www.gsi.go.jp/gazochosa/gazochosa40001.html>
を加工して早島町が作成

目 次

第 1 章 基本構想

1-1 早島町のすがた	6
1-2 課題の整理	19
1-3 改訂の考えかた	22
1-4 目指すまちの姿	24
1-5 まちづくりの基本目標	30
1-6 基本方針	35

第 2 章 前期基本計画

2-1 基本計画の概要	38
2-2 施策の体系	40

第 3 章 参考資料

3-1 次代を担う子どもたちの参画	104
3-2 策定体制	106
3-3 検討の流れ	111

第 1 章 基本構想

1-1 早島町のすがた

早島町では、平成 27(2015)年 3 月に改訂第4次早島町総合計画(以下「改訂4次総合計画」といいます。)を策定し、まちづくりを進めてきました。

改訂4次総合計画の策定から 6 年間に経過し、次期総合計画(以下「5次総合計画」といいます。)の策定を進めるにあたり、統計などの定量的なデータを用いて《まちの姿》の変化を振り返ります。

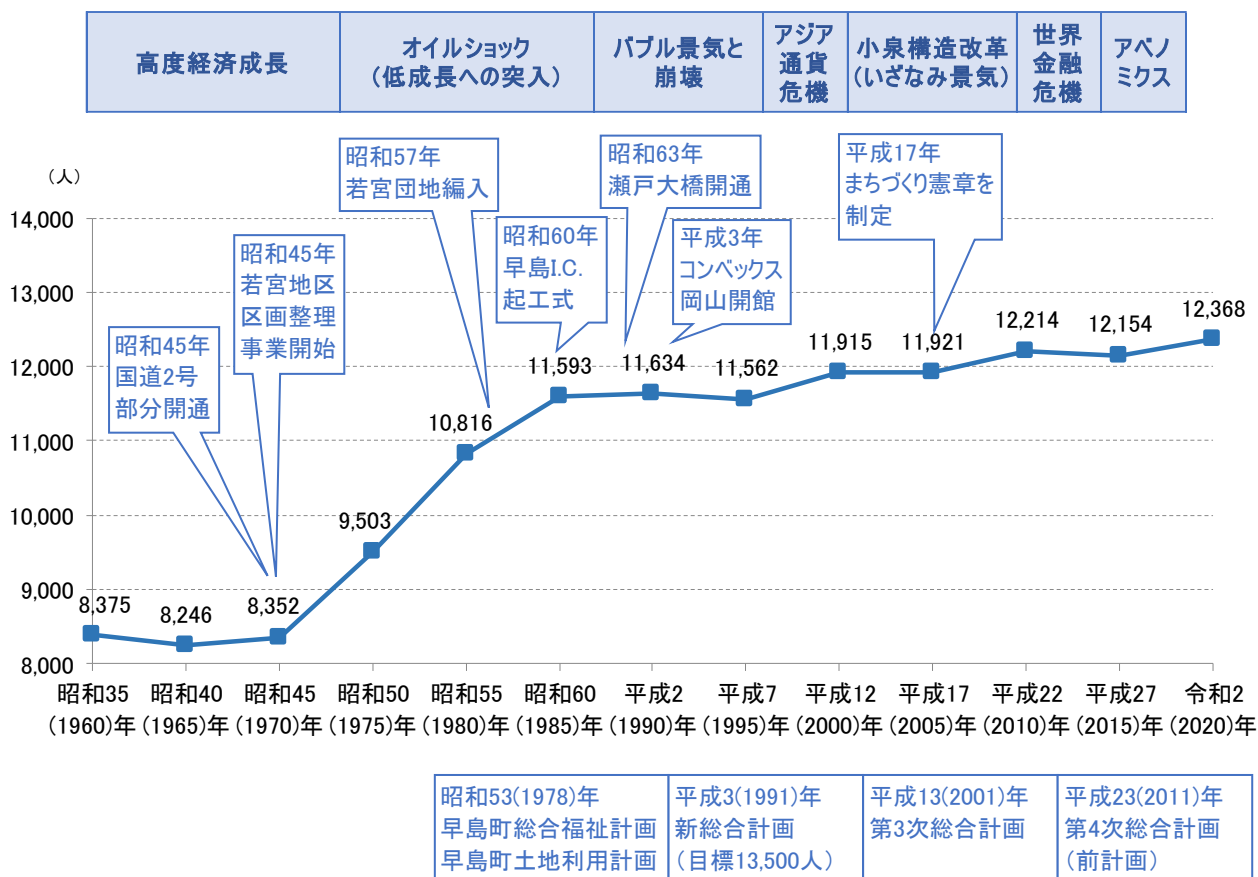
(1) まちづくりの沿革

町内では、国道 2 号の部分開通や若宮地区の区画整理事業を開始した昭和 45(1970)年から急激に人口が増加しました。

コンバックス岡山が開館した平成 3(1991)年には、町の「新総合計画」で目標人口 13,500 人が掲げられています。

近年は増加と横ばいを繰り返しており、令和 2 年国勢調査¹では人口 12,368 人、世帯数 4,522 世帯となっています。

図表 1 本町の人口推移とまちづくりの沿革



資料:国勢調査

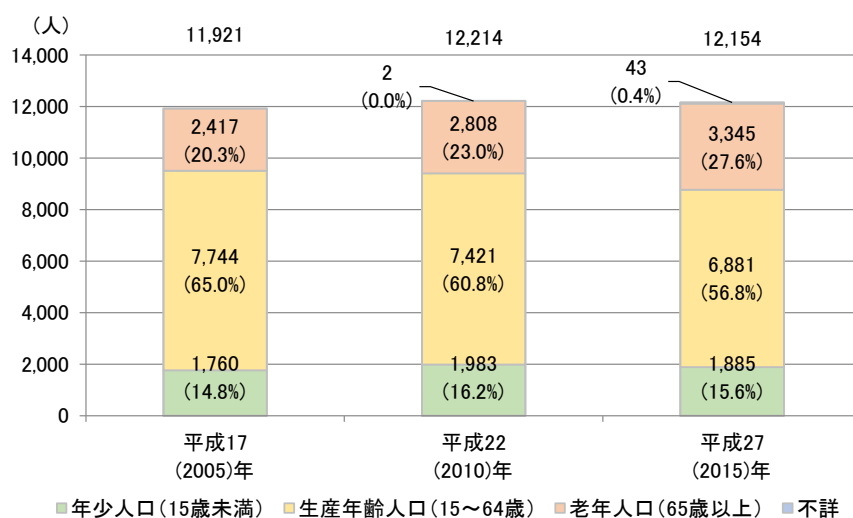
用語解説

¹ 国勢調査:国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査。なお、令和 2 年国勢調査の結果は総合計画の策定段階において速報集計(総人口・総世帯数)までの公表であったことから、図表 1 以外の数値については平成 27 年国勢調査の数値(2015 年 10 月)を最新のものと掲載しています。

(2) 年齢三区分人口

65歳以上の老年人口が増加し、15～64歳の生産年齢人口は減少していますが、15歳未満の年少人口はほぼ横ばいとなっています。

図表 2 年齢三区分人口の推移

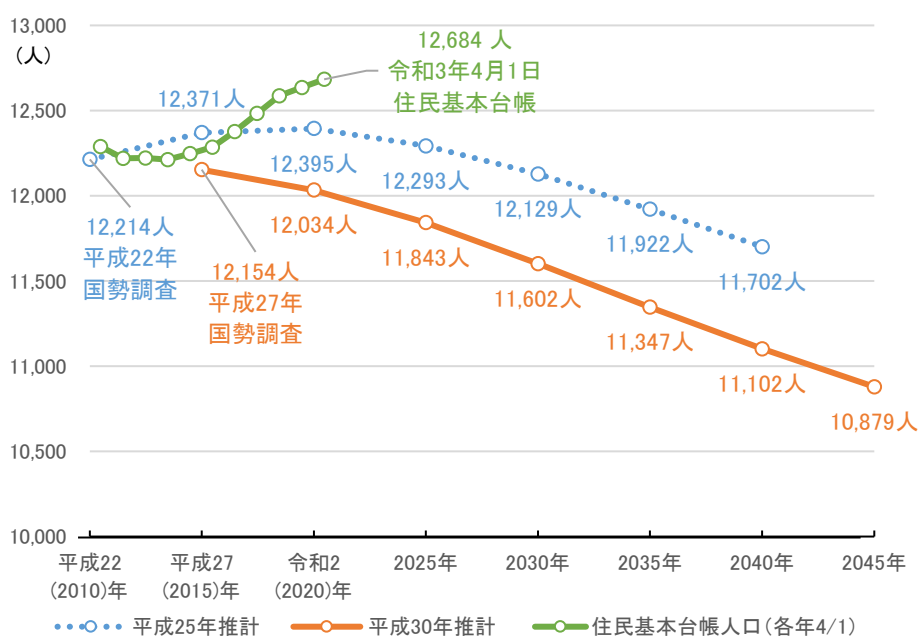


資料: 国勢調査

(3) 国の将来人口推計と直近の人口推移

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」といいます。)の『日本の地域別将来推計人口』をみると、平成30年推計では平成27(2015)年から人口減少の傾向が続く見込みとなっていますが、令和3(2021)年4月1日時点の住民基本台帳人口は12,684人で、引き続き人口の増加傾向が続いています。

図表 3 社人研推計と住民基本台帳人口の乖離

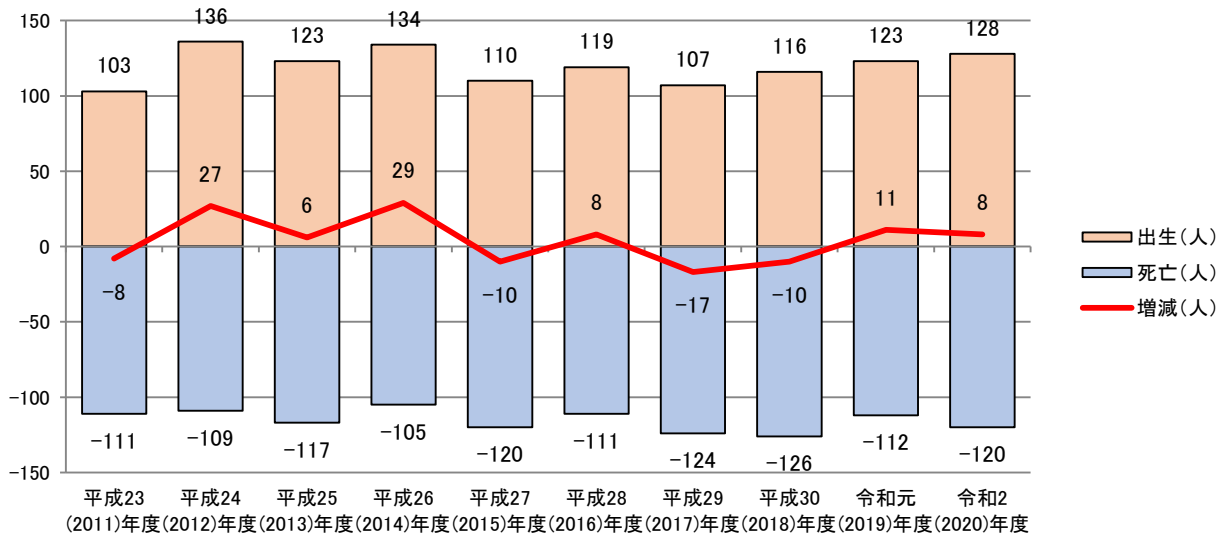


資料: 住民基本台帳(4月1日時点: 平成23～令和3年)、国勢調査(平成22年及び平成27年)、社人研『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計/平成30年推計)

(4) 出生・死亡数

平成 29～30(2017～2018)年度には 2 年連続で死亡数が出生数を上回る自然減となりましたが、令和元(2019)年度以降は再び自然増に転じています。

図表 4 出生・死亡数の推移

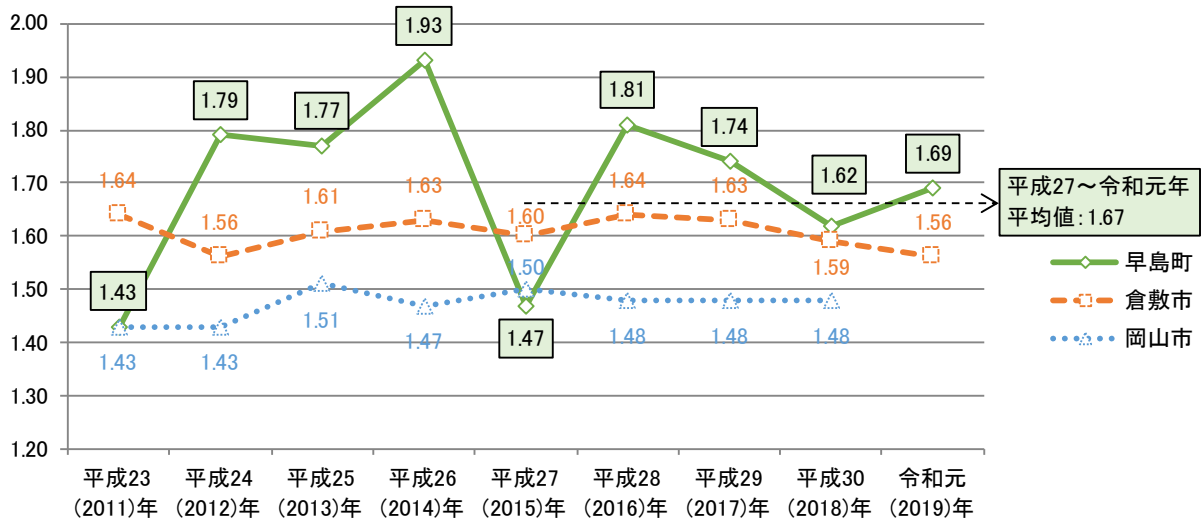


資料:住民基本台帳(4月1日時点)

(5) 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は平成 27(2015)～令和元(2019)年調査の平均で 1.67 となっており、岡山県に対して+0.14、全国に対して+0.25 とおおむね良好です。

図表 5 合計特殊出生率の推移

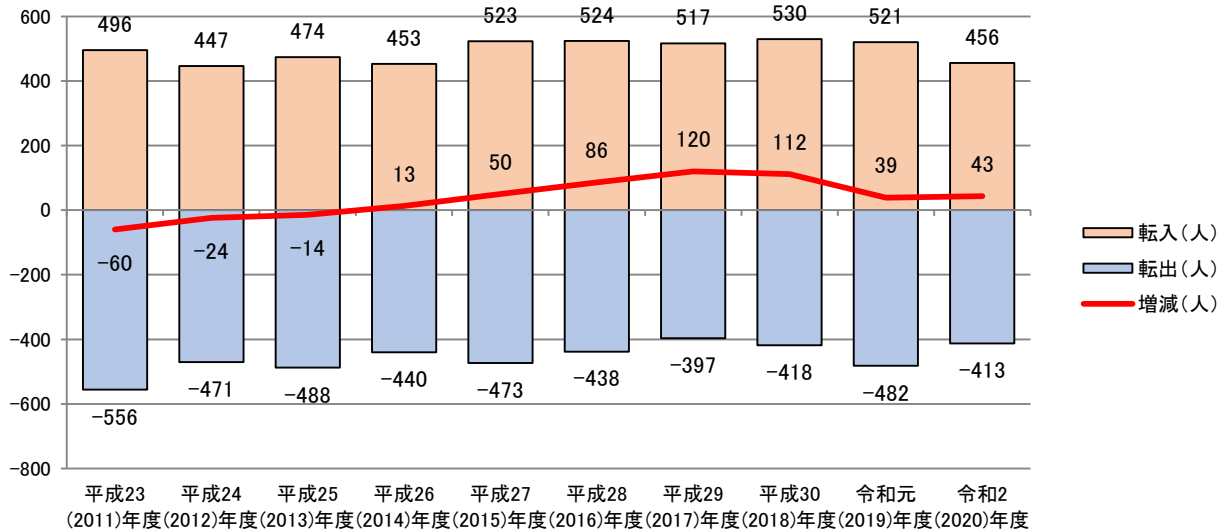


資料:人口動態統計、岡山県衛生統計年報(令和元(2019)年は試算値)

(6) 転入・転出人口

平成 26(2014)年度以降は転入数が転出数を上回る社会増の傾向が続いていますが、平成 30(2018)年度以降は頭打ちとなっています。

図表 6 転入・転出数の推移

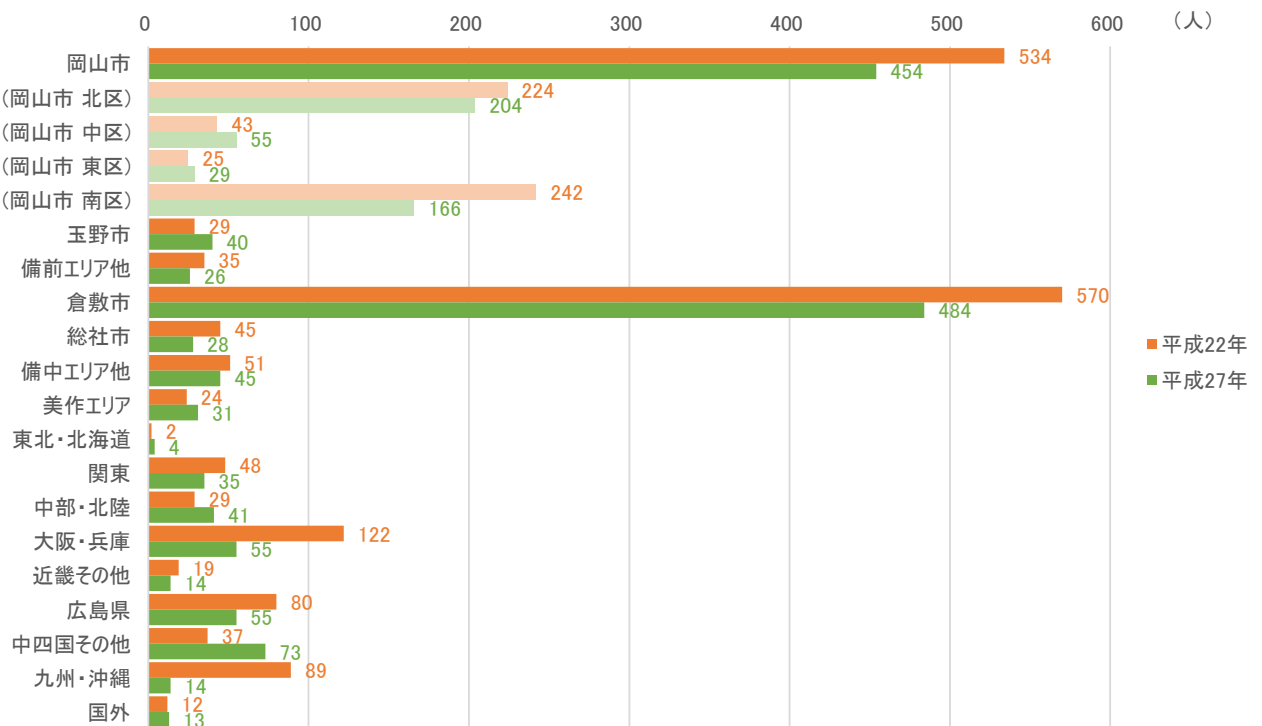


資料:住民基本台帳(4月1日時点)

(7) 転入者の従前居住地

本町に転入した人が以前に住んでいた場所を市区町村別にみると、過去 2 回の調査では倉敷市からがもっとも多く、次いで岡山市(特に北区・南区)が多くなっています。

図表 7 従前居住地別の転入者数

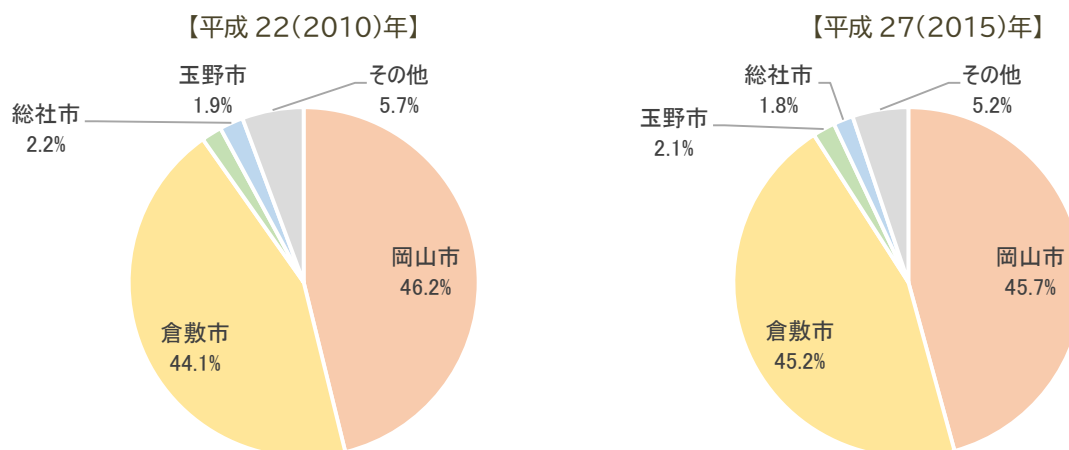


資料:国勢調査

(8) 流入・流出口

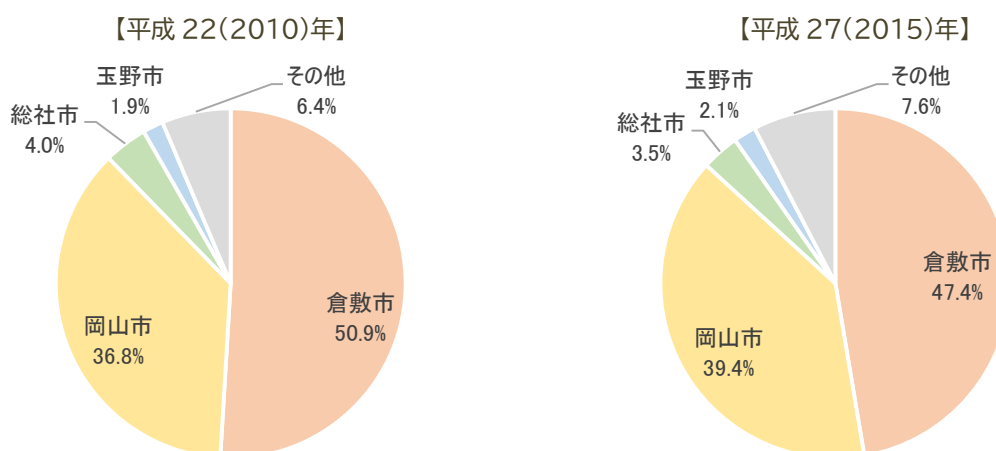
通勤・通学の流出口が4,431人、流入人口が4,135人で流出超過は296人となっています。主な流出先は岡山市と倉敷市で、両市で流出人口の90.9%を占めています。また、昼間人口²の割合が平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて急激に上昇しています。

図表8 主な流出先別通勤・通学者数の推移



資料: 国勢調査

図表9 主な流入元別通勤・通学者数の推移



資料: 国勢調査

図表10 通勤・通学の推移

	夜間人口 (常住人口) A	流出口 B	流入人口 C	流入超過人口 (△流出超過) D=C-B	昼間人口 E=A+D	昼間人口比率 F=E/A×100
平成7(1995)年	11,562	4,539	2,322	△2,217	9,345	80.8
平成12(2000)年	11,915	4,593	2,688	△1,905	10,010	84.0
平成17(2005)年	11,921	4,447	2,813	△1,634	10,287	86.3
平成22(2010)年	12,214	4,481	3,165	△1,316	10,898	89.2
平成27(2015)年	12,154	4,431	4,135	△296	11,858	97.6

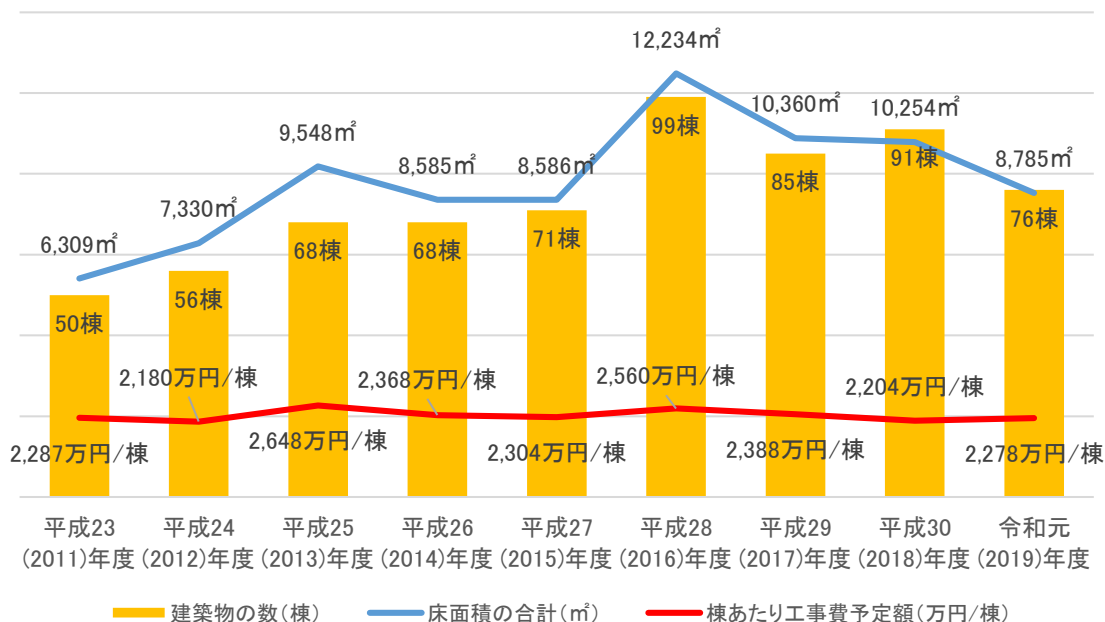
資料: 国勢調査

² 昼間人口: 常住人口 - 流出口 + 流入人口

(9) 住宅

居住専用住宅の着工棟数は平成 28(2016)年をピークに減少へ転じ、令和元(2019)年には 4 年ぶりに 80 棟を下回りました。

図表 11 住宅新設着工の推移

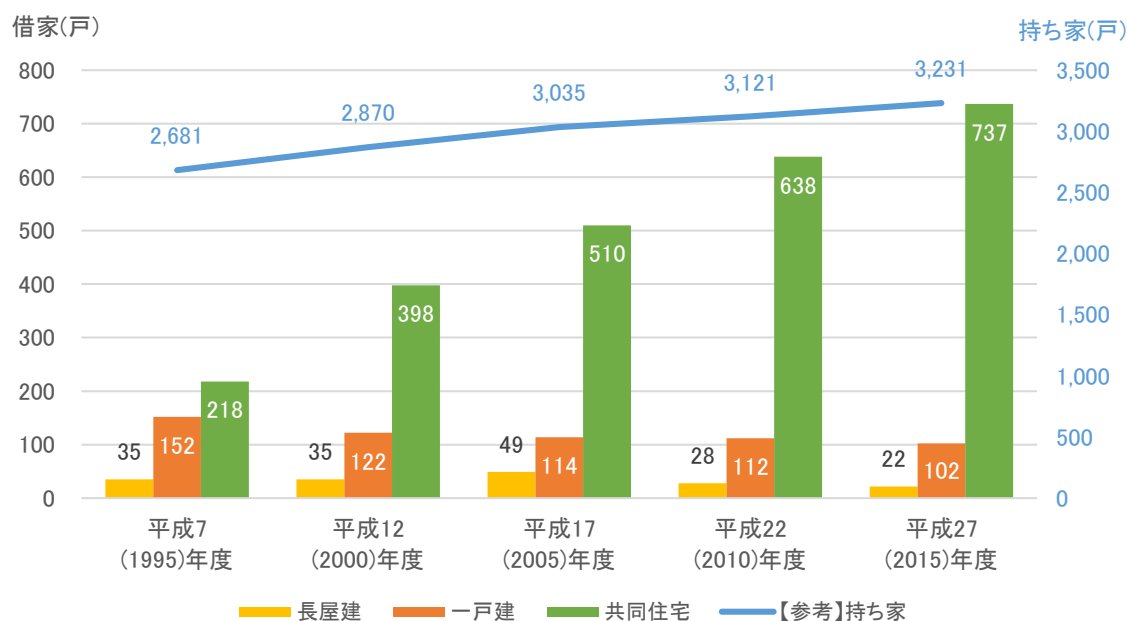


資料:建築着工統計調査

(10) 借家世帯

借家に居住する世帯は増加傾向にあり、中でも共同住宅(アパート等)が著しく増加しています。持ち家に居住する世帯も増加傾向です。

図表 12 住宅の建て方別借家に居住する世帯数の推移

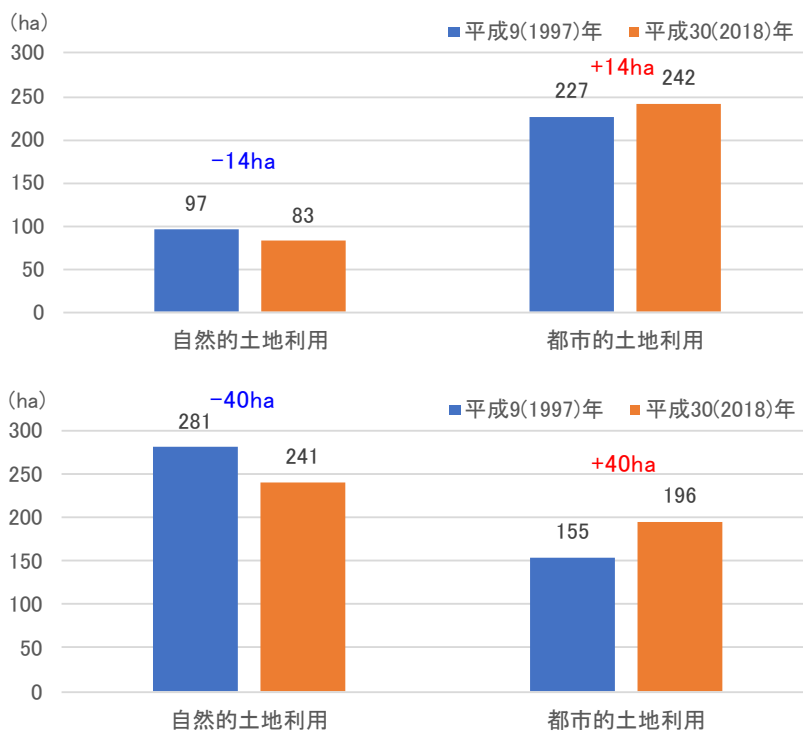


資料:国勢調査

(11) 土地利用

市街化区域では、平成9(1997)年に比べ平成30(2018)年では自然的土地利用が14ha減少し、都市的土地利用へ転換していますが、市街化調整区域では、市街化区域よりも多い40haが自然的土地利用から都市的土地利用へ転換しています。

図表13 近年の土地利用別面積の変化



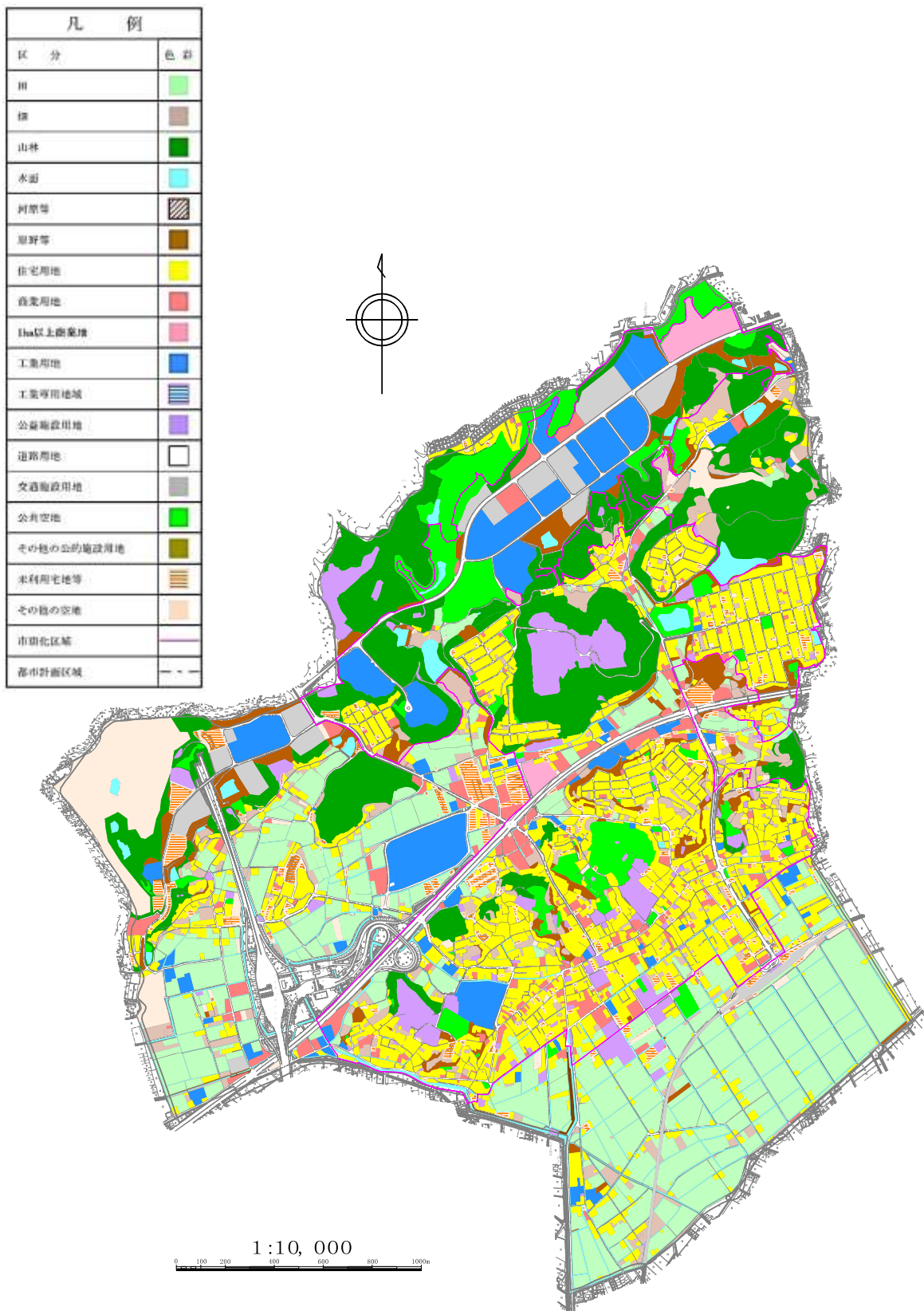
資料: 都市計画基礎調査

図表14 地目別の土地利用別面積

		面積(ha)	割合(%)	
自然的 土地利用	農地	田	146.4	19.2
		畑	35.4	4.6
		小計	181.8	23.9
	その他	山林	107.1	14.1
		水面	24.7	3.2
		自然地	25.3	3.3
	小計	338.9	44.5	
都市的 土地利用	宅地	住宅	122.3	16.0
		商業	27.5	3.6
		工業	44.0	5.8
		小計	193.9	25.4
	公共公益	62.4	8.2	
	道路	100.0	13.1	
	交通	18.3	2.4	
	その他の公的施設	0.0	0.0	
	その他の空地	48.5	6.4	
小計	423.1	55.5		
合計	762.0	100.0		

資料: 都市計画基礎調査(平成30(2018)年)

図表 15 現況土地利用状況



資料：都市計画基礎調査(平成 30(2018)年)

(12) 公園

令和3(2021)年4月1日時点における本町の町民1人当たりの都市公園面積は約44㎡で、都市公園法が定める敷地面積の標準(10㎡)を上回っています。

図表16 早島町内の公園の状況

区分	名称	面積(ha)	主な施設	
都市公園	街区公園	ぞうさん公園	0.13	遊具
		汐入公園	0.2	トイレ、あずまや
		王山せせらぎ公園	0.17	
	近隣公園	早島公園	3.1	トイレ、あずまや
		山川池親水公園	1.8	トイレ、あずまや、噴水
	地区公園	深砂運動公園	4.1	野球場、テニスコート、遊具、トイレ
	緩衝緑地	矢尾大内田緑地	46.0	
		内)扇谷公園	1.53	トイレ
		内)ふれあいの森公園	14.1	遊具、遊歩道、キャンプ場、トイレ
		内)みはらしの丘	0.9	
		内)野島の森公園	1.2	あずまや
計		55.5		
その他公園	真磯台公園	0.2	トイレ、あずまや	
	子ども広場(41カ所)	3.1	遊具など	

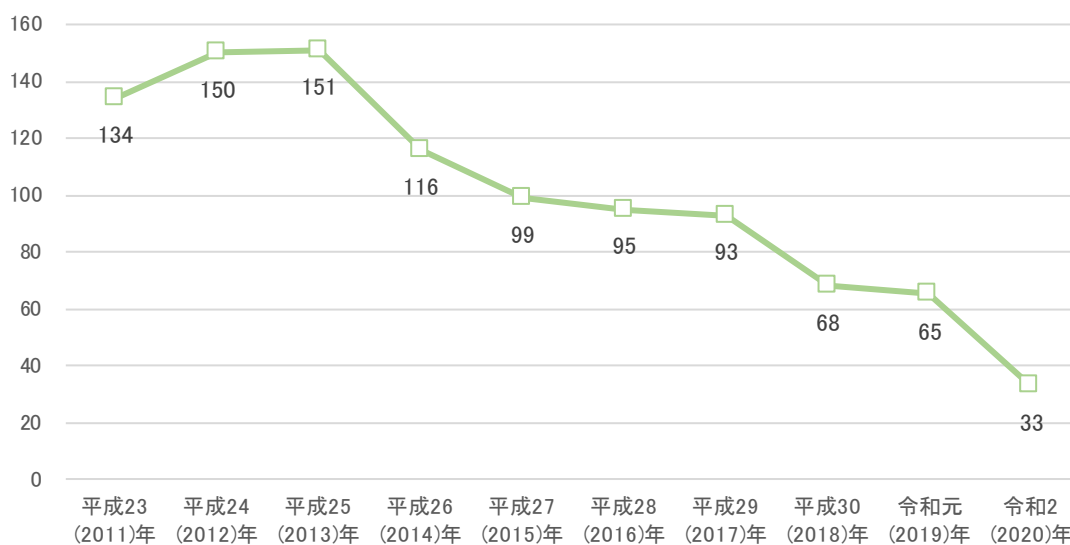
資料:建設農林課

(13) 交通事故の発生件数

本町における交通事故の発生件数は平成25(2013)年より減少傾向にあります。

なお、平成30年以降に死亡事故は発生していませんが、令和2(2020)年中における人口1万人あたりの交通事故の発生件数は25.79件で、岡山市の26.41件、倉敷市の25.95件に次いで県内で3番目に多くなっています。

図表17 早島町内における交通事故の発生件数

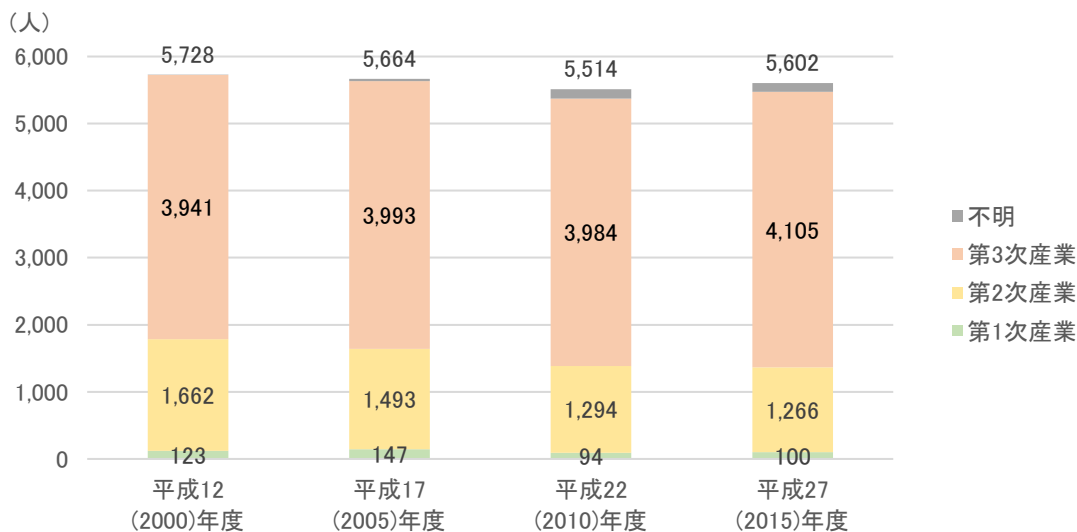


資料:交通年鑑

(14) 従業人口

各産業とも若干の増減はあるものの、大幅な従業人口増減はありません。

図表 18 産業別従業人口の推移



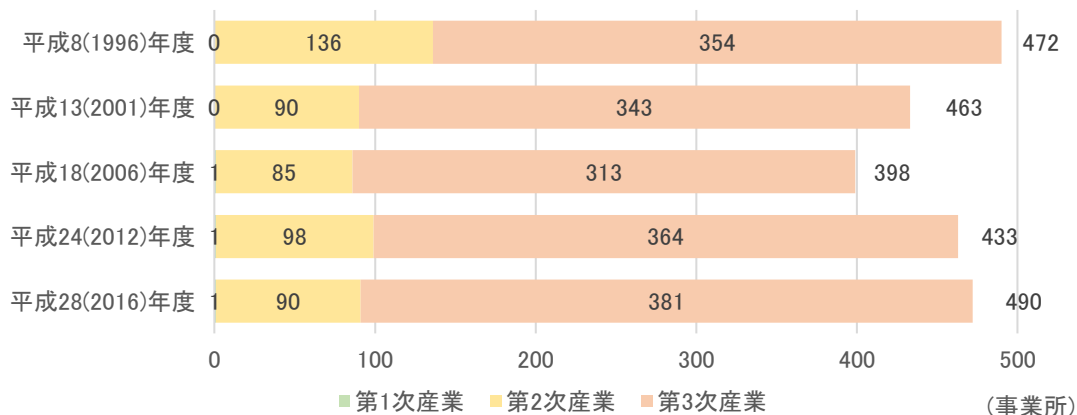
資料:国勢調査

(15) 事業所数

運輸・通信業と不動産業は平成 8(1996)年度と比較して 2 倍程度に増加しています。

図表 19 産業別事業所数の推移

(単位:事業所)		平成8 (1996)年度	平成13 (2001)年度	平成18 (2006)年度	平成24 (2012)年度	平成28 (2016)年度
第1次産業	農業、輸業	-	-	1	1	1
	漁業	-	-	-	0	0
第2次産業	鉱業	-	-	-	0	0
	建設業	62	45	46	55	51
	製造業	74	45	39	43	39
第3次産業	電気・ガス・水道業	2	2	-	0	0
	運輸・通信業	24	25	28	41	49
	卸売・小売業・飲食店	173	179	168	166	171
	金融・保険業	4	4	4	3	5
	不動産業	15	19	16	30	28
	サービス業	131	111	97	124	128
	公務	5	3	-	-	-
計	490	433	398	463	472	



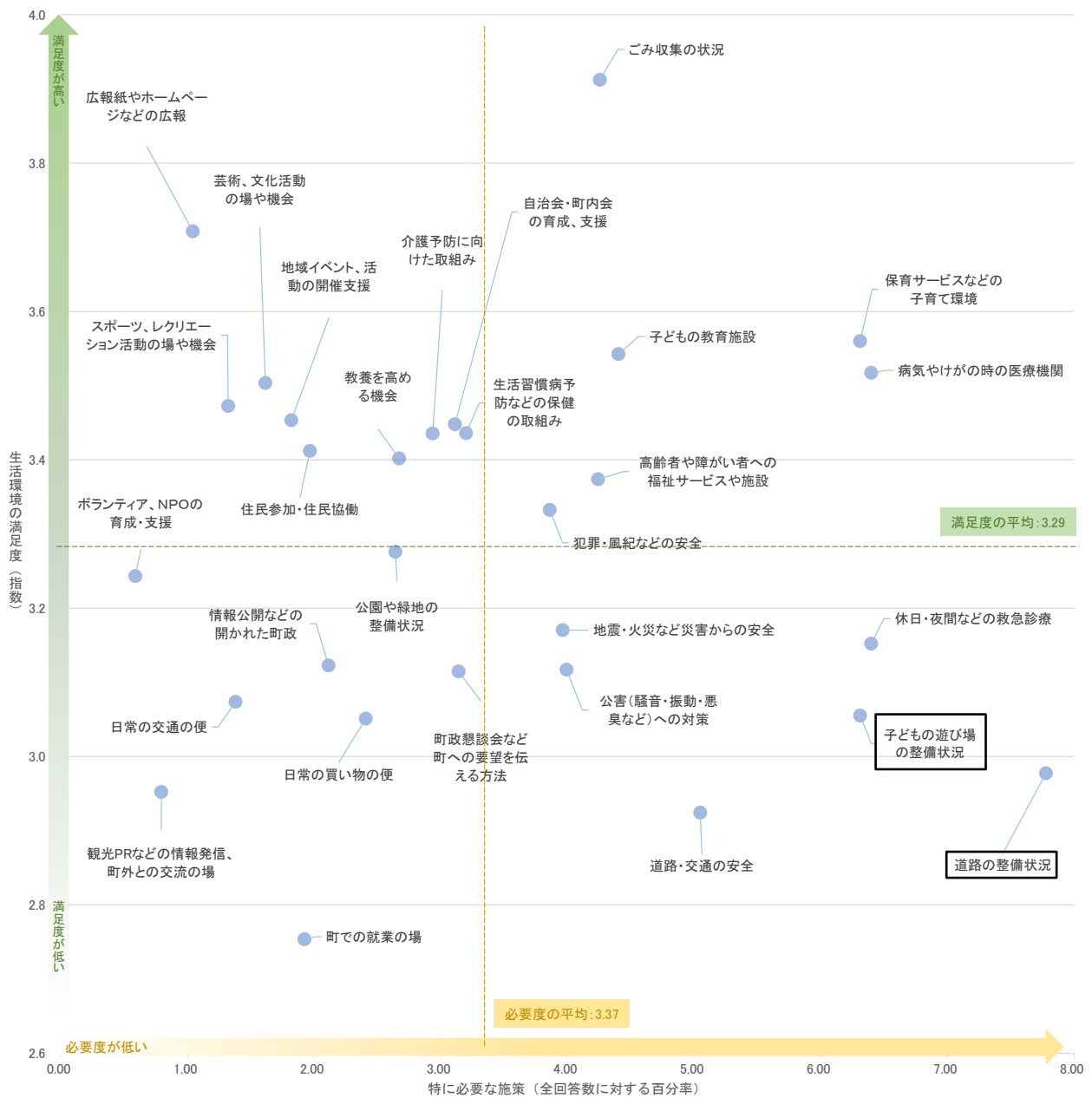
資料:事業所・企業統計調査(平成 18 年度以前)、経済センサス-活動調査(平成 24 年度以降)

(16) 住み心地や町政に対する満足度

令和 2(2020)年 3 月に実施した町民アンケート調査において、「今後も早島町に住み続けたいと思う」と回答した人は 93%であり、暮らしを取りまく生活環境の満足度も全体的には上昇傾向です。項目別では《ごみ収集の状況》の満足度が一番高く、次いで《広報紙やホームページなどの広報》の満足度が高くなっています。一方で、《道路の整備状況》や《子どもの遊び場の整備状況》は、必要度が高いものの、満足度は低くなっています。

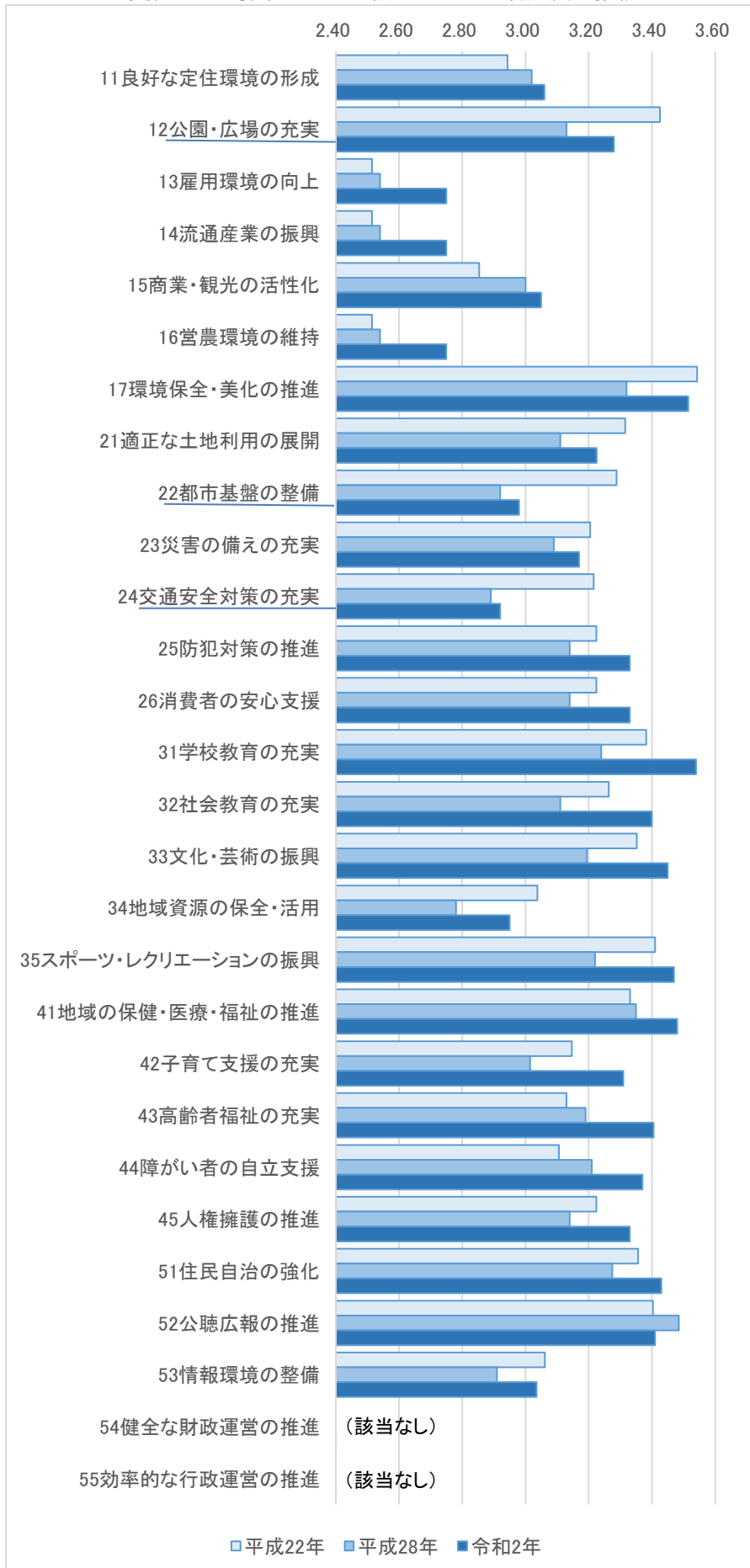
また、《公園・広場の充実》や《都市基盤の整備》、《交通安全対策の充実》などでは 10 年前の平成 22(2010)年調査と比較して満足度が低下しています。

図表 20 町民アンケート調査における満足度・必要度の分布



資料: 早島町調べ

図表 21 町民アンケート調査における満足度の推移

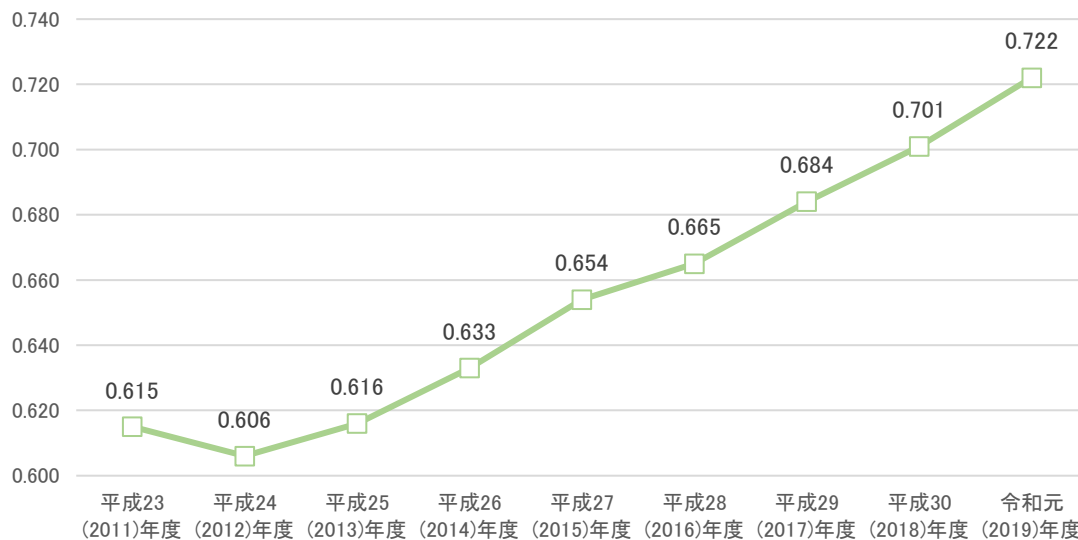


資料：早島町調べ

(17) 財政力指数

本町の財政力指数は平成 24(2012)年度から上昇傾向にあり、令和元(2019)年度には県内の町村で最も高い 0.722 となっています。

図表 22 財政力指数の推移

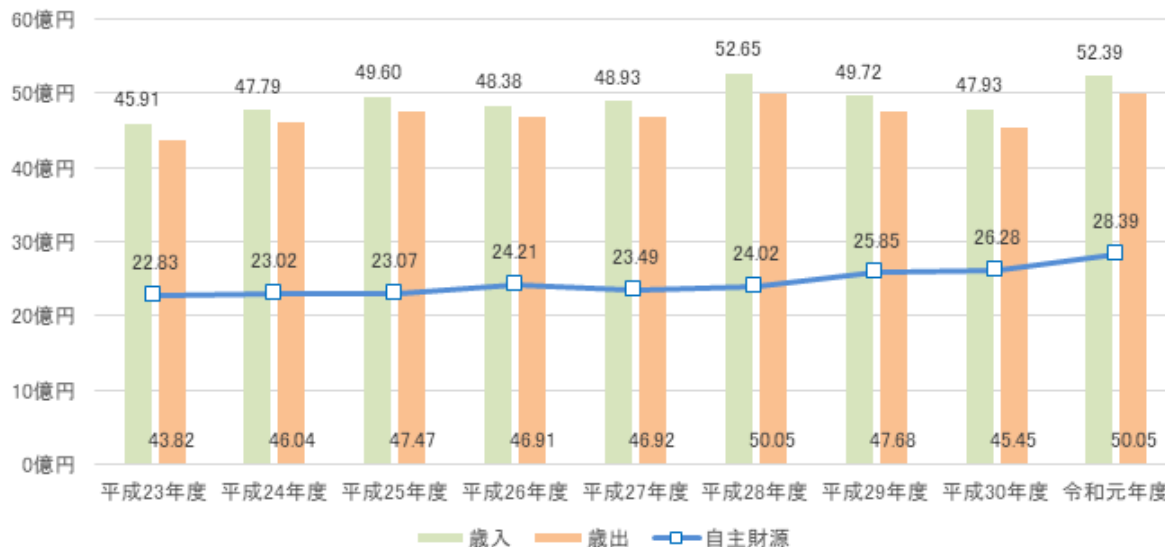


資料:総務課

(18) 歳入・歳出・自主財源

歳入・歳出の推移をみると、年度によってばらつきがあるものの、平成 23(2011)年度以降は増加傾向にあります。また、自主財源については、増加傾向にあります。

図表 23 歳入・歳出・自主財源の推移



資料:総務課

1-2 課題の整理

前項「早島町のすがた」をもとに、5次総合計画の策定に向けた課題を整理します。

(1) まちの基盤、都市の機能に関する課題

基盤施設の整備や維持管理、国・県のまちづくりとの連携など、ハード事業の取組は着実に進んでいますが、環境に配慮したまちづくりや災害弱者・交通弱者・情報弱者の視点に立ったまちづくり、旧市街地の通過交通への交通安全対策などの施策展開が求められています。

これらの施策については、実態や意向を把握した上で、迅速に取組むことができる事業を増やしていく必要があります。



離合が困難な幅員の道路



ガードレールのない水路

(2) 住まいや生活環境、雇用に関する課題

人口増の大部分を転入により実現してきた本町においては、住まいと暮らしの魅力がなによりも重要です。旺盛な需要によって市街化調整区域のあちこちに無秩序な開発が起きており、基盤の整った新たな市街地が新規人口の受け皿として求められています。

一方で、高度成長期に開発された団地や既成市街地では高齢化が進み、車を運転せず歩いて暮らせる環境が求められますが、これを町内の広範囲で実現するには行政と事業者、それを支える利用者の協力関係が不可欠です。



都市計画道路 駅前バイパス線敷設予定地周辺



若宮団地

(3) 高齢・障がい者福祉や子育て支援に関する課題

保健・医療・福祉の施策に関してはおおむね満足度が上昇する傾向にありますが、昨今のコロナ禍による生活様式の変化に加え、今後さらなる高齢化の局面が訪れた際に買い物弱者などの不便が発生しないよう、生活空間における移動の円滑化を進める必要があります。

また、保育や教育といった子育て関係の施策には需給の逼迫が起きており、転入世帯の増加を見すえた体制の強化が必要となり、喫緊の対応が求められています。



早島幼稚園



幼稚園での給食

(4) 学校教育や生涯学習、まちの文化に関する課題

本町の学校教育はその先進性・独自性で内外の高い評価を得ていますが、保育と同じく人口増による逼迫が起きており、喫緊の対応が求められています。今後さらなる少人数学級が望まれる社会情勢のなか、持続可能な教育のあり方の検討が迫られています。

また、「はやしま学」による地域学習など本町の強みである社会教育分野についても、成人向けの生涯学習や地域の歴史資源保護など幅広い世代の町民参加を図ることで、生活文化の継承や子どもの《参加する権利³》の保障、ひいては将来のまちづくりの担い手としての育成にもつなげることが重要です。



タブレットを用いた授業



わくわくサマーホリデー

用語解説

³ 参加する権利：子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の一般原則に基づき、国際的に保障すべき子どもの基本的な人権を《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》とともに構成するものです。子どもが自由に意見を表すことができ、大人がその意見を子どもの発達に応じて十分に配慮することが求められています。

(5) 参画と協働、行政経営に関する課題

住民有志による自治組織やボランティア活動は、これまでも地域の風紀やマナーの向上、美化による犯罪や事故の抑制など、住生活の向上に大きく寄与してきました。また、志縁団体であるNPO⁴は、事業者と並び行政と住民に続く第三の自治活動の主体として立ち位置を確立しつつあります。これらの活動主体を支援し、まちづくりへの入り口を拡大していくことが求められます。

一方で、地方公共団体の行政経営は厳しい状況が続いています。人口増に対応した財政基盤を確立し、透明性のある意思決定の下で将来を見すえた集中的な取組を進め、住民や事業者の理解と協力を得ていくことが重要です。



児島湖流域清掃大作戦クリーンウォーキング



自治会行政連絡会議

(6) 分野横断的な課題

本町は人口13,500人を目標として40年以上の取組を進めており、幾度かの停滞はあるもののおおむね人口の増加傾向を維持していますが、さらなる人口の定着が急速に進んだ場合、複数の行政サービスが追いつかなくなる可能性があります。ヒト・モノ・カネの逼迫を回避するため、5次総合計画においては人口増への対応を重点課題として捉える必要があります。

また、まちづくりの各分野は共通の受益者や場所によって緩やかに重なっています。施策の体系を検討するにあたり、これらの分野間の連携や情報共有に道筋を立てることが重要です。



はやしま子ども防災フォーラム



はやしま子ども議会

用語解説

⁴ NPO: Non Profit Organization の略で、非営利組織とも訳されます。営利を目的とせず、まちづくりや保健・医療・福祉・環境保全・国際協力など社会的な活動を行う民間の組織や団体のことです。

1-3 改訂の考えかた

課題の整理を受け、総合計画の改訂における基本的な考え方を以下に示します。

(1) 成果が出ている施策の継続性を大切にす

改訂4次総合計画に基づく施策の実施状況はおおむね堅調であり、評価についても町民アンケートでの満足度は上昇傾向にあります。

今後、暮らしの満足度において恵まれた状況をいかせていない分野に注力する上でも、一定の評価が得られた分野の施策については継続的な取組を原則とします。

総合計画は基本構想における①基本目標、基本計画における②基本施策及び③個別施策で構成されていますが、おおむね良好な結果が出ている取組の継続性を重視し、施策から目標へのボトムアップで見直しを行うものとします。

改訂4次総合計画の庁内評価と町民アンケートの評価結果から、基本計画の重点的な見直しを行うものとします。

(2) 早島町の長所を伸ばし磨き上げる施策を見つける

定住に関する意向は93%と非常に高く、近年の人口推移も社人研の将来人口推計を大きく上回り増加が続いていますが、一方で生活環境の向上にかかる評価がやや低く、柔軟かつ迅速な施策への展開ができていない状況がうかがえます。

転入人口の継続的な増加からみると、本町の住環境は外部の視点で高く評価されていると考えられます。流通産業や通勤における立地特性などの相対的な優位性や、ESD⁵(持続可能な開発のための教育)・生涯学習における全国的にも先行した取組など、ポテンシャルのある分野を他には真似できない絶対的なアピールポイントとして確立する、戦略的なメリハリを意識した構想とします。

(3) 今後、より深刻化しそうな課題の変化に備える

本町は従来から将来人口 13,500 人を目指してきましたが、それを前提としたまちづくりへ先行的に取り組むことは困難でした。現時点の人口増加に対しても、保育・教育体制の逼迫や子育てのための住環境整備など、施策が実態に追いついていない状況があります。

今後、定住促進策の推進でより一層の転入加速が見込まれる中、住環境の悪化や安全性の低下を引き起こさないよう、施策効果も含む定量的な見通しを踏まえた構想とします。

また、SDGs⁶(持続可能な開発目標)の達成と Society 5.0⁷(創造社会)の到来への備えとともに、コロナ禍による「新たな生活様式」への急速な転換など、想定外の状況でも破綻せず、柔軟に対応できる住民目線での施策展開を心がけます。

用語解説

⁵ ESD: Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育ともいわれます。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取組む(think globally, act locally)学習・教育活動のことです。

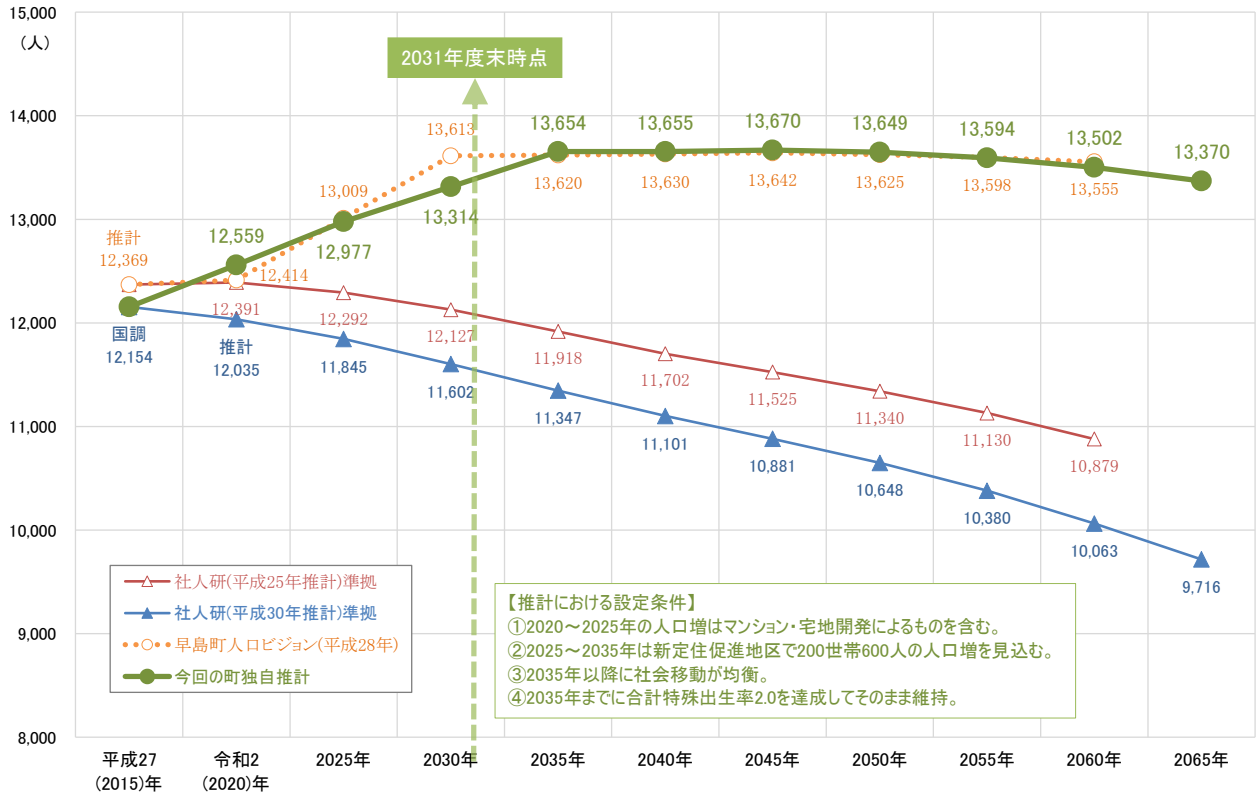
⁶ SDGs: 2030年を目標に、地球上の誰一人も取り残さない(leave no one behind)持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

⁷ Society 5.0: 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

(4) 人口変動の見通しを明らかにする

5次総合計画 基本構想においては、「定住促進と出生率の改善」を反映した人口の見通しを基本とします。

図表 24 定住促進と出生率の改善を反映した中長期的な人口の見通し(人)



(5) 計画の着実な推進に向けた体制を整える

総合計画は、早島町が目指すまちの全体像を示すと同時に、まちづくりの全分野にわたる基本的な方針となることから、分野ごとの個別計画やマスタープラン、さらには各種の指針や個別の事業計画などの上位計画となることが求められます。

そのため、将来像をビジョンとして示す《基本構想》、その実現に向けて必要な取組を分野別に整理する《基本計画》、そして基本計画に基づき実施する事業を進行管理する《実施計画》の三階層で構成し、目標の達成・分野間の連携・効率的な推進に必要な体制を整えます。

《基本構想》

令和4(2022)年1月から令和13(2031)年度までを基本構想の期間とします。

《基本計画》

令和4(2022)年1月から令和8(2026)年度までを前期基本計画の期間とします。

5年目に見直しを行い、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までを後期基本計画の期間とします。

《実施計画》

財政収支の展望と事務事業の進行状況、施策目標の達成状況を踏まえた「一般会計財政見通し」と連動して、毎年度3年間の計画を作成します。

1-4 目指すまちの姿

改訂4次総合計画では、目指すまちの姿を「やさしさと希望にみちたまち 早島」とし、その実現に向けた想いを基本理念として示しました。5次総合計画においては、まず「まちづくりとはどう進むものか」を基本理念として整理し、それにより実現する将来像を示します。

(1) まちづくりの基本理念

本町は、温暖な気候と自然災害の少ない瀬戸内エリアにあって、広域的には関西、広島、四国及び山陰方面への交通の要衝であると同時に、岡山市と倉敷市に挟まれた生活の利便性とゆとりある居住環境、質の高い住民サービスによって長らく町勢を保ってきました。近年、我が国は急速な高齢化と少子化が進んでいますが、本町の人口は社会動態において増加傾向が続いており、生活環境にもおおむね高い評価を得られています。

岡山市・倉敷市に囲まれた本町が将来にわたり自主自立のまちとして持続的に発展していくためには、暮らしのなかで実感できる幸せがなによりも優先されます。良好な住環境や都市機能がもたらす安全かつ豊かな暮らしをまちの基盤として維持し続けるとともに、人のつながりに根ざした安心と豊かさの実感を次世代に引き継いでいくことが大切であると考えます。

このような考えから、5次総合計画におけるまちづくりの基本理念を以下のとおり定めます。

まちづくりの基本理念

安全・安心に暮らせ

豊かさと幸せが実感できるまち

安全、快適で活力のある生活空間

宅地供給に必要な基盤整備や道路・交通安全施設などの整備に注力するとともに、人と情報が交流して活力を生み出す場となるよう、早島駅の拠点化を実現します。

早島町に住みたいと考える人たちの希望を叶え、その期待に応えるため、ゆとりある住まいと暮らしやすい生活環境を両立させ、メリハリのあるまちづくりを推進します。

未来に希望のある質の高い暮らし

子育て・教育など次世代を育む施策へ積極的に取り組むとともに、まちづくりや人材育成に地域の高齢者などが安心して取組めるよう、住民サービスの安定的な提供や時代に即した仕組みの見直しに取り組めます。

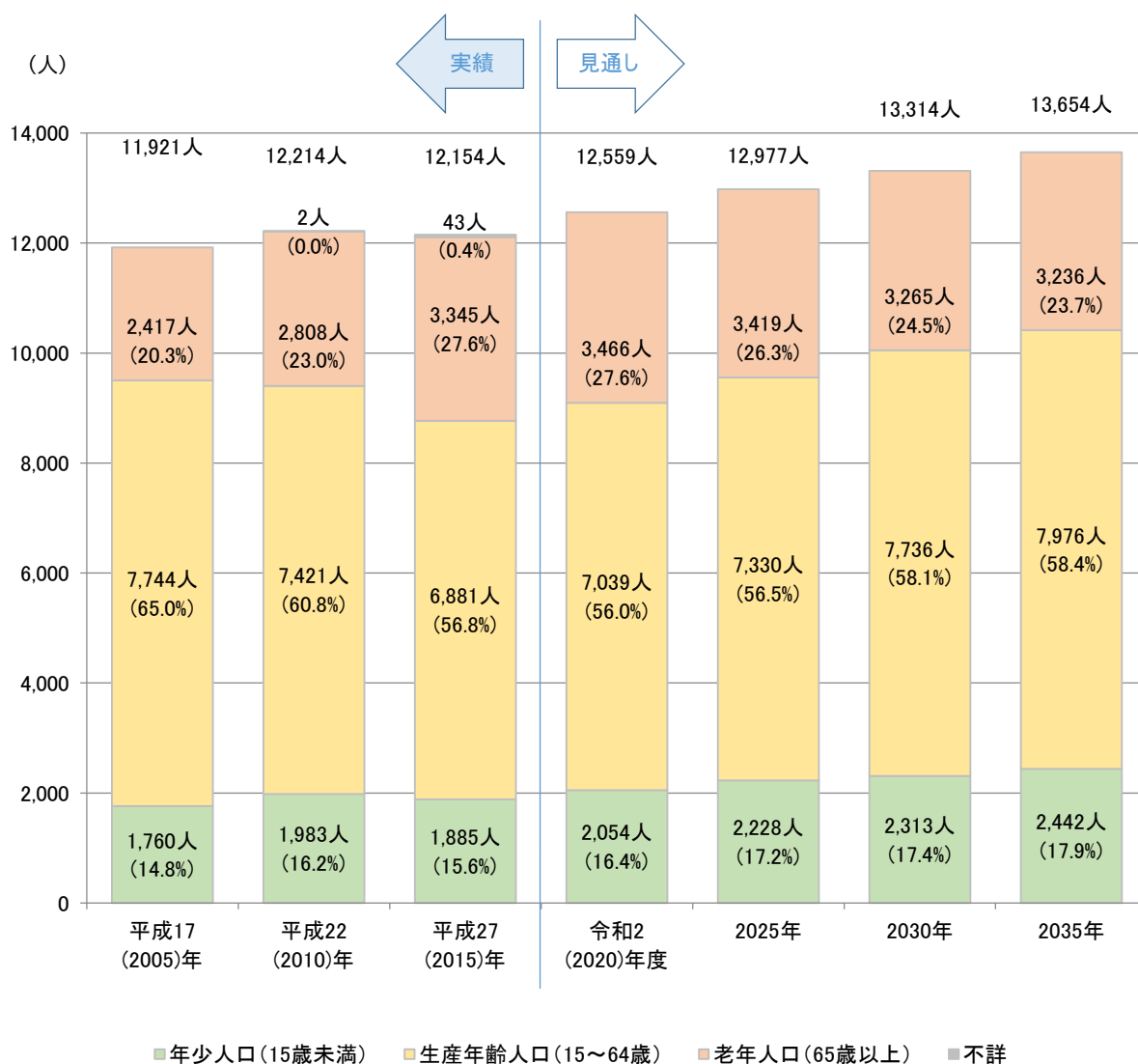
生活の質を向上させ、定住人口を確保し、地域活力を維持することにより、持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 将来人口

全国的な人口減少が進む中で、本町では社会動態においておおむね増加する傾向が続いています。

定住促進と出生率の改善によって持続可能な人口規模と年齢構成を実現することを念頭に、令和13(2031)年度末の人口を約13,400人と見込みます。

図表 25 本町の人口の推移と中長期的な見通し(各年10月1日)



資料:国勢調査(平成17-27年)、早島町(令和2-2035年)

図表 26 各年度末における人口の見通し

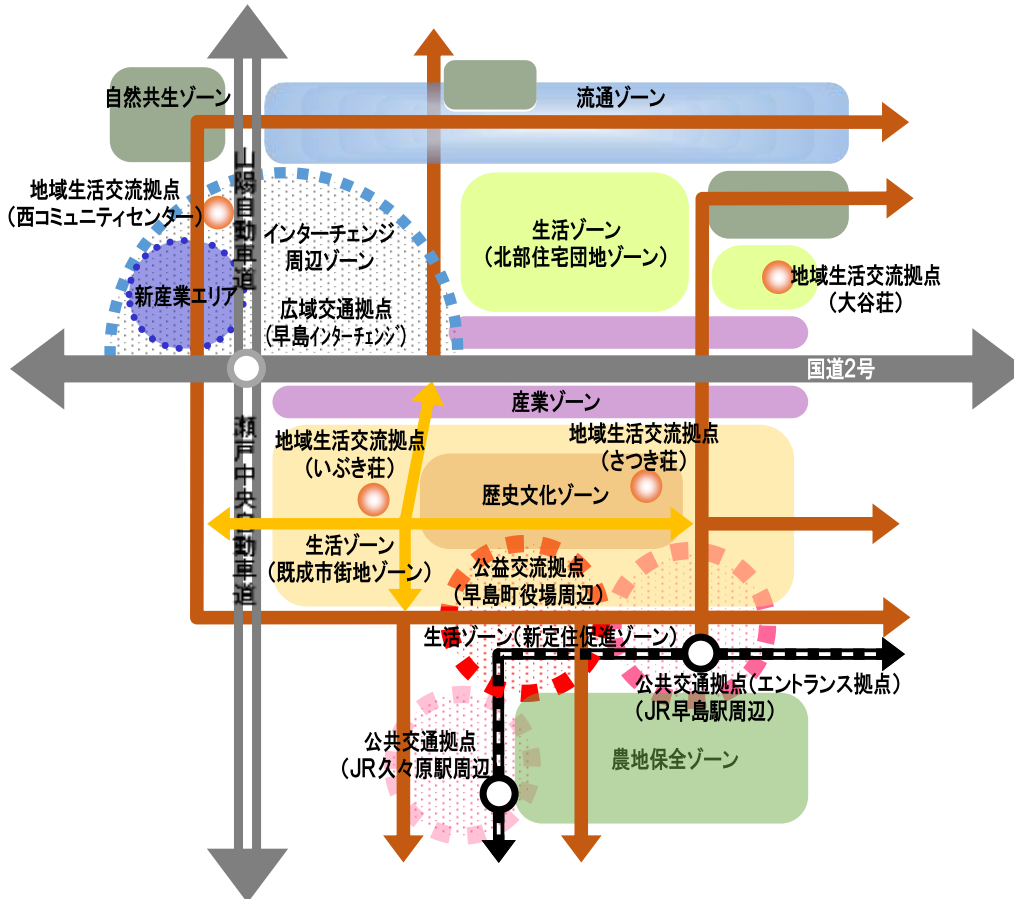
時点	令和3(2021)年度末	令和8(2026)年度末	令和13(2031)年度末
人口	12,684人	13,079人	13,416人

資料:早島町

(3) 都市構造・都市機能の展望

人口減少、高齢化の進行等が予測される中、長期的な展望の下、町民の生活や交流を支える拠点、暮らしやすさまざまな活動の場となるゾーン、人々の交流や流通を支える軸を設定し、都市機能の集約や居住地の適正な誘導を図ることで、コンパクトで持続可能な集約型都市構造の構築を目指します。

図表 27 将来都市構造図



- ※ 新定住促進ゾーンは、現市街化区域に隣接するエリアで駅などの拠点性を活かしながら、順次定住の場づくりを進めるものです。なお、農用地区域となっている場合は、規制解除が必要となります。
- ※ インターチェンジ周辺ゾーンは、拠点性を活かす概ねの範囲として、インターチェンジの乗り入れ口から半径1kmの円で囲まれる区域を示すものであり、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

拠点		ゾーン	軸	
	公益交流拠点	生活ゾーン	広域都市連携軸	
	公共交通拠点 (エントランス拠点)			鉄道
	公共交通拠点			高速道路
	広域交通拠点	新定住促進ゾーン		広域幹線道路
	地域生活交流拠点	流通ゾーン	都市間連携軸	
		産業(流通・商業)ゾーン		都市間幹線道路
		歴史文化ゾーン	都市内連携軸	
		自然共生ゾーン		都市内幹線道路
		農地保全ゾーン		
		インターチェンジ周辺ゾーン		
		新産業エリア		

資料：早島町都市計画マスタープラン(平成28年3月)

図表 28 拠点・ゾーン・軸の概要

拠点

○公益交流拠点（早島町役場周辺）

- ・集積した公共施設を中心に、町民の生活や多様な交流の中心となる拠点

○公共交通拠点（JR早島駅・久々原駅周辺）

- ・新たな定住を呼び込むとともに来訪者を迎え入れる、町民が愛着を持って誇れる拠点

○広域交通拠点（早島インターチェンジ）

- ・流通・工業などの機能集積を図り、町のみならず圏域全体の活性化に貢献する拠点

○地域生活交流拠点（公民館等）

- ・町民の日常生活や身近な交流を支えるコミュニティの中心となる拠点

ゾーン

○生活ゾーン

- ・各地域の特性を踏まえ、安全安心で暮らしやすい生活環境を維持・保全・創出
- 北部住宅団地ゾーン：閑静な住環境の保全と住みやすさの向上
- 既成市街地ゾーン：景観資源等を活かし、調和のとれた住環境づくり
- 新定住促進ゾーン：拠点への近接性を活かした定住促進のための住環境づくり

○流通ゾーン（岡山県総合流通業務団地・瀬戸中央流通センター）

- ・流通企業の操業環境の充実と雇用の場の確保

○産業ゾーン

- ・医療・福祉、教育、流通産業、情報産業、工業、商業など、多様な産業集積を図り、町の発展を牽引する産業地を形成

○歴史文化ゾーン

- ・歴史・文化資源の保全とまちづくりへの活用

○自然共生ゾーン

- ・無秩序な市街化の抑制と自然環境の保全を行い、コンパクトなまちを維持
- ・景観上、防災上の観点から長期的に保存

○農地保全ゾーン

- ・緑豊かな優良農地として保全
- ・干拓を感じさせる田園風景や防災上の観点から保全

○インターチェンジ周辺ゾーン

- ・インターチェンジを活かした秩序ある土地利用を誘導（新産業エリアでは優先的に集積を図る）
- ・町の発展を牽引する新たな産業集積地の形成
- ・無秩序な開発の防止

軸

○広域都市連携軸

- ・広域都市との交流や連携により早島町の産業の発展を担う軸（広域幹線道路）

○都市間連携軸

- ・近隣都市圏内の交流や連携により都市の一体性を形成すると共に、生活の安全・安心を図る軸（都市間幹線道路）

○都市内連携軸

- ・隣接市や都市内の連携によりコミュニティや産業の活性化を図る軸（都市内幹線道路）

資料：早島町都市計画マスタープラン(平成 28 年 3 月)

(4) 早島町の将来イメージ

- JR早島駅ではユニバーサルデザインに配慮した整備が進み、公共交通の結節点としての拠点性が高まり、観光センターと一体化した《はやしまの顔》となっています。
- 多くの人々が早島を訪れ、朝夕の通勤・通学時間帯だけでなく、平日の日中もまちなかを歩く人の姿が増えています。





- 駅前バイパス線が整備され、通過交通の動線が改善しています。沿道にはゆとりある家なみと個性的な店舗が並び、歩行者が安心して移動できるようになっています。
- 公園や広場、歩行者のための公共施設が適正に管理されるとともに、美観や景観に配慮したまちなみが広がり、うるおいのある空間が広がっています。

1-5 まちづくりの基本目標

課題及び改訂の考え方を受けて、まちづくりの基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標 1 機能とるおいがバランスした安全なまち

まちなみや都市機能、人口密度や世代の構成に地区ごとの特色があり、町外からの転入やUターン、世帯分離などの場面で、それぞれの生活スタイルにあわせて新たな住まいを確保できるまちを目指します。

まちの顔である早島駅を中核に拠点性を高める施設整備を進めるとともに、歩行者を念頭においた移動の円滑化やICT⁸を活用したまちの情報基盤の充実により、はじめて訪れる人にもわかりやすく、高齢者が安全に歩けるまちを目指します。

暮らしにうるおいを与える豊かな水と緑が、地球環境を保全し災害時に身を守ることの重要性についても日々気づきを与えてくれるまちを目指します。

【まちの具体像】

- まちなかの拠点が公共交通で結ばれ、歩行者が安心・安全に移動しています。
- 住宅・宅地が安定的に供給され、人口が増加しています。
- 災害に強いまちの基盤整備が進んでいます。
- 災害時に、住民は迅速な避難行動ができます。
- 美しく管理された公園や広場で、さまざまな年代の人が憩いの時を過ごしています。

【実現に向けた取組の方向】

(都市基盤に関すること)

- 11 総合的な交通体系の形成
- 12 災害の備えの充実
- 13 上下水道施設の整備

(都市環境に関すること)

- 14 適正な土地利用の展開
- 15 公園・広場の充実
- 16 営農環境の維持



用語解説

⁸ ICT:Information and Communication Technology の略で、情報通信技術とも訳されます。インターネット上で多くの人が交流するようになり、かねてから使われてきたIT(Information Technology)を置き換える用語として、行政・事業者の間で使われるようになりました。

基本目標 2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち

公共交通機関であるコミュニティバスを利用して活気あるまちなかの商店を伝い歩き、駅に近い便利な暮らしを満喫することも、閑静な住宅地から週末ごとに車で出かけることもできる、住環境の豊かなまちを目指します。

暮らしを支える公共交通が充実し、日用品はもとより独自の逸品を供する《名店》が幾つもある、行き交う人で賑わいの絶えない活発なまちを目指します。

また、ワーク・ライフ・バランス(家庭と仕事の調和)や職住近接、テレワーク⁹などに配慮しサポートする企業が進出し、ニューノーマルが当たり前のこととして理解される働きやすいまちを目指します。

【まちの具体像】

- 新築や空き家の利活用が活発で、子育て中の若い家族をよく見かけます。
- 地域ごとに特色のある、手入れの行き届いたまちなみが広がっています。
- 町の内外から客が集まる個性的な店が増え、まちなかが賑わっています。
- さまざまなワークスタイルを受け入れる職場や、飲食店・小売店が増えています。
- 防犯情報の交換が活発で、高齢者や子どもを見守る目が増えています。

【実現に向けた取組の方向】

(まちの活力に関すること)

- 21 良好な定住環境の形成
- 22 飲食・小売業の活性化
- 23 立地をいかした新たな産業の展開

(生活の安全・安心に関すること)

- 24 雇用環境の向上
- 25 環境の保全と美化の推進
- 26 防犯情報の共有促進



新田 心 (小6)



石原 夢音 (小6)

用語解説

⁹ テレワーク:ICTを活用した在宅勤務やサテライトオフィス、モバイルワークなど固定的な場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

基本目標 3 だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち

新型コロナウイルスのパンデミックは、ひとつのボトルネックが連携するすべての体制を崩壊させるリスクを浮き彫りにしました。受益者の視点に立った《保健・医療・福祉》の連携を進めつつ必要な資源を確保する、いのちを守る構えと備えのあるまちを目指します。

保育や教育など次世代を育む体制についても、人口などの将来展望に立って良好なサービス水準が維持され、世代や境遇による格差が生じないまちを目指します。

また、健康づくりのための意識づくり・環境づくりが進み、いつまでも生きがいを持ってはつらつと暮らすために誰もが協力しあえるまちを目指します。

【まちの具体像】

- 医療・介護・生活支援のネットワークを、多くの事業者や有資格者が支えています。
- 見守り合い、支え合い、助け合いながらはつらつと過ごす人が増えています。
- 高齢者や障がいのある人が自立した生活をおくれるようになっていきます。
- 自分と他人の権利について正しい知識を持ち、お互いを尊重する意識が広まっています。
- 子どもが安心して遊べる場所と、見守る目が増えています。
- 保育を必要とする世帯が、希望する保育サービスを利用できるようになっています。

【実現に向けた取組の方向】

(地域福祉に関すること)

- 31 地域の保健・医療・福祉の推進
- 32 高齢者福祉の充実
- 33 障がい者の自立支援
- 34 人権擁護の推進

(次世代育成に関すること)

- 35 子育て支援の充実
- 36 児童育成と健康の維持



えんどう 遠藤 さくら (小6)



ふるいち 古市 にこ (小6)

基本目標 4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち

小・中ともに町内 1 校という特色をいかした一貫教育の推進により、地域理解と国際理解を軸とした《はやしま学》を推進し、地域を支える協働・協学・協育に幅広く町民が取り組む、持続可能な「教育のまち・早島」を目指します。

学校教育のみならず、子育て支援からの途切れない教育支援や青少年を孤立させない地域活動への参画促進により、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》に加えて《参加する権利》が十分に保証され、住民の中からまちづくりの担い手が育つまちを目指します。

また、これら評価の高い独自の取組を、少人数学級へのさらなる需要に応えつつ継続できる体制を維持するため、生きがいある暮らしを支える社会教育の現場で、多くの町民が《はやしま学》の学び合いに参加するまちを目指します。

【まちの具体像】

- 目と手が行き届く、充実した学校の運営体制が整っています。
- 芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動が活発です。
- 子どもと大人が早島の文化と歴史を学び合う機会に恵まれています。
- 「早島町」と検索するだけで、幾つもの名所、名物がみつかります。
- 町民が国際社会を理解し、国際交流・協力に努めています。
- 町民が「早島について学び、未来を考え、持続可能なまちづくりを目指す」《はやしま学》を修め、実践できる施設やネットワークがあります。

【実現に向けた取組の方向】

(教育と学習に関すること)

- 41 学校教育の体制強化
- 42 スポーツ・レクリエーションの振興
- 43 文化・芸術の振興

(地域の理解に関すること)

- 44 地域資源の保全・活用
- 45 社会教育の環境整備
- 46 まちづくりの担い手の育成



基本目標 5 描いた未来へ手を取り着実に歩むまち

ESDによる地域での《はやしま学》の学び合いや、自治会・NPO団体や企業との協働によるSDGsを踏まえた取組の中で、まちづくりの人材が世代を超えて現れるまちを目指します。

また、必要な一次情報にすぐ手が届き、若者や新しい住民、そして外部からの声が聞こえる、参画の間口が大きなまちを目指します。

行政経営にあたっては、社会情勢により刻々と変化するまちの将来像を共有し、財政や実施体制などの資源を逼迫させない緩急と強弱のある判断基準や、合意を形成する適正なプロセスを備えた透明性の高いまちを目指します。

【まちの具体像】

- 町の政策検討へ若い世代や転入したばかりの住民が積極的に参画しています。
- 地域課題の解決に、《はやしま学》を修めた住民も取組んでいます。
- NPO団体や企業など、町外に基盤をもつさまざまな主体が町内の活動に参加しています。
- 防災やまちづくりの情報、町の経営戦略や財政状況がわかりやすく共有されています。
- デジタル・ディバイド¹⁰が解消され、誰でも必要な情報を手元で見られるようになっています。
- 高度な政策分析や効率的な行政運営に外部の専門家が参画しています。
- 町の財政基盤が強化され、事業者と連携した早島ならではの施策や事業が展開しています。

【実現に向けた取組の方向】

(地域自治に関すること)

- 51 持続可能な住民自治の体制づくり
- 52 公聴広報の推進
- 53 地域社会のデジタル化

(行政経営に関すること)

- 54 ICT環境の整備と高度化
- 55 効率的な行政運営の推進
- 56 健全な財政運営の推進



用語解説

¹⁰ デジタル・ディバイド: インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と、利用できない者との間に生じる格差のこと。

1-6 基本方針

改訂4次総合計画の施策体系は「5つの基本目標」に連なる「28の基本施策」と「103の個別施策」で構成していましたが、その効果を継続的に評価するため、基本施策については原則として枠組みを維持するものとします。一方、個別施策についてはそれぞれの取組結果と評価に基づき、必要に応じて加除するものとします。

基本目標で示した分野別の将来像を達成するため、基本計画では主に「受益者(対象)」ごとに「目指す状態」を具体化していきますが、施策・事業への展開にあたっては全分野共通のルールとして以下の4点に配慮するものとします。

(1) まちの独自性をみつける

定住先としての独自の強み(オリジナリティ)を発揮するよう取組みます。

居住に適したまちとして《遠くから見ると一体に見える》よう隣接する岡山・倉敷両市の動向を常にキャッチアップするとともに、それら両市の狭間でも《近寄ると際だって見える》まちとなるよう、施策ごとに独自の強みとなるポイントを明確化します。

(2) まちの成長力を高める

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与するよう取組みます。

まちとしての持続可能性を担保するため人口の変動に対応した事業展開を進めることはもとより、個別の施策における目指す水準の設定や進行管理に際してSDGsの活用を進めます。

(3) 情報の共有を深める

参画と協働に必要な情報の入手(アクセシビリティ)を容易にするよう取組みます。

日々の仕事や生活だけでなく、町政や地域自治への参画・協働においても不可欠な地域の情報について、即時性、即地性、個別性、相互性、安全性等に配慮したものとなるよう、提供すべき情報の内容や発信・共有プロセスを具体化します。

(4) 行政サービスを安定する

根拠と意図を明確にし、説明責任(アカウンタビリティ)を果たせるよう取組みます。

施策を具体化する手法の選定においては、受益者と目指す状態変化を明確にして想定外のモレを防ぐとともに、ムリ・ムラ・ムダの解消に向けて効果と経費を定量的・包括的・継続的に把握します。

はやしま未来予想図(10年後の早島町)



宮本 咲季 (小4)

第 2 章 前期基本計画

2-1 基本計画の概要

基本計画の位置づけと役割を以下に示します。

(1) 基本計画の構成と期間

総合計画基本計画(以下、「基本計画」といいます。)は、基本構想で示した5つの基本目標の達成に向けて必要な取組を、町政の全分野に関して体系化するものです。

基本計画における体系は、《基本目標》と《基本施策》、《個別施策》の3階層で構成しており、実施計画の中で町が実施するすべての「事務事業」と対応するかたちで整理します。

前期基本計画の期間は令和4(2022)年1月から令和8(2026)年度までとします。

(2) 分野別計画との内容の整合

本町には、さまざまな分野ごとに定めた施策の基本的な方針や中長期の事業計画(マスタープラン)があります。社会情勢や法の改正などにあわせて数年ごとに見直されるこれらのマスタープランと基本計画の整合を図るため、それぞれの改訂にあわせて相互に調整・反映し、町として実施するすべての施策・事業が総合計画の中で位置づけられるようにします。

(3) 分野横断的な取組

基本計画は、基本構想で描いた基本目標の実現に向けて、誰が何に取組むのかを示した役割分担の体系でもあります。そのため、すべての施策にはその推進と進行状況の報告に責任を持つ主務課を設定しています。

一方で、施策の対象となる受益者や公共施設等の多くは解決すべき複数の問題を持ち、それを生み出している状況も一面的ではありません。基本計画の推進にあたっては、施策ごとに想定する受益者や公共施設等のおかれた状況を把握している関係課とも協力しあいながら、必要に応じて関係課のグループとして取組に当たります。

(4) 施策の進行管理

すべての基本施策において、あるべき状態としての「達成したい目標(施策目標)」と、正しく目指す方向に進んでいることを確認するための「施策の進行を示すデータ(数値指標)」を設定しています。

これにより、施策を所管する部署だけでなく、町民や議会、町外の人にも「町が何のために何をやっていて、成果が出ているのかどうか」を容易に確認できるようにしています。

(5) 実施計画との関係

成果ベースで総合計画を進行管理するにあたり、成果指標の達成度などを参照しながら行政資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的な施策へ配分するなど、選択と集中を図るとともに、実績を基に事務事業を見直して施策の効果を高めていきます。

具体的には、10年後の将来像を描いた基本構想と前半5年間の取組方針を示す基本計画に加え、予算・スケジュール・重点化方針を含んだ事務事業の実施計画を総合計画の中に位置づけ、早島町一般会計財政見通しとの整合を図ります。

(6) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された行動計画において示された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

2030年を期限とする包括的な17のゴールと169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境など広範な課題に総合的に取り組む内容となっています。国においては、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、平成28年12月の会合において「SDGs実施指針」を策定し、経済、社会、環境の分野における8つの優先課題と140の施策を盛り込むとともに、地方公共団体の役割の重要性を指摘しています。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方公共団体におけるSDGsの取組推進が位置付けられるなど、積極的な取組が期待されています。今後、人口減少社会がもたらすさまざまな課題の克服は、行政だけの力で解決できるものではなく、民間企業をはじめ、多様な主体が一丸となって取り組んでいくことが必要です。

本町では総合計画の推進を図ることはSDGsの目標達成にも資するものと考え、SDGsに関連する取組として、これまで先進的に持続可能な開発のための教育(ESD)に取り組んできており、「持続可能な社会の担い手」を育むものであることから、前期基本計画及びSDGsの目標達成に向けて引き続き推進していきます。また、「施策ごとに関連するSDGsの17のゴールを示すアイコンを表示」し、官民連携による地方創生の一層の推進を図ることとします。

図表 29 SDGsアイコン

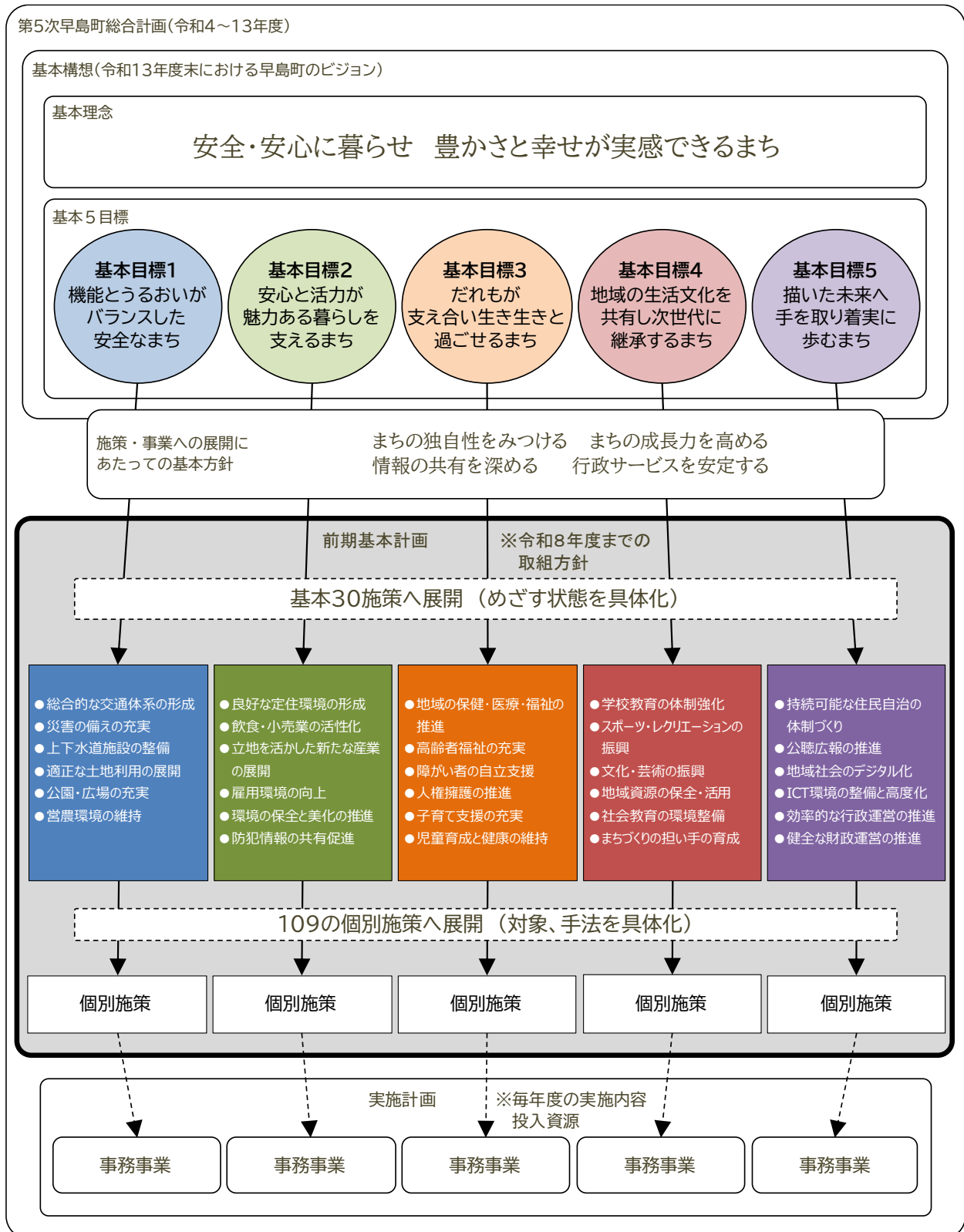


2-2 施策の体系

基本構想で示した基本5目標を30の基本施策に区分し、施策分野ごとの《目指す状態》として具体化します。さらに、その達成に向けた取組の《目的と手段》を109の個別施策で明らかにします。

なお、具体的な着手時期やヒト・モノ・カネなどの投入資源については、毎年策定する実施計画で《事務事業》ごとに示していきます。

図表 30 第5次総合計画 前期基本計画の施策体系



前期基本計画 目次

基本目標 1 機能とおいがバランスした安全なまち	
11 総合的な交通体系の形成.....	42
12 災害の備えの充実.....	44
13 上下水道施設の整備.....	46
14 適正な土地利用の展開.....	48
15 公園・広場の充実.....	50
16 営農環境の維持.....	52
基本目標 2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち	
21 良好な定住環境の形成.....	54
22 飲食・小売業の活性化.....	56
23 立地をいかした新たな産業の展開.....	58
24 雇用環境の向上.....	60
25 環境の保全と美化の推進.....	62
26 防犯情報の共有促進.....	64
基本目標 3 だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち	
31 地域の保健・医療・福祉の推進.....	66
32 高齢者福祉の充実.....	68
33 障がい者の自立支援.....	70
34 人権擁護の推進.....	72
35 子育て支援の充実.....	74
36 児童育成と健康の維持.....	76
基本目標 4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち	
41 学校教育の体制強化.....	78
42 スポーツ・レクリエーションの振興.....	80
43 文化・芸術の振興.....	82
44 地域資源の保全・活用.....	84
45 社会教育の環境整備.....	86
46 まちづくりの担い手の育成.....	88
基本目標 5 描いた未来へ手を取り着実に歩むまち	
51 持続可能な住民自治の体制づくり.....	90
52 公聴広報の推進.....	92
53 地域社会のデジタル化.....	94
54 I C T環境の整備と高度化.....	96
55 効率的な行政運営の推進.....	98
56 健全な財政運営の推進.....	100

11 総合的な交通体系の形成

111 体系的な道路の整備と維持管理

112 交通事故の未然防止

113 交通安全教育の推進

114 公共交通機関の利便性の向上



現状と課題

本町は広域交通の結節点という拠点性の高さを有していますが、渋滞を避ける車両が生活空間に流入し、歩車分離されていない通学路やアンダーパス、水路と並行する狭あい道路¹¹などでの危険性が高まっています。現在、国により調査が進んでいる国道2号岡山バイパスの部分立体交差化事業と連動した体系的な道路網の整備と、交通安全施設の適切な整備により通過交通の増大を防ぎつつ、生活道路における歩行者・自転車の安全を確保していく必要があります。

また、これら早島町周辺における交通事情は近年変化が著しいことから、町外から転入して間もない世帯の児童や高齢者を中心に、交通安全意識のより一層の高揚を図る必要があります。

一方、高齢化にともなう運転免許の返納や当初から自家用車を持たない転入世帯が増加していることから、町役場周辺の公益施設、早島駅などと町北部の住宅団地や流通センター、中庄駅などとの円滑な移動手段を確保していく必要があります。

自家用車に依存しなくても、誰もが安全・安心に移動できるような交通環境を確保し、維持していく必要があります。

施策目標

- ・歩行者や自転車と車両が輻輳^{ふくそう}せず、お互いが安心して通行できるようになっています。
- ・生活空間における通過車両が減少し、町内の道路の安全性が高まっています。
- ・交通安全施設が適切に維持管理されています。
- ・町民に交通ルール、マナーが普及しています。
- ・町内を公共交通で移動する人が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□人口1万人あたりの人身交通事故件数	25件(令和2)	減少
□早島駅の1日あたり平均乗降客数	1,882人/日(令和2)	増加
□コミュニティバスの年間利用者数	47,755人(令和2)	増加

用語解説

¹¹ 狭あい道路:幅員4m未満で一般の交通の用に供している道路のことです。

施策の方針

生活空間へ流入する通過車両を抑制し、交通安全施設の適切な維持管理により、市街地内の安全性の向上を図ります。警察・交通安全協会やPTAなどの関係団体・町や教育委員会が連携し啓発を進めるとともに、各機関が連携して交通危険箇所の把握に努めます。

また、コンパクトな町域をさまざまな目的に適した手段で自在に移動できるよう、公共交通のターミナル機能とネットワーク性の向上を目指します。

個別施策における取組

111 体系的な道路の整備と維持管理（建設農林課）

都市計画道路早島大砂線、駅前バイパス線の整備とあわせた、幹線町道の整備とインターチェンジ周辺の物流施設の集約にともなう計画的な道路網の確保に努めます。

国が直轄事業で進める国道2号の交差点立体化については、県道交差点での南北移動の円滑化と物流の効率化に向け、国・県・岡山市・倉敷市と連携し早期の事業実施に努めます。

また、歩行者・自転車が安全に通行できるよう生活道路の維持管理に努めます。

112 交通事故の未然防止（建設農林課・総務課・学校教育課）

通学路をはじめとする生活道路を中心に、グリーンラインや交差点のカラー舗装など交通安全施設の設置や道路改良などの効果的な交通安全対策について、道路管理者や倉敷警察署などの関係機関と連携して実施します。

また、交通評議員、学校園、PTAなどと協力して町内の交通危険箇所を見極め、通学路をはじめとする生活道路での安全対策や、水路と並行する狭あい道路での転落防止柵の設置を計画的に進めます。

113 交通安全教育の推進（学校教育課・総務課）

保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、児童生徒らが交通ルールを習得するための安全教室を実施します。また、下校時には教員が同行するなど継続的な交通指導を実施します。

併せて、町民の交通マナー向上を図るため、町内の交通安全関係団体や倉敷警察署と連携し、各種啓発事業を実施します。

114 公共交通機関の利便性の向上（建設農林課・まちづくり企画課・整備計画室）

公共交通機関を利用した町外主要地域との移動円滑化について、ニーズの変化を踏まえつつ将来的なあり方を検討します。

また、早島駅のバリアフリー化を進めるとともに、駐車場・駐輪場の確保など駅周辺の交通利便性の向上に努めます。駅と観光センターとの連携を図り、コミュニティバスをいかした買い物支援など、早島駅を交通と生活利便性が直結した拠点として整備を進めます。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン

主務課	関係課
建設農林課	総務課、学校教育課、まちづくり企画課、整備計画室

12 災害の備えの充実

- 121 災害時の情報伝達体制の整備
- 122 地域防災力の向上
- 123 消防組織・体制の強化
- 124 防災対策の推進
- 125 業務継続計画に基づく体制の整備
- 126 住宅等耐震化の推進



現状と課題

本町は、倉敷消防署と町消防団との連携を図りつつ、全町的な防災訓練の実施や防災マニュアル・防災マップの作成、自主防災組織の活動支援などにより防災意識の高揚を図ってきました。しかしながら、東日本大震災や西日本豪雨などの経験から、従来の想定や対策では被害を十分に抑えることが困難な状況も明らかになってきました。

マグニチュード 8～9 クラスとなる南海トラフ地震の発生確率が 30 年以内で 70～80%と予想されるなど、大災害がいつ発生してもおかしくない状況を踏まえ、《起きてはならない最悪の事態》を想定外にしないハード面の対策をすべての分野で進めるとともに、災害が発生した際の情報入手や各自の避難行動を町民全員が把握できている段階へと進める必要があります。

また、現行の耐震基準¹²を満たさない住宅が存在すると見込まれますが、耐震改修の普及には改修費用の大きな負担を軽減していく必要があります。

施策目標

- ・町民、地域、行政が災害時に情報を共有できる仕組みが整っています。
- ・必要に応じてすぐ避難できる体制が整っています。
- ・町内の各地域で、自主防災組織を中心とした防災体制が整っています。
- ・消防防災施設や備蓄品が適切に更新されています。
- ・災害発生時における周辺自治体や事業者との協力体制が整っています。
- ・防災計画が、最新の町の実態に即した内容に見直されています。
- ・町内の住宅の耐震化が進んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□防災訓練を実施した地区数	2 地区(令和 2)	増加
□火災件数	3 件(令和 2)	減少
□町メールマガジン、防災アプリの登録件数	2,069 件(令和 2)	増加
□防災メールの登録件数	758 件(令和 2)	増加
□住宅の耐震化率	90.7%(令和 2)	上昇

用語解説

¹² 耐震基準:建築物の設計に適用する、地震に耐えることのできる構造上の基準。昭和 56 年 6 月 1 日以降は震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないよう設定されています。

施策の方針

早島町地域防災計画に基づき「減災」の考え方を取り入れた防災体制を整えるとともに、「自分の命は自分で守る」という平時における災害への意識と備え、有事における情報の正確・迅速な周知の仕組みづくりにより町民・地域・行政が一体となった地域防災力の向上に取組みます。また、現行の耐震基準を満たさない住宅や建築物の所有者・住民に対し、耐震化などの対策の必要性や重要性の啓発を行い、耐震化率の向上を図ります。

個別施策における取組

121 災害時の情報伝達体制の整備（総務課）

防災行政無線や町のスマートフォンアプリ(はやしまナビ・コスモキャスト)など、伝達手段の多重化・多様化に努め、災害時の情報伝達体制の整備を推進します。

122 地域防災力の向上（総務課）

特に自主防災組織や小中学生を重点的な対象として、的確な目標や被害の想定に基づく防災訓練や研修・啓発を行います。また、各地区へ防災資機材の整備を図ることで災害発生時の初動体制の強化に努めます。

123 消防組織・体制の強化（総務課）

消防団装備の充実や訓練内容の充実を図り、機庫や消防水利など老朽化した消防施設を改修します。また、消防団組織の維持を図るため、団員確保の取組を進めます。

124 防災対策の推進（総務課・建設農林課）

常に現場からの情報を反映し、生きた地域防災計画とします。また、災害時における食料、飲料水、生活必需品の供給など民間企業と協定締結を進めます。さらに、第2次スクリーニング計画¹³に基づいて宅地をカルテ化し、大規模盛土の崩落による人的被害や財産被害の防止・軽減に努めます。

125 業務継続計画に基づく体制の整備（総務課・まちづくり企画課）

大規模災害時においてもいち早くネットワークやシステムを復旧させるため、業務継続計画¹⁴に沿った体制・環境の整備を進めます。

126 住宅等耐震化の推進（建設農林課）

耐震診断及び木造住宅の耐震改修にともなう所有者等の負担の軽減が図れるよう、耐震費用の一部を補助します。

関係する課題別計画

- 早島町地域防災計画
- 早島町耐震改修促進計画
- 業務継続計画

主務課	関係課
総務課	建設農林課、まちづくり企画課

用語解説

¹³ 第2次スクリーニング計画：危険な盛土造成地を把握し、速やかな対策につなげていくためには市町村内に多数存在する盛土造成地の調査について計画的に順次進めるため、どの盛土から調査を行うかを決定する計画のことです。

¹⁴ 業務継続計画：大規模な災害の発生など、ヒト・モノ・情報などの利用が制限される状況で、応急対策や優先度の高い通常業務を特定し、必要な資源の確保・配分や実際の手続き、指揮系統をあらかじめ定めた計画のことです。

13 上下水道施設の整備

131 安全安心な水の安定供給の確保

132 上下水道事業経営の健全化

133 下水道施設の長寿命化

134 上下水道区域の見直し

135 浸水被害防止対策の推進



現状と課題

多発する自然災害で非常時におけるライフライン¹⁵の確保に大きな関心が集まる中、上下水道施設においては、老朽化した施設・管路の維持管理や地震等の災害に備えた耐震化が急務となっています。

浸水被害対策として水路の維持管理や幹線水路の改修を行っていますが、集中豪雨などにより下水道や水路の排水能力を上回る雨水流出によって浸水の想定される区域があり、水系の自治体と連携した対策が課題となっています。町内に2か所ある排水機場についても、改修と維持管理コストの高騰が見込まれます。

施策目標

- ・災害時も含め、いつでも安全安心な水を飲むことができます。
- ・上水道管の耐震性が高まっています。
- ・台風や大雨の時にも水害や土砂災害が発生しにくくなっています。
- ・上下水道施設、排水施設が適切に維持管理されています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□上水道管路の耐震化率	41.1%(令和2)	上昇
□上水道事業会計の経常収益対経常費用比率	119.43%(令和2)	上昇
□水道の有収率	89.9%(令和2)	上昇
□下水道管路の点検・調査率	34.0%(令和2)	上昇
□水路整備の実施延長	- km(今後調査*)	増加

* 令和3年度の数値を基準値とします。

用語解説

¹⁵ ライフライン: 命綱・生命線の意味で、都市機能を維持し人々が日常生活を送るために必要不可欠な設備のこと。阪神・淡路大震災で電気・ガス・水道・電話や交通システムなどが麻痺したことを受け、災害時においてもサービスの維持や早期復旧が必要なものへの関心が高まりました。

施策の方針

水道水の供給需要の変動を見込んだ長期事業計画を基に、基幹管路の耐震化と合わせた老朽管の更新事業を計画的に進めます。また、町内に残る未水洗化世帯への啓発を引き続き行い、生活環境の保全とともに公共用水域における水質を保全します。

さらに、各種施設の適正な維持管理により、長寿命化¹⁶と管理コストの縮減を図ります。

個別施策における取組

131 安全安心な水の安定供給の確保（上下水道課）

町内全域に安全安心な水の安定供給を実現するため、早島町上水道基本計画を基に、災害時の給水拠点として必要な応急給水施設を含めた整備・更新を着実に進めます。また、地震等の災害時に備え、管路等の更新にあわせた耐震化を進めます。

132 上下水道事業経営の健全化（上下水道課）

適正な料金の設定、事務の合理化、効率的な投資を行うなど、事業経営の健全化に取り組めます。また、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、下水道事業の公営企業会計への移行を推進していきます。

133 下水道施設の長寿命化（上下水道課）

下水道機能を継続的に確保するため点検・調査を行い、下水道施設の適正な維持・更新を行っていきます。

134 上下水道区域の見直し（上下水道課）

老朽化等により課題のある上水道施設を廃止し、配水区域を変更することで集中的な対策を進めます。また、下水道事業については、現在 2 系統ある汚水処理施設への放流先を集約することで効率的な事業運営を行っていきます。

135 浸水被害防止対策の推進（建設農林課・上下水道課）

大雨による浸水対策として、弁才天排水機場や汐入川排水機場の長寿命化をはじめとする事業計画の策定や、児島湖周辺自治体との緊密な連携を進めます。また、水路の改修や浚渫により保水機能を向上するとともに、定期的な維持管理に取り組めます。

集中豪雨時に浸水が想定される区域の内水ハザードマップを作成し、浸水する深さや避難方法などの情報を住民に提供するなど、内水はん濫による浸水被害を最小限にとどめるよう努めます。

関係する課題別計画

- 早島町都市計画マスタープラン
- 早島町上水道基本計画
- 早島町水質検査計画
- 早島町下水道事業経営戦略
- 下水道ストックマネジメント計画

主務課	関係課
上下水道課	建設農林課

用語解説

¹⁶ 長寿命化：公共施設においては、建設後の活用期間中に適切な維持管理やグレードアップ改善を実施することで、設計時点で想定した年数よりも長く活用できるようにすることをいいます。

14 適正な土地利用の展開

141 新たな定住空間の形成

142 住環境に配慮した業務地の形成

143 日常生活に必要な施設へのアクセス向上



現状と課題

市街化区域内の地価が高騰することで、早島駅周辺をはじめとした市街化調整区域において 50 戸連たん制度¹⁷を用いた小規模な宅地開発が増加しており、定住に必要な拠点施設や都市基盤の整備との連携が課題となっています。

また、早島インターチェンジ周辺では地区計画¹⁸等を活用した民間開発により産業の集積が進み、業務地不足は解消に向かっているものの、周辺の住環境との調和にこれまで以上の配慮が必要となっています。

一方、人口密度の高い団地などでは移動販売車による食品などの販売がみられるものの、自宅から歩いていける距離に日常の買い物ができる店舗は多くありません。高齢者の増加に備え、車がなくとも生活に困らない環境の整備が必要です。町内の公共交通での移動はコミュニティバスの運行により担保されていますが、免許返納者の増加などにより多様化する移動ニーズに対して交通のあるべき姿について検討していく必要があります。

施策目標

- ・町内のポテンシャルのある地域で計画的な土地利用の転換が進んでいます。
- ・新たな拠点となる地区で総合的な基盤整備が進んでいます。
- ・住工の混在が解消され、良質な住まいづくりが進んでいます。
- ・早島インターチェンジ周辺などの企業地や商業地に立地する企業が増えています。
- ・住宅都市としての機能が充実し、暮らしの利便性が向上しています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□人口	12,684 人(令和 2)	増加
□世帯数	5,088 世帯(令和 2)	増加
□市街化区域における人口の割合	77.5%(令和 2)	増加
□コミュニティバスの年間利用者数	47,755 人(令和 2)	増加

用語解説

¹⁷ 50 戸連たん制度:住宅等の建築が本来認められない市街化調整区域において、敷地間の最短距離が 55mを超えない距離で建築物が 50 以上連なっている土地に特例として宅地開発の許可を受けることができる制度。市街化調整区域に数戸単位で住宅が増え、計画的な都市基盤の整備が難しいなどの弊害があります。

¹⁸ 地区計画:住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する制度。生活道路、小公園の整備、建物の用途・高さ制限などのルールについて、土地・建物の所有者が話し合って定めます。

施策の方針

駅に隣接または近接した地区で、計画的な宅地形成と都市機能の誘導を図ります。

その他のポテンシャルのある地域においては、住環境に配慮しつつ立地特性をいかした土地利用への転換を図ります。

また、高齢化して暮らしが変っても住み続けられるよう、日常生活に必要な機能が集約した地区への公共交通によるアクセスを確保します。

個別施策における取組

141 新たな定住空間の形成（建設農林課・整備計画室）

駅の拠点性を高めるとともに、駅に隣接または近接した地区の市街化編入を目指し、良好な住宅地の誘導を図ります。

142 住環境に配慮した業務地の形成（建設農林課）

早島インターチェンジ周辺の広域交通の利便性をいかし、民間の活力を牽引する良好な業務地への計画的な転換を図るとともに、集落の拠点に近接するエリアでは、緩衝帯となる緑地の創出や保全を推進し、住工分離による住環境への配慮に努めます。

143 日常生活に必要な施設へのアクセス向上（まちづくり企画課）

既成市街地や駅、役場周辺などの都市機能が集約したエリアを、公共交通機関の連携とバリアフリー化の促進により移動しやすい空間とします。また、町内の拠点間と日常生活に必要なスーパーや病院へのアクセスを改善し、移動ニーズに即したより使いやすいコミュニティバスとしての運行継続を図るとともに、コミュニティバスを含めた生活交通¹⁹のあり方について検討します。

関係する課題別計画

- 早島町都市計画マスタープラン
- 早島町都市構造再編計画
- 金田・下野地区土地利用計画

主務課	関係課
建設農林課	まちづくり企画課、整備計画室

用語解説

¹⁹ 生活交通：法令などで定義はされていませんが、一般的に、「地域における通勤、通学、通院、買い物などの私たちの日常生活に不可欠な身近な公共交通」とされています。

15 公園・広場の充実

151 都市公園の利用増進

152 都市公園の適切な管理・運営

153 緑地の保全と緑化の推進



現状と課題

本町における町民1人あたりの都市公園²⁰面積は44㎡(緑地を除くと22㎡)であり、国の基準である10㎡は上回っているものの、決して利用者は多くなく、生活の中で十分活用されているとはいえない状況です。一方で、公園施設の老朽化にともない、維持管理の負担は年々増加する傾向にあります。

利用を促進するためには、公園に求められる機能・目的・役割を明確にし、利用者の満足度を高め、特定の利用者だけではなく、幅広く利用者を増やしていく必要があります。また、負担の軽減とあわせた適正な管理のありかたについて、多様な手法を検討する必要があります。

施策目標

- ・地域ごとにある広場の利用者が増え、地域活動の場として活用されています。
- ・外に出て遊ぶ子どもが増えています。
- ・就学前の幼児がお母さんと安全に遊べる公園が、住宅から歩いていける距離にあります。
- ・多くの高齢者が公園で体を動かしています。
- ・町民が誇れる緑地がまちなかに保たれています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□公園や緑地の整備状況に関する満足度(指数)	3.28(令和元)	上昇
□子どもの遊び場の整備状況に関する満足度(指数)	3.06(令和2)	上昇
□町有公園施設の総維持管理費	30,736千円(令和2)	減少

用語解説

²⁰ 都市公園:都市公園法に基づく公園または緑地で、地方公共団体もしくは都市計画区域ごとに設置する施設。主に市町村内の住民利用を想定したものとしては街区公園(250m圏)、近隣公園(500m圏)、地区公園(1km圏)などがあります。

施策の方針

既存施設の改善や機能強化を念頭におきながら、共通して求められる安全性などに加え、広域的な集客や住民の生活に密着した利便性など施設ごとに備えるべき機能を整理し、利用者の満足度の向上を目指します。

個別施策における取組

151 都市公園の利用増進（建設農林課）

都市公園については、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い意見を踏まえ、目的や機能を特化・充実させることにより「四季を通じて楽しめる憩いの場」、「町民共有の地域活動の場」となるよう利用の促進を図ります。

また、緊急時の避難場所として利用できるよう、求められる機能の整備を図ります。

152 都市公園の適切な管理・運営（建設農林課）

公園施設の適切な維持管理により、安心して利用できる環境整備に努めます。

また、都市公園については、PFI手法²¹や指定管理者制度等のPPP²²手法を実施可能な公園へ導入し、民間活力をいかして利用の促進を図ります。

153 緑地の保全と緑化の推進（建設農林課）

緑地の計画的な保全とあわせ、身近に自然を感じ景観上の潤いとなる貴重な緑を確保するため、公園や広場の植栽による総合的な緑化を推進します。

関係する課題別計画

- 早島町都市計画マスタープラン
- 早島町公園施設長寿命化計画
- 早島町景観計画

主務課	関係課
建設農林課	

用語解説

²¹ PFI: Private Finance Initiative の略で、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法のことです。

²² PPP: Public Private Partnership の略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

16 営農環境の維持

161 農業の担い手の確保・育成

162 特色ある地域農業の振興

163 農業生産基盤の整備



現状と課題

本町は田畑あわせて約70haを農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域²³として指定しています。南部の平野部は水稻の栽培が中心で、散在する畑では野菜類の栽培が行われています。北部の丘陵地では果樹を主体とする農業が行われています。

副業的農家など経営規模の小さい農家が多く、農業者の高齢化や担い手不足が課題となっています。農業用水路の基盤整備が進んでいないことや担い手への農地の利用集積が進展していないため、農業経営の効率化が図られていません。

既存の農家の経営基盤を強化するとともに、良好な緑地環境を維持・保全する必要があります。

施策目標

- ・農業に従事する意欲ある人が確保できています。
- ・農家の経営規模が拡大し、先進的な農業を営んでいます。
- ・野菜などの生産と地場消費が伸び、販路が拡大しています。
- ・水辺生物の生態系を支える緑地環境が保全され、美しい田園風景が広がっています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
<input type="checkbox"/> 認定農業者数	7人(令和2)	基準値を維持
<input type="checkbox"/> 荒廃農地面積	0.8ha(令和2)	減少
<input type="checkbox"/> 【再掲】水路整備の実施延長	- km(今後調査*)	増加

* 令和3年度の数値を基準値とします。

用語解説

²³ 農用地区域: 今後10年以上の長期にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が策定する「農業振興地域整備計画」内の「農地利用計画」において設定されている区域のことで、農用地区域内では、農地転用の制限等の措置がとられています。

施策の方針

担い手への農地の集積化を進めるとともに、岡山・倉敷の県内二大都市に近い立地をいかした販路の拡大に取り組めます。

担い手対策の一環として、会社勤めをしながら農業に従事できる相談体制を充実させ、定年後も引き続き農業に従事できるよう支援を行います。

また、体験農業や地産地消の推進により、町民が本町の農業に触れる機会を増やします。

個別施策における取組

161 農業の担い手の確保・育成（建設農林課）

水路整備等による基盤整備や農地中間管理機構²⁴の積極的な活用による農地の集積・集約化を進め、安定した農業経営の確保を支援します。

162 特色ある地域農業の振興（建設農林課）

岡山県の二大都市である岡山・倉敷に近い立地条件をいかし、野菜など農産物の販路拡大を図ります。営農の魅力を高めるため、付加価値の高い農業を画策します。

163 農業生産基盤の整備（建設農林課）

農業生産基盤である水田について、水路整備を計画的に進め、生産性と防災性能の向上を図ります。

関係する課題別計画

- 人・農地プラン
- 早島農業振興地域整備計画
- 早島町農業経営基盤強化促進基本構想
- 早島町都市計画マスタープラン

主務課	関係課
建設農林課	

用語解説

²⁴ 農地中間管理機構：高齢化や後継者不足などで耕作のできない農地を借り受けて担い手の農家に貸し付けるなど、農業者の経営の安定化を支援する公的団体のことです。

21 良好な定住環境の形成

211 良質な居住環境の保全

212 計画的な土地利用の推進

213 関係人口の創出と移住定住の促進

214 空き家の利活用と管理

215 重層的な住宅セーフティネットの形成



現状と課題

現在の本町の市街化区域は開発の余地が少ないため、早島駅周辺をはじめとした市街化調整区域に目が向けられており、50戸連たん制度による住宅開発等が増加しています。今後は市街化調整区域での開発行為が行われることでインフラ整備が必要となり、財政面での圧迫等が懸念されます。限られた町域を上手く活用するためには、計画的な土地利用が必要となります。

現在は人口が増加傾向にありますが、今後予測される人口減少や高齢化により、空き家が増加し、将来的に地域の活力の低下やコミュニティの維持が困難になると予想されることから、空き家対策を進めていく必要があります。

また、従来は低所得世帯を中心とする住宅困窮者を対象としてきた町営住宅ですが、災害発生時や新型コロナウイルスの感染症拡大による一時使用など、幅広い居住のセーフティネットとして役割が拡大しつつあります。

施策目標

- ・良好な居住環境が整い、町民の定住や町外からの移住が進んでいます。
- ・まちなか居住が進んでいます。
- ・早島町に関心を抱き、情報を集めたり発信したりする関係人口²⁵が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□【再掲】市街化区域における人口の割合	77.5%(令和2)	増加
□ふるさと納税寄付件数	568件(令和2)	増加
□社会増減数	+43人(令和2)	増加
□町ホームページの定住・移住関係ページの閲覧数	3,230件(令和2)	増加
□空き家バンクへの物件登録数	0件(令和2)	増加
□特定空家の件数 ²⁶	10件(令和2)	減少

用語解説

²⁵ 関係人口: 定住人口でもなく、観光などで訪れる交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。訪れたことはなくても地域に関心を抱いていたり、関心はなくても仕事などで実際に訪れている人々を含みます。

²⁶ 特定空家: 適切な管理がされていない空き家で、地域の防災・衛生・景観などへの影響から放置することが不適切であると認められる空き家のこと。市町村が定める空家等対策計画で指定することができます。

施策の方針

快適な居住環境の形成に向けた計画的なまちづくりと、町内の空き家の活用システムや特定空家等への対策による町内での良好な住宅ストック形成によって、移住・定住の促進と関係人口の創出を図ります。

また、住宅困窮者の居住安定に向け、住宅セーフティネットの形成を官民の連携で進めます。

個別施策における取組

211 良質な居住環境の保全（建設農林課）

土地利用の規制・誘導によるまちづくりと連動し、風景と調和するまちなみの形成に向けた住民主体のルールづくりを支援します。場所ごとの景観特性に応じた多様な景観配慮を引き出し、景観保全への住民意識の醸成を図ります。

212 計画的な土地利用の推進（建設農林課）

将来的な市街化編入を目指す早島駅に隣接または近接した地区において、地区計画の手法を用いた計画的な土地利用の誘導を行います。

213 関係人口の創出と移住定住の促進（まちづくり企画課）

ふるさと納税等を活用し、関係人口の創出を図ります。また、移住を検討する人に向けて、立地の優位性からテレワーク等多様な働き方に対応できる早島町での暮らしの魅力をさまざまな情報媒体を活用して発信します。

214 空き家の利活用と管理（建設農林課・まちづくり企画課）

空き家情報バンク制度の周知等により空き家の利活用を促進するとともに、改修や家財整理への支援を行います。また、移住を希望する若者などに対して空き家情報を提供します。

倒壊の危険がある特定空家等の解体・撤去に一部工事費を補助します。空き家等の実態を定期的に調査し、所有者または管理者に対して適正管理の責務に関する情報提供を行います。

215 重層的な住宅セーフティネットの形成（建設農林課）

新たな住宅セーフティネット制度²⁷の周知を進めるとともに、町営住宅長寿命化計画を改定し、予防保全的な管理とライフサイクルコスト²⁸の縮減に努めます。

関係する課題別計画

- 早島町景観計画
- 早島町都市計画マスタープラン
- 早島町都市構造再編計画
- 早島町空家等対策計画
- 早島町営住宅長寿命化計画(改定版)

主務課	関係課
建設農林課	まちづくり企画課

用語解説

²⁷ 新たな住宅セーフティネット制度：民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない良質な住宅としてデータベースに登録してもらい、広く情報を提供する制度のことです。

²⁸ ライフサイクルコスト：製品や構造物などの費用を、製造や購入だけでなく、調達や管理、廃棄までの段階すべてで積み上げて評価する考え方のことです。

22 飲食・小売業の活性化

221 小売商業の振興

222 歩いて暮らせる魅力ある商店の形成

223 地域資源の観光活用と観光開発

224 イベントによる観光交流の拡大



現状と課題

本町は、江戸時代の干拓や畳表のまちとして繁栄した歴史を、町中央部の町筋のまちなみや田園風景として残しています。それらを活用し、いかしの舎や観光センターを拠点とした《まち歩き》を中心に町の魅力を発信しています。

一方で、町中心部の既存の商店は空き店舗が目立ち、町北部の団地エリアには商店立地が少ないことから、町民の多くは町外の大規模商業施設まで買い物に出かけています。町内には食事や買い物ができる場が減ってきており、《まち歩き》を中心とした町の魅力を発信する上でも、特色ある飲食店や小売店を増やしていくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症対策により経済活動は大きく落ち込み、アフターコロナ時代の新しい生活様式への対応が求められていることから、アフターコロナを見越した事業の継続支援や営業基盤の強化が必要となります。

施策目標

- ・身近で買い物を済ませられる商店が町内に増えています。
- ・観光ボランティアガイドの利用が増えています。
- ・町内で開催されるイベントで多くの人が交流しています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□つくぼ商工会早島地区会員数	183 事業者(令和2)	増加
□《ALKARE早島》協賛店舗の数	14 件(令和2)	増加
□《ALKARE早島》スタンプ参加者数	47 人(令和2*)	増加
□観光ボランティアガイドの延べ活用回数	2 回(令和2)	増加
□観光ボランティアガイドを利用した人の数	110 人(令和2)	増加
□早島町中小企業応援事業補助金の延べ活用件数	3 件(令和2)	増加

* 令和2年3月から令和3年7月まで。

施策の方針

既存商店の活性化にあたっては、つくば商工会と連携し、ハード・ソフトの両面で商業環境の高度化を進める事業者への支援を行うとともに、新規商店の起業を目指します。

また、歴史と自然を核とした観光体験の質的な向上を目指し、町内の人材や地域資源の活用、公共交通機関を利用する町内の回遊ルートの形成、集客イベントを開催する町民・団体への支援を行うとともに、広域交通の結節点である立地をいかし、多くの人を訪れるようまち歩きや観光などの情報発信を行います。

個別施策における取組

221 小売商業の振興（まちづくり企画課）

つくば商工会と連携して既存商店の振興を図るとともに、新規事業者の開業支援に取り組めます。また、空き店舗などの活用や業種転換の取組に対する支援とあわせ、感染症対策のための「新しい生活様式」に対応する事業者の事業継続を支援します。

222 歩いて暮らせる魅力ある商店の形成（まちづくり企画課・整備計画室）

早島町全域を歩いて暮らせる魅力あるまちとするため、町内の飲食店や小売店の新規開業に対して支援を行います。また、《まち歩き》の拠点や目的地となる、特色ある飲食店や小売店等の情報を発信します。

223 地域資源の観光活用と観光開発（まちづくり企画課・生涯学習課）

町内の歴史的文化遺産や自然資源の保存に努めます。また、戸川家記念館や歴史民俗資料館などの歴史的文化遺産を楽しみながら散策できる不老のみちのコースを活用し、観光ボランティアとも連携を図って、町内外からの散策者や観光客をおもてなしします。

224 イベントによる観光交流の拡大（まちづくり企画課・生涯学習課）

まちの活力とにぎわいを高めるため、町内外からの参加を目的に行われる「さくらまつり」、「花ごごまつり」、「備中はやし夏まつり」などの町民主導イベントに対し、総合的な支援を行います。

関係する課題別計画

□早島町景観計画

主務課	関係課
まちづくり企画課	整備計画室、生涯学習課

23 立地をいかした新たな産業の展開

231 新たな産業拠点の形成

232 地域と調和した操業環境の整備

233 流通業務団地の機能強化

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



11 住み続けられる
まちづくりを



現状と課題

岡山県総合流通センターをはじめとして、本町の北部丘陵地に流通関連施設が集約立地していますが、中四国の広域交通の結節点という本町の恵まれた立地条件から、早島インターチェンジ周辺の市街化調整区域には、地区計画制度等を利用して流通関連企業が進出しており、新たな産業拠点が形成されてきています。

一方で、物流企業等の立地が進み、国道2号へアクセスする周辺道路での渋滞も散見されることから、立地の優位性を最大限にいかすためにも周辺道路の渋滞対策等のインフラ整備が求められます。

今後も、周辺環境への影響に配慮した土地利用の誘導により、恵まれた立地条件をいかした良好な産業地区を形成し、流通関連企業のみならず多様な産業の集積を図るとともに、持続可能なまちづくりに向け、経済の活性化や雇用の創出につながる新たな産業基盤をつくりだす必要があります。

施策目標

- ・町内の流通関連企業数が増え、税収が向上しています。
- ・企業の進出が進み、昼間人口が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□法人町民税の税収	184 百万円(令和 2)	増加
□卸売業の年間商品販売額	150,310 百万円(平成 28)	増加
□企業立地雇用促進交付金を活用した町民の新規雇用数	7 人(平成 29~令和 2)	増加
□早島町中小企業応援事業補助金の申請件数	3 件(令和 2)	基準値を維持

施策の方針

早島インターチェンジが持つ発展可能性を最大限発揮できる土地利用を検討し、周辺環境への影響に配慮した上で、土地利用の転換を図ります。既存流通業務団地内における各種規制について他県の流通業務団地なども参考にした再検証を行い、周辺環境への影響に配慮した上で、企業が活動しやすい操業環境の実現を目指します。

また、生産性が高く持続可能な産業の育成を支援し、本町の産業基盤の強化を図ります。

個別施策における取組

231 新たな産業拠点の形成（建設農林課）

既存の流通業務団地とあわせ流通業務系まちづくりの基盤となる新たな産業拠点の形成を図るため、早島インターチェンジ周辺において、流通関連企業の集積を可能とする土地利用の規制・誘導方針を、周辺環境への影響に配慮した上で定めます。

232 地域と調和した操業環境の整備（建設農林課）

新たな幹線道路を整備し、通過交通を分散化することで企業進出により発生する周辺道路の渋滞対策を図るなど、地域の住環境に配慮した操業環境の整備を進めます。

233 流通業務団地の機能強化（まちづくり企画課）

既存流通業務団地に立地する企業が中四国の拠点として存続するよう、町内事業者との情報共有の場を設けるとともに、岡山市及び関係団体と連携しさらなる機能強化に努めます。

関係する課題別計画

- 早島町都市計画マスタープラン
- 金田・下野土地利用計画

主務課	関係課
建設農林課	まちづくり企画課

24 雇用環境の向上

241 若者等の雇用の確保

242 立地誘導の推進と町内雇用の確保

243 創業支援と地域課題解決



現状と課題

早島町無料職業紹介所では物流企業などの求人情報を提供していますが、町内企業の求人しか取り扱うことができないため、企業の求人情報を閲覧に来る方は少ないのが現状です。国の進める働き方改革やコロナ禍による新卒学生の就職難、「新たな生活様式」への転換による職住近接へのニーズの高まりを踏まえ、岡山・倉敷両市も含め通勤圏で幅広く就業情報を集めていく必要があります。

また、企業が町内に進出するにあたり、町内在住者の雇用の確保に結びついていない場合もあります。町内の産業振興を就業機会の拡大につなげていく必要があります。

施策目標

- ・立地企業による求人情報の充実により、失業者の数が減っています。
- ・立地誘導により新しく企業が立地しています。
- ・地域課題を解決するソーシャルビジネス²⁹が町内に新しい雇用を生んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□完全失業率	4.1%(平成27)	下降
□事業所数	472件(平成28)	増加
□倉敷中央所管内の有効求人倍率	1.59倍(令和2)	上昇
□【再掲】企業立地雇用促進交付金を活用した町民の新規雇用数	7人(平成29～令和2)	増加
□早島町無料職業紹介所の活用件数	5件(令和2)	増加

用語解説

²⁹ ソーシャルビジネス: 高齢化問題や環境問題、子育て・教育などさまざまな社会的課題を需要とみなし、その解決を目的とする事業のことで、「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とします。

施策の方針

町内企業の求人情報の充実を図るとともに、町外の企業の求人を提供する場を設け、豊かな暮らしの実現に向けた若者の雇用確保に努めます。

また、町内へ新たに進出する企業に対し、雇用の確保に向けた働きかけを行います。

個別施策における取組

241 若者等の雇用の確保（まちづくり企画課）

町内並びに岡山県総合流通センター内に立地する企業などへの就職希望者を対象に、無料職業紹介所への来所相談やインターネットの活用により、職業相談・紹介・求人情報の提供を行います。

また、近隣市町と連携した企業の合同説明会や就職相談会を開催します。

242 立地誘導の推進と町内雇用の確保（まちづくり企画課）

立地誘導等による産業の活性化を促すとともに、立地企業に無料職業紹介所を利用してもらうなど、町内企業への就職を希望する方が就職しやすいような取組を進めていきます。

243 創業支援と地域課題解決（まちづくり企画課）

関係団体と連携した適時適切な情報提供を行うとともに、本町の既成市街地で起業する人にとって効果的な環境や制度づくりと新規創業者の抱える課題に応じた支援を行います。

また、県や近隣の市と連携してセミナーなどの開催を支援し、まちの資源を活用して地域課題を自立的かつ持続的に解決するソーシャルビジネスを活性化します。

関係する課題別計画

(なし)

主務課	関係課
まちづくり企画課	

25 環境の保全と美化の推進

- 251 環境保全の全町的な体制づくり
- 252 脱炭素社会の推進
- 253 循環型社会の形成
- 254 自然環境の保全
- 255 生活環境の保全



現状と課題

町内の森林は大部分が北部に存在しており、流通団地周辺は都市緑地であると同時に一部は保安林に指定されています。また、町中心部にも、公園を中心として身近に緑を感じられる場所が存在しています。これらの特徴的な田園・自然風景を保全していく必要があります。

地球温暖化対策としては、これまでも公共施設の節電など役場や公共施設を中心とした取組を進めてきましたが、岡山連携中枢都市圏の構成市町とともに令和3(2021)年2月に宣言した《2050年温室効果ガスの実質排出量ゼロ》を達成するため、脱炭素社会³⁰・循環型社会³¹の実現に向けた取組・施策を全町的に広げていく必要があります。

自治会による資源ごみの回収活動の支援やごみステーションの整備への補助、家庭ごみの出し方ワンポイント集の全戸配布などにより、町民アンケート結果におけるごみ収集への評価は「満足している」「どちらかといえば満足している」が合わせて75%と高い満足度がうかがえます。一方で、ごみ出しのルールやマナーが守られていない、プラスチックごみ等のポイ捨てなどもあることから、環境美化活動の啓発により町民意識を高めていく必要があります。また、ごみの総量削減と資源化については国際的な枠組みに基づくより一層の取組が必要です。

施策目標

- ・町内の美しい森林が保全されています。
- ・町内の田園風景が美しく保たれています。
- ・早島町内の二酸化炭素総排出量が減少しています。
- ・家庭ごみの総排出量が減少しています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□町民1人あたり温室効果ガスの排出量	1.27t-CO ₂ (平成30)	減少
□町民1人あたりの燃えるごみの排出量	163.3kg(令和2)	減少
□町民1人あたりの燃えないごみの排出量	14.2kg(令和2)	減少
□町民1人あたり資源ごみの量	24.9kg(令和2)	増加

用語解説

³⁰ 脱炭素社会:地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出ゼロを実現する社会のことです。

³¹ 循環型社会:大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された考え方で、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

施策の方針

環境にやさしいライフスタイルや事業活動の促進、再生可能エネルギー³²の普及や一般家庭ごみの減量に取り組むとともに、町内に残る貴重な緑の保全と創出を進め、住宅都市としての良好な環境を保全します。

個別施策における取組

251 環境保全の全町的な体制づくり（町民課）

環境基本条例に基づく環境基本計画を策定し、町民・事業者・町が一体となって持続的な環境の形成に取り組める体制を整えるとともに、多様な環境学習の機会を提供します。

252 脱炭素社会の推進（町民課）

再生可能エネルギーへの転換や省エネルギー化を引き続き促進し、町全体から排出される温室効果ガスの減少に取り組めます。また、スマートエネルギー導入への助成など、環境に配慮した住宅の普及を推進します。

253 循環型社会の形成（町民課）

生ごみ処理機の導入補助や自治会による資源ごみ回収への助成、リサイクル・マイバッグ利用の普及啓発など、《4R》³³の総合的な推進により資源の消費を抑制します。また、食品ロス削減を推進するフードドライブ³⁴の開設など、住民による主体的な活動を支援します。

254 自然環境の保全（建設農林課）

森林整備計画に基づく森林保護対策を推進するとともに、町の貴重な財産であるため池や保安林、緑地について、生態系に配慮しながら環境の保全に努めます。また、業務地などの人工的な風景との緩衝帯となる緑を効果的に配置していきます。

255 生活環境の保全（町民課）

地域の自主的な美化活動への支援や野焼きによる煙害の防止など、生活環境の保全と衛生の向上に努めます。

関係する課題別計画

- 第4次早島町地球温暖化対策実行計画
- 早島町一般廃棄物処理基本計画
- 早島町分別収集計画
- 早島町都市計画マスタープラン
- 早島町森林整備計画

主務課	関係課
町民課	建設農林課

用語解説

³² 再生可能エネルギー：太陽光・風力・地熱・バイオマス・中小の水力発電など、枯渇せず永続的に利用でき、地球環境に対して負荷の少ないエネルギーのことです。

³³ 4R: Refuse(ごみになるものを入手、購買しない)、Reduce(ごみの発生や資源の利用を減らす)、Reuse(使用済み製品や商品を再利用する)、Recycle(使用済みの製品や商品を材料として再資源化する)の頭文字。

³⁴ フードドライブ: 主に家庭で使われず余っている食品を持ち寄り、必要としている個人や団体に寄付する活動です。

26 防犯情報の共有促進

- 261 犯罪抑止のための環境整備
- 262 防犯に関する情報の提供
- 263 防犯ボランティアへの活動支援
- 264 消費者被害の未然防止と早期発見
- 265 消費相談と連絡体制の強化



現状と課題

本町では、防犯灯の設置による環境づくりや青色回転灯装着車による巡回パトロールを行う早島交番自主パトロール隊、児童の登下校時の見守り活動など住民ボランティアによる防犯活動を活発に行っていますが、その一方で、地域における連帯感の希薄化による犯罪抑止力の低下や新たな犯罪への対応など、今後の犯罪動向が懸念されています。

また、高齢者の消費者トラブルの被害は全国的にも増えており、本町が受ける消費者相談においても65歳以上の高齢者からの相談が8割を占めています。消費者トラブルの現場には行政の目が行き届きにくく、被害の発生を外部から防ぐことは困難です。また、当事者が問題を自覚できないまま被害に至ったり、拡大したりする状況があります。

消費者トラブルを未然に防ぐためには、町民に自衛のための知識を持ってもらい、地域で情報を共有しながらお互いを見守る体制をつくる必要があります。また、トラブルに対して早期に対応できるよう、相談体制を整え窓口等の周知を進める必要があります。

施策目標

- ・町民の防犯意識が高まっています。
- ・地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいます。
- ・人の目が行き届く、犯罪を起こしにくいまちの姿になっています。
- ・町民が、悪質商法や詐欺などに遭わない自衛の知識を身につけています。
- ・ひとりで自宅にいることの多い高齢者を地域で見守る体制が整っています。
- ・相談窓口や連絡網など、問題の発生時に迅速に対処できる体制が整っています。
- ・トラブルの早期にも相談できる体制があり、深刻な被害が減少しています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□刑法犯認知件数	34件(令和2)	減少
□防犯メール登録者数	582人(令和2)	増加
□自衛のための知識を得る消費者教育研修会の延べ参加人数	21人(令和2)	増加
□消費生活相談のうち契約前に相談に来られた件数の割合	13.2%(令和2)	増加

施策の方針

犯罪のない安全で住みよいまちの実現に向け、「自らの地域は自らが守る」という町民の防犯意識の高揚を図り、警察、防犯ボランティアと行政が一体となった防犯活動を推進します。

また、消費者トラブルの未然防止を最優先とし、自衛のための情報を積極的に発信・共有するとともに、特に被害の多いひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を構築します。

問題の早期解決と被害拡大防止に向けては、相談窓口の体制強化と周知を進めます。

個別施策における取組

261 犯罪抑止のための環境整備（総務課）

自治会への補助制度を継続し、町内の防犯灯の設置を促進します。

また、犯罪を抑止するため通学路を中心に街頭防犯カメラの設置を進めます。

262 防犯に関する情報の提供（総務課）

倉敷警察署などと連携し、不審者や特殊詐欺対策など防犯に関する情報提供や講習会の実施などにより、防犯意識の向上を図ります。

263 防犯ボランティアへの活動支援（総務課）

青色回転灯装着車によるパトロールや自治会などによる児童の登下校時の見守り活動など、地域ぐるみの防犯活動への支援を継続して行います。

264 消費者被害の未然防止と早期発見（まちづくり企画課・健康福祉課）

悪質商法の手口や被害の実態をわかりやすく提供し、特殊詐欺等への対策となる機器購入費用の助成などを行い、自衛のための知識や手段を提供することで、消費者被害の未然防止を図ります。

また、日頃から高齢者に接する機会の多い民生委員や、地域の人たちによる見守り体制の構築など、被害を早期発見できる環境の整備に努めます。

265 消費相談と連絡体制の強化（まちづくり企画課）

町の相談窓口に関する周知を進めるとともに、熟練した相談員の指導・助言を得てあっせん業務を行うなど相談体制の強化を図ります。

また、県消費生活センターなどと連携して、問題の早期解決と被害の拡大防止を図ります。

関係する課題別計画

□(なし)

主務課	関係課
総務課	まちづくり企画課、健康福祉課

31 地域の保健・医療・福祉の推進

311 健康づくりの増進

312 地域の医療・福祉の体制充実

313 地域福祉の連携強化

314 データヘルスの推進



現状と課題

本町には南岡山医療センターをはじめ複数の医療機関があり、周辺市にも高度の医療技術を持つ医療機関が多く専門的な医療を受けやすい環境にあります。しかし、地域との関係が希薄な住民も増加していることから、ヘルスプロモーション³⁵の考え方を踏まえ、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進していく必要があります。

健康づくりセンターを中心に各種健(検)診や健康相談などが開催され、特定健診³⁶の受診率は年々増加傾向となるなど健康に対する関心は徐々に高まっていますが、依然として1人あたりの医療費は高額となっています。特定健診・がん検診の受診を習慣づけ、病気の早期発見・重症化を予防していく必要があります。

また、高齢者の健康づくりのための取組により、低栄養・筋力低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防が重要であるとわかってきました。新型コロナウイルス感染症においても高齢者や基礎疾患のある人などが重症化しやすいとされているなど、人生100年時代に向け、医療と連携した健康づくりを推進していく必要があります。

施策目標

- ・疾病の予防、早期発見、早期治療により健康寿命が延伸しています。
- ・生活習慣の改善や予防など健康意識が高まり、特定健診の受診率が上がっています。
- ・地域の中で孤立する人が減っています。
- ・地域福祉活動に取組む自治会が増え、地域福祉の担い手が育っています。
- ・地域医療の連携体制がさらに充実しています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□特定保健指導の実施率	34.1%(令和元)	上昇
□特定健診の受診率	40.8%(令和元)	上昇
□5がん検診の平均受診率	13.4%(令和元)	上昇
□健康寿命:男性	78.5歳(令和2)	上昇
□健康寿命:女性	85.8歳(令和2)	上昇

用語解説

³⁵ ヘルスプロモーション:WHOが1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略。住民参加によって健康的なライフスタイル、健康支援の公共政策・環境づくりなどを促進することで、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。

³⁶ 特定健診:日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドロームに着目して行う健診のこと。生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣病の予防効果が多く期待できる方には、保健師や管理栄養士などの専門スタッフが生活習慣を見直すサポート(特定保健指導)を行います。

施策の方針

がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの一次予防を強化するとともに、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりに努めます。また、住民の健康データを用いた効果的な介護予防・フレイル³⁷対策を進めます。

個別施策における取組

311 健康づくりの増進（健康福祉課・町民課）

特定健康診査及び特定保健指導などの充実強化とあわせ、関係機関や地域と連携した周知啓発、健（検）診費用の支援による受診率の向上に努めます。

また、庁内の関係課はもとより、自治会、町内会など関係機関と連携した相談体制をつくり、単身の高齢者など地域との関係が希薄になりがちの人が孤立しない仕組みを整えます。

312 地域の医療・福祉の体制充実（健康福祉課）

都窪医師会や岡山県南西部圏域医師会と連携し休日・夜間診療の体制を整えるとともに、介護職員初任者研修や認知症サポーター養成講座修了者の確保に努めます。

313 地域福祉の連携強化（健康福祉課）

地域包括支援センターや早島町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体が連携・協力した地域福祉活動を展開します。

また、医療専門職を核とした関係機関と連携し、地域課題の分析、事業の企画調整及び地域の通いの場などへ積極的に関与できる体制を整えます。

314 データヘルスの推進（健康福祉課・町民課）

KDBシステム³⁸等の介護・保健・健診データを用いて地域の高齢者の特性や健康課題を把握し、保健事業と介護保険の地域支援事業等を一体的に実施します。

また、健診データとレセプト³⁹データの突合により、適切な生活習慣の改善指導など疾病の早期発見や重症化予防、フレイル予防を推進します。

関係する課題別計画

- 第3次健康はつらつ早島 21
- 早島町国民健康保険第2期データヘルス計画
- 早島町第3期特定健康診査等実施計画
- 早島町地域福祉計画

主務課	関係課
健康福祉課	町民課

用語解説

³⁷ フレイル：健康寿命を失いやすい高齢者として近年対策が重要視されている考え方で、具体的には歩行速度の低下、疲れやすい、活動性の低下、筋力の低下、体重減少のうち3つ以上の兆候が見られる場合フレイルと評価されます。

³⁸ KDBシステム：KDBは「国保データベース」のことで、国保連合会が管理する特定健診・特定保健指導、医療（後期高齢者医療含む）、介護保険等の情報を活用し、統計情報や個人の健康に関する情報を提供することを目的として構築されたシステムのことで。

³⁹ レセプト：診療報酬明細書のこと。患者に対してどのような診断（傷病）、検査がなされ、治療が行われ、薬剤がどのくらい処方されたかが記載されています。

32 高齢者福祉の充実

321 高齢者が活躍できる環境づくり

322 健康づくり・介護予防の推進

323 高齢者の地域生活支援の推進

324 在宅医療・介護連携の推進

325 認知症高齢者への支援

326 権利擁護の推進



現状と課題

本町では、地域包括支援センター⁴⁰を核として、高齢者のニーズに応じた介護予防・日常生活支援事業を展開しています。また、老人クラブやシルバー人材センター、各種ボランティア団体では多くの高齢者が自らの経験や知識をいかし、生き生きと活動しています。しかし、今後さらに住民の高齢化が進み、暮らしのさまざまな場面で困難に接することが予想されます。

高齢者が尊厳を保ち、住まい～医療～介護～予防～生活支援の切れ目ない一体的な提供により自立した生活が可能になる地域包括ケアシステムの構築を一層進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができる地域社会を実現していく必要があります。

施策目標

- ・住み慣れた家庭や地域で、安心して自立した生活を送る高齢者が増えています。
- ・健康であると感じている高齢者が増えています。
- ・要支援認定、要介護認定となる人が減っています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□百歳体操登録者数	404人(令和2)	増加
□成年後見無料相談の参加人数	7人(令和2)	増加
□いきいきボランティア新規養成者数	53人(令和2)	増加

用語解説

⁴⁰ 地域包括支援センター：地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う中核機関で、在宅生活の高齢者や介護する人から寄せられる相談などに応じる施設です。

施策の方針

高齢者の自立支援と健康寿命の増進に向け、行政と関係団体や地域住民が連携しながら地域全体が支援する体制を整えます。

また、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアの体制づくりを進めます。

個別施策における取組

321 高齢者が活躍できる環境づくり（健康福祉課・生涯学習課）

シルバー人材センターの組織強化と、自立に向けた支援を行います。また、有償ボランティア団体を育成し、活動の場を提供します。

老人クラブ連合会と連携し、まなびの舎などの講師や指導員への参加を促すことで、社会教育のさらなる充実に取組みます。

高齢者の社会参加の促進や経済的な負担の軽減が図れるよう、移動支援に努めます。

322 健康づくり・介護予防の推進（健康福祉課）

地域や各種団体と連携を取りながら、フレイル予防や生活習慣病予防などの推進や各種予防教室を通じて、健やかな生活習慣の形成に努めるとともに、住民主体で行う介護予防活動の支援を行います。

323 高齢者の地域生活支援の推進（健康福祉課）

地域包括支援センターの活動とあわせ、地域における自主的な取組への支援や、介護にあたる家族が安心して相談できる体制の強化により、要介護者となっても住み慣れた地域で生活が続けることができる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

324 在宅医療・介護連携の推進（健康福祉課）

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者に対応するため、地域の医療・介護関係者等が連携して、要介護者を支える体制を強化していきます。

325 認知症高齢者への支援（健康福祉課）

幅広い年代での認知症サポーターの養成や認知症に関する啓発などにより、認知症を正しく理解し、まちぐるみで温かく見守ることができる社会の実現に取組みます。

326 権利擁護の推進（健康福祉課）

高齢者虐待の実態把握に努めるとともに、住民への講演会や町広報紙、パンフレット等を活用して防止のための啓発と支援に取組みます。また、各種関係機関と連携を取りながら、相談・支援を行います。

関係する課題別計画

□早島町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

主務課 健康福祉課	関係課 生涯学習課
--------------	--------------

33 障がい者の自立支援

331 障がい者の就労・社会参加の支援

332 障がい者(児)の地域生活の支援

333 障がい児への支援の充実

334 障がい者(児)への身近な相談体制の充実



現状と課題

地域活動支援センター、福祉サービス事業所等により、障がい者の自立支援や地域との交流を促進していますが、一方では障がい者(児)の保護者の高齢化の問題等、障がい者の権利擁護に今まで以上に取組む必要があります。

障がい者も健常者もお互いが尊重しあい、支え合いながらともに暮らせる社会を当たり前のものとしていくためには、障がい者の社会参加と自立に加え、さまざまな障がいに対する正しい理解が不可欠です。

また、障がい者(児)の保護者の高齢化や亡くなった後のいわゆる親亡き問題に対応するため、中核機関⁴¹を設置し、住み慣れた早島町で暮らし続けることができる体制整備が必要となります。

施策目標

- ・地域で安心して生き活きと生活している障がい者が増えています。
- ・一般就労へ移行する障がい者が増えています。
- ・地域活動支援センターの利用者数が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□障がい者の一般就労移行者数	1人(令和2)	増加
□障がい者(児)の相談支援事業者数	2団体(令和2)	増加

用語解説

⁴¹ 中核機関:成年後見制度利用促進法(平成28年施行)の基本計画に位置づけられた機関で、民生委員・自治会等地域関係団体や福祉・司法等の専門職からなる地域連携ネットワークの中核となります。国は令和3年度までに全国の市町村で設置することを目標としています。

施策の方針

障がい者と健常者が住み慣れた地域でお互いを尊重し、支え合いながら生活していくことができるよう、障がい者の社会参加を促していきます。

また、障がい者(児)の権利擁護を推進するために中核機関を設置し、周知啓発活動、相談事業などを行い、障がいに対する理解を促していきます。

個別施策における取組

331 障がい者の就労・社会参加の支援 (健康福祉課)

ハローワークとの連携及び地域活動支援センターや相談支援事業などを活用して、就労・社会参加を支援します。

332 障がい者(児)の地域生活の支援 (健康福祉課)

障がい者の家族の就労支援と負担軽減のため、在宅障がい者の日中の活動場所を確保します。また、屋外での移動が困難な障がい者の外出支援のための従事者の養成に努めます。

333 障がい児への支援の充実 (健康福祉課)

障がい児保育を実施します。また、保護者や地域の方への講習会などを通じて、障がいに対する理解の促進に努めます。

334 障がい者(児)への身近な相談体制の充実 (健康福祉課)

中核機関の設置により、障がい者(児)の相談事業を実施し、成年後見制度の利用支援を行います。また、障がい者(児)への虐待の実態を把握し、虐待防止に努めます。

関係する課題別計画

- 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画
- 第 2 期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

主務課	関係課
健康福祉課	

34 人権擁護の推進

341 人権侵害の実態把握

342 人権意識の啓発

343 男女共同参画の推進

344 性的マイノリティの人権尊重



現状と課題

本町は、基本的人権とは何かが問われた人間裁判「朝日訴訟」の舞台であり、人権擁護に深くかかわりのある場所として「人権の町」とも呼ばれています。人権講座や人権教育講演会においては、女性や子ども、高齢者、性的少数者の人権課題やパワハラ・セクハラ、インターネットにおける人権侵害などさまざまな課題に取り組んできました。

近年では、国・県の法律や条例、第4次岡山県人権施策推進指針(平成 28(2016)年 2 月)、第 3 次岡山県人権教育推進プラン(平成 29(2017)年 3 月)等を踏まえ、平成 29(2017)年 6 月 29 日に「早島町人権教育基本方針」を改訂し、教育や啓発への取組により人権に対する正しい理解と意識の高揚を図ってきましたが、多様化・潜在化・日常化が進む人権問題への理解を深めるため、今後も女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権課題など個別の状況に対する配慮を高めるとともに、実態に即した防止対策を進める必要があります。

施策目標

- ・人権、法律、行政の相談窓口が充実しています。
- ・社会教育や学校教育の場で、現在の社会情勢に対応した人権に関する学習の機会があります。
- ・DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援の認知度が高まっています。
- ・早島町の職員で、女性管理職が増えています。
- ・地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員会などで、女性委員が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□人権相談の件数	17 件(令和 2)	増加*
□一般行政職の課長補佐級以上における女性職員数	1 人(令和 2)	上昇
□審議会など委員の女性比率	25.8%(令和 2)	上昇

* 人権相談の件数は最終的に減っていくことを目指しますが、当面は実態を把握する機会が増えることを目指します。

施策の方針

表に現れない人権侵害の実態について情報の収集に努めます。

男女共同参画の推進にあたっては、各種委員会・審議会などの政策決定機関や町組織の管理職において、率先して男女比の改善を図っていきます。

さらに、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援業務について周知を図るとともに、庁内の連携により相談業務に対応できる体制を整えます。

また、性的少数者への先入観による差別や偏見の解消を図り、自由な意思を尊重する社会の実現を目指します。

個別施策における取組

341 人権侵害の実態把握（健康福祉課・まちづくり企画課）

積極的な情報収集に努めるとともに、水際での虐待防止や総合的な窓口の確立など、日々の業務の中で人権侵害の実態把握に努めます。

また、DV被害の相談について、県女性相談所への適切な引継ぎを行います。

342 人権意識の啓発（町民課・生涯学習課）

地域・学校・家庭の連携を図りながら、現在の社会情勢に対応した人権教育を総合的に推進します。

地域住民の自発的学習活動を促進するため、ワークショップや研修視察を採り入れた人権講座や研修会などの開催を検討します。

人権擁護委員と連携した人権啓発活動の充実に取組むとともに、広報紙、SNS⁴²などを利用した定例人権相談の周知や関係機関との連携により、相談体制の充実に努めます。

343 男女共同参画の推進（まちづくり企画課・総務課）

講演会や講座の開催など啓発活動を行い、町民や事業者の意識改革を促進します。また、町役場が率先して、男女がいきいきと働く職場環境となるよう努めます。

344 性的マイノリティの人権尊重（町民課）

性自認(心の性)や性的指向(好きになる性)等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育に取り組めます。また、パートナーシップ宣誓制度について調査・研究を行います。

関係する課題別計画

□早島町人権教育基本方針

□第3次早島町男女共同参画基本計画(はやしまウィズプラン)

主務課	関係課
町民課	まちづくり企画課、総務課、健康福祉課、生涯学習課

用語解説

⁴² SNS: Social Networking Service の略で、登録した利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。近年は個人利用に加えてビジネス環境での情報共有や企業・自治体からの情報発信チャンネルとして利用が広がっています。

35 子育て支援の充実

- 351 子育てを支える体制の拡充
- 352 子育てのための経済的支援
- 353 ワーク・ライフ・バランスの推進



現状と課題

本町には私立保育所 3 園と企業内保育所が 1 ヶ所、公立幼稚園 1 園、児童館があります。私立保育所の 1 園には子育て支援センターを設置し、児童館には留守家庭児童会とふれあいサポートセンター⁴³を併設するなど、子育て支援体制の整備に努めています。また、利用者支援事業⁴⁴の一環として子育てコンシェルジュ及び母子保健コーディネーターを配置し、子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を行っています。

本町においては、近年子どもの数が増加する一方、女性の就業率が全国、岡山県に比べ高く共働き世帯も増加するなど、保育需要が増大する傾向にあります。家庭と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)、特に子育てと仕事を両立できる環境を実現するとともに、地域の子育てに多くの住民がかかわり、安心して支援を受けられる体制をつくっていくことが必要です。

施策目標

- ・地域で親子が孤立せず、関係機関も状況を把握しています。
- ・働く親への保育支援が進んでいます。
- ・保育を希望している児童の入所待機が解消しています。
- ・ふれあいサポートセンターの登録及び利用が増えています。
- ・ワーク・ライフ・バランスについての理解が進んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□保育所入所待機児童数	13人(令和2)	解消
□留守家庭児童会入会待機児童数	0人(令和2)	基準値を維持
□育児休暇取得後の職場復帰率	-%(今後調査)	増加
□ふれあいサポートセンター年間登録者数	51人(令和2)	増加
□ふれあいサポートセンター年間利用者数	175人(令和2)	増加

用語解説

⁴³ ふれあいサポートセンター：子育ての援助を希望する人(おねがい会員)と子育ての援助を提供する人(おまかせ会員)が育児の相互援助活動を行うシステムです。

⁴⁴ 利用者支援事業：子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。

施策の方針

各種保育サービスを柔軟に展開するとともに、ニーズに即した支援の体制づくりを家庭・地域・行政の連携の下で進めます。

個別施策における取組

351 子育てを支える体制の拡充（健康福祉課）

今後の人口動態を見極めながら、増加が見込まれる保育需要に対応するため、新たな保育所の整備検討を含めた、第2期すくすく早島 子ども・子育て応援プランの一部見直しに取組むとともに、保育士の処遇改善や離職防止対策による保育士の確保に努め、待機児童の解消を目指します。

平成29(2017)年4月からはじまった病児保育施設の広域利用や、学童保育の利用児童数の増加に対応するため、児童の受け入れ体制を整備するとともに、保育環境の充実のため職員への研修により専門性を高めるなど、放課後や土日の子どもたちの居場所づくりに努め、就労する保護者支援に取組みます。

352 子育てのための経済的支援（健康福祉課）

児童手当制度や小児医療費の助成等について周知徹底を図ります。

また、障がい児を対象とした特別児童扶養手当・障害児福祉手当や心身障がい者医療の助成等の周知徹底、ひとり親家庭については窓口において該当者に児童扶養手当やひとり親家庭医療費の制度の説明や申請案内を実施します。

353 ワーク・ライフ・バランスの推進（まちづくり企画課・健康福祉課）

育児・介護休業制度の周知・啓発を行い、性別にかかわらず制度の利用を促進します。また、働く保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、子育てコンシェルジュや母子保健コーディネーターにより妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供や利用促進を図ります。

関係する課題別計画

- 第2期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン
- 第3次健康はつらつ早島 21
- 第3次早島町男女共同参画基本計画(はやしまウイズプラン)

主務課	関係課
健康福祉課	まちづくり企画課

36 児童育成と健康の維持

361 母子の健康づくりの推進

362 地域の子育て支援の推進と体制整備

363 青少年の健全育成



現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加し、専門家に身近な窓口で安心して相談できる環境へのニーズが高まっています。また、本町では、近年子育て世代の転入が増えており、子どもの安全・健全な育成をともに見守る祖父母などの親族や友人、知人が町内にいないケースも増えています。

医療・保健・福祉・教育が連携した切れ目のない支援により、妊娠・出産・子育ての不安を解消するとともに、子どもの見守り活動などによる地域との関わりを強化し、地域全体で《子育て》と《親育ち》を支えることで、親が安心して子どもを生み育て、すべての子どもが健やかに、心豊かに育つまちづくりを行っていく必要があります。

施策目標

- ・安心して出産できる環境が整っています。
- ・町内で病児、病後児保育が行われています。
- ・子どもの居場所があり、孤立や虐待、いじめから守られています。
- ・地域の多くの住民が、青少年の成長を見守っています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□妊婦健康診査の受診率	95.7%(令和2)	上昇
□乳幼児健診(乳児健診)の受診率	75.0%(令和2)	上昇
□乳幼児健診(1歳6か月児健診)の受診率	93.8%(令和2)	上昇
□乳幼児健診(3歳児健診)の受診率	96.1%(令和2)	上昇
□【再掲】留守家庭児童会入会待機児童数	0人(令和2)	基準値を維持
□【再掲】ふれあいサポートセンター年間登録者数	51人(令和2)	増加
□【再掲】ふれあいサポートセンター年間利用者数	175人(令和2)	増加

施策の方針

子どもの健やかな成長・発達のために、保護者が安心して子育てができ、孤立することのないよう切れ目のない支援を行います。併せて、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》《参加する権利》の擁護に努めます。

また、自分の力で考え行動できる青少年の育成を目指し、学校教育ビジョンをもとに学校や青少年関係団体と連携し、地域の教育力の向上に努めます。

個別施策における取組

361 母子の健康づくりの推進（健康福祉課）

保護者への相談や指導を実施するとともに、妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、母子保健事業を充実し、食育の推進や、歯と口腔の健康づくりなど、子育て家庭が健やかに過ごせる環境づくりを進めます。

また、乳幼児健康診査等の実施により、疾病や成長過程など健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見・治療につなげるとともに、発達段階に応じた子育ての正しい知識・情報の普及啓発を図ります。

362 地域の子育て支援の推進と体制整備（健康福祉課・生涯学習課）

利用者支援事業をはじめとする相談窓口を充実させるとともに、プレーパークの実施や親育ち応援学習プログラムなどにより子育てを支援します。

ふれあいサポートセンターのお願い会員・おまかせ会員を募集し、登録者数を増やすことで支援体制の充実を図ります。

児童虐待の実態把握・防止に向け、子ども支援の専門性を高め、保健・福祉・医療等の関係機関と連携しながら母子を支えるための子ども家庭総合支援拠点⁴⁵の設置について検討します。

363 青少年の健全育成（生涯学習課）

青少年関係団体や自治会などと連携し、青少年と地域の人々との協働、交流の場を設けるとともに指導者の養成に努めます。また、子どもたちが訪れたい・訪れやすい図書館とするため、キッズコーナーやティーンズコーナーの整備や資料の充実などを進めます。

関係する課題別計画

第2期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

第3次健康はつらつ早島 21

主務課	関係課
健康福祉課	生涯学習課

用語解説

⁴⁵ 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。平成28年度の児童福祉法改正で市区町村に設置の努力義務が明記されました。

41 学校教育の体制強化

411 一貫教育の推進

412 ESDとキャリア教育の充実

413 教育環境の充実

414 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり



現状と課題

本町では平成 25(2013)年 10 月に策定した「早島町学校教育ビジョン」の下、平成 27(2015)年 6 月に「教育のまち・早島」宣言を行い、「喜んで登校・満足して下校、行きたい・行かせたい学校園」を目指し、15 歳の春を見すえた持続可能な教育の実現に向け、学校園・地域・行政が一体となった取組を進めています。そして、子どもたちも町民も地域を誇りに思う「協働・協学・協育」のまちづくりを目指しています。

子どもたちが将来変化する社会で持続可能な社会の一員となるには、学びの質を高め、学力の確実な定着や豊かな心の育成・体力の向上を図ることが大切です。子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、いじめや不登校への対策、人口動態を踏まえた教室の確保などの環境づくりに加え、小中学校の学習・生活面での違いに配慮したなめらかな接続や児童生徒の学力保障、地域の特色ある教育活動の充実などが求められています。小中連携の強化や義務教育 9 年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組のため、今後の早島町に適した小中一貫教育について検討を行う必要があります。

さらに、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を達成するために、学校園の結びつきを支える地域とのつながりを深め、住民がともに《はやしま学》を学びあうことで「地域とつながり 未来を拓く 早島っ子」の育成に全町民が協力しあえる、社会に開かれた教育課程の実現が求められます。

施策目標

- ・確かな学力と豊かな人間性を育む、保幼との連携を強化した小中一貫教育が進んでいます。
- ・個の教育ニーズに応じた、きめ細やかな支援が充実しています。
- ・ICT 機器を日常的に活用した授業が展開されています。
- ・社会とつながり、未来を拓く学びの場が確保されています。
- ・学校外にも子どもの学びの場が確保されています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□全国学力・学習状況調査の平均正答率(小 6、全国比)	国語+5.8%(令和元)	上昇
	算数▲0.2%(令和元)	上昇
□全国学力・学習状況調査の平均正答率(中 3、全国比)	国語+1.6%(令和元)	上昇
	数学+1.4%(令和元)	上昇
□放課後はやしま塾に参加した児童・生徒数	110 人(令和 2)	増加
□一貫教育活動への肯定的評価:幼小中の平均	85.6%(令和 2)	上昇
□ICT機器を活用した授業への肯定的評価(小中の平均)	89.2%(令和 2)	上昇
□相談しやすい体制づくりへの肯定的評価(小中の平均)	79.5%(令和 2)	上昇

施策の方針

子どもたちが「確かな学力」と「豊かな心」を身につけ、世界を学びのキャンパスとして「やり抜く力」と「つながる力」を育むために、校種を越えて学校園が結びついた一貫教育を推進するとともに、ICT機器の利用促進や少人数学級など教育環境の充実を図ります。

また、はやしま学校運営協議会とはやしま学協働本部によるコミュニティスクールへの取組の充実を図ります。

個別施策における取組

411 一貫教育の推進（学校教育課）

義務教育9年間を見通し、身に付けさせたい力を明確にした系統的なカリキュラムの構築に向けて、学校教育ビジョン推進委員会と各部会の取組を充実させます。また、小学校高学年での教科担任制や、小中合同の教科会の開催等により専門性をいかした授業改善を進めます。幼稚園・保育園との連携を強化し保幼小中で一貫の教育を推進するために、保護者や地域の方、専門家などさまざまな立場から多角的に協議を行い、早島町に最も適した学校制度を選択していきます。また、幼稚園では給食提供や預かり保育を実施し、魅力ある園づくりに努めます。

412 ESD とキャリア教育の充実（学校教育課）

SDGsの17目標を踏まえたESDの視点とキャリア教育の基礎的・汎用的能力、新学習指導要領の評価の3観点を関連づけ、課題発見・課題解決学習の充実を図ります。

413 教育環境の充実（学校教育課）

GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末等のICT機器を教員が日常的に活用できるよう教職員研修の充実に取り組み、豊かな授業を展開します。

また、児童生徒の安全を確保するために必要な工事を学校施設において計画的に進めるとともに、将来的な児童生徒数の見通しに立った教室の確保を検討します。

414 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり（学校教育課・生涯学習課）

子どもと学校園を中心に、大人と子どもがともに学びともに育つ環境をつくることで生涯学習へとバトンをつなぎます。はやしま学協働本部を中心とする体制の下、地域との結びつきを強め、子どもたちの地域への誇りや愛着を育む《はやしま学》を学校内外の教育活動の中で実施します。

また、活動を支える体制について、サポートボランティアの登録制度の活用を進め、《はやしま学》を実効的・継続的に支える体制づくりに努めます。

関係する課題別計画

- 早島町学校教育ビジョン
- 早島町教育施策の概要
- 早島町学校施設等個別施設計画

主務課	関係課
学校教育課	生涯学習課

42 スポーツ・レクリエーションの振興

421 スポーツ・レクリエーション活動の振興

422 スポーツ・レクリエーション施設の利用促進



現状と課題

本町には現在4つのグラウンドと2つのテニスコート、グラウンド・ゴルフ場などのスポーツ施設に加え、学校施設である武道館や体育館も地域に開放され、多くのスポーツクラブ・グループが活動しています。平成25(2013)年度からは、町全体で健康づくりに取り組む「健康づくり推進運動」もスタートし、町民のスポーツや健康づくりに対する関心も高まっています。また、平成30(2018)年より総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、ボルダリング・スラックライン・花ごぞピンポン・グラウンドゴルフ等の種目を取り入れ、健康づくりはもちろん、地域の大人と子どもがスポーツを通じてつながり育ちあう「生涯スポーツの町・早島」の実現を目指しており、町民運動会やソフトボール大会と合わせて参加者や地域の交流を促進し、コミュニティの醸成にも大きな役割を果たしています。

しかし、一方では利用者の増大にともない、それぞれのスポーツ施設は飽和状態にあり、施設の老朽化も進んでいます。

すべての町民がスポーツや体力づくりに親しみ、健康な生活を送るためには、町民のニーズを的確にとらえ、さまざまな体験メニューを提供するとともに、多くの町民が施設を有効利用できるように運用の見直しや整備について検討する必要があります。

施策目標

- ・町民がさまざまなスポーツを通じて健康・体力づくりに取り組んでいます。
- ・スポーツ活動をきっかけとした町内のコミュニティが生まれています。
- ・町内のスポーツ施設が円滑に利用できるようになっています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□スポーツグループの数	73 団体(令和2)	増加
□スポーツ教室などの開催数	10 回(令和2)	増加
□体育施設利用数	176,083 人(令和2)	増加

施策の方針

誰もが気軽に運動習慣を身につけ、健康づくりに取組めるように、さまざまな体験メニューの提供を行うとともに、子どもから大人まで参加できるコミュニティ・スポーツの普及に努めます。
また、施設の運用方法を見直し、本町の社会体育施設のあり方について検討します。

個別施策における取組

421 スポーツ・レクリエーション活動の振興（生涯学習課）

誰もが気軽に健康づくりに取組めるように、総合型地域スポーツクラブを中心とし、さまざまな体験教室を開催します。また、子どもから大人まで参加できるコミュニティ・スポーツの紹介や講習を行い普及に努めます。

422 スポーツ・レクリエーション施設の利用促進（生涯学習課）

施設の効率的な利用促進を図るため、運用を見直します。また、岡山市、倉敷市との相互連携等によりスポーツ施設のあり方について検討します。

関係する課題別計画

早島町社会教育推進基本計画

主務課	関係課
生涯学習課	

43 文化・芸術の振興

431 文化・芸術活動の振興

432 文化・芸術の担い手の育成

433 国際理解・国際交流の推進

4 質の高い教育を
みんなに



10 人や国の不平等
をなくそう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



現状と課題

町民総合会館「ゆるびの舎」は、本町の文化・芸術活動の拠点施設として優れた文化・芸術事業を提供するとともに、近隣市町の人々の文化・芸術活動の発表の場としても多くの人々に利用されています。開館以来、文化ホールのスタインウェイ・ピアノを地域の財産と位置づけ、毎年約150組の地域住民に開放し、演奏の機会を提供することで、芸術文化活動へ親しみを持ち、その理解を深めることを目的としたピアノリレー・コンサートを実施しています。また、ゆるびの舎開館15周年記念として平成25(2013)年につくられた組曲「ふるさと早島」を歌い継ぐことを目的に、「早島ふるさと音楽祭」を毎年開催しています。これに小学生が作った「早島ふるさとソング～世界に一つだけの町～」も加え、地元早島町内の文化グループや中学校吹奏楽部等の発表とゲストステージを行い、最後に出演者全員で組曲「ふるさと早島」を盛大に演奏しているところです。

早島の文化・芸術を振興していくためには、人と人との出会いや多彩な交流を通して町内で行われるさまざまな活動を活性化するだけでなく、異なる地域や文化への理解と交流を深め、自らの地域の文化・芸術を再確認する機会を増やしていくことが重要であることから、今後ともこのような恵まれた環境を十分活用し、多くの人々が優れた文化・芸術に触れる機会を増やし、さらなるホール利用の活性化を進めていく必要があります。

このほか、中央公民館などの社会教育施設等を利用して、多くの文化・芸術グループが活動を行っています。

中央公民館などの社会教育施設で活動している文化・芸術グループをつなぐ、お互いに交流できる場づくりも求められています。

施策目標

- ・地域間交流や国際交流など多様な文化・芸術イベントや活動が増えています。
- ・本町を拠点に活動するアーティストやグループが増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□近隣市町を巻き込んだ発表会などの開催回数	1回(令和2)	増加
□優れた文化・芸術に触れる機会の提供回数	5回(令和2)	増加
□英会話塾・English Busの参加者数	179人(令和2)	増加

施策の方針

ゆるびの舎文化ホールを本町や近隣地域の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、岡山・倉敷の中間に位置する中規模文化ホールとして、大ホールにはない個性豊かな活動によりプレーヤー、観衆(聴衆)、町がともに発展・成長できる事業を展開します。

町内で活動する多くの文化・芸術グループには、活動の場や発表の場を提供するなどの支援を行います。

また、小中学生を中心に、地域間交流や国際交流など多彩な交流活動の促進を図ります。

個別施策における取組

431 文化・芸術活動の振興(生涯学習課)

町民活躍の場、隣接地域の交流の場としての視点を取り入れ、民間の力とアイデアを取り入れた「まちあるきシネマ」のような新たな事業を誘致したり、ピアノリレー・コンサート等芸術文化イベントに住民参加型の企画・運営を導入したりすることで優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、県内の若手芸術家の育成など独自の事業等を行うことで、町民や近隣の団体等とともにゆるびの舎の独自の魅力を発信していきます。

また、ゆるびの舎の施設や設備の適切な維持管理により、安心して利用できる環境整備に努めます。

432 文化・芸術の担い手の育成(生涯学習課)

青少年の文化・芸術団体の育成に努めるとともに、文化ホールと連携したワークショップなどを開催します。

また、町内で活動する文化・芸術グループに活動の場や発表の場を提供するなどの支援を行います。

433 国際理解・国際交流の推進(生涯学習課・まちづくり企画課)

小学5年生～中学3年生を対象とした「英会話塾」や大学との連携によりバスの中で英会話を学びながら大学等を訪問し英語活動や国際交流活動を行う「English Bus」等で、子どもたちと留学生・ALT⁴⁶との交流に取組みます。また、国際交流協会をはじめとする国際交流に関わる団体や個人への活動を支援します。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

主務課	関係課
生涯学習課	まちづくり企画課

⁴⁶ ALT: Assistant Language Teacher の略で、外国語教育の授業を補助するネイティブ話者の指導助手のことです。

44 地域資源の保全・活用

441 地域資源を学ぶ環境の充実

442 地域資源の保全



現状と課題

本町は児島湾干拓のまちであり、特産のい草で織られた畳は《早島表》^{はやしまおもて}の名で全国に出荷され、日本の畳文化を支えてきました。また、江戸時代早島を治めた旗本戸川家の陣屋が置かれ、まちは金比羅往来を行き来する多くの旅人でにぎわいました。明治になると矢尾村、前瀧村、早島村の3カ村が合併して早島村となり、明治29年には町制を施行し、本町は岡山県下で最も長い歴史を有する町となりました。

町内にはこうした歴史を伝えるまちなみや用水、道標など歴史的資産が数多く残されるとともに、瀬戸内の自然植生を残す朝日稲荷の社叢^{しゃそう}や、絶滅危惧種であるキンラン・ギンラン⁴⁷の自生地など、貴重な自然も残されています。そうした中、《はやしま学》の中で各種講座やウォーキング等を実施するとともに、「不老のみち」の活用を進めることで、町民がこうした地域資源に触れ、共有の財産として認識する機会を設けています。この《はやしま学》を全町的に広げ、歴史や自然などについて町の魅力を再発見し、町への愛着や誇りをもつ町民をさらに増やす必要があります。

施策目標

- ・早島の歴史を知り、町への愛着や誇りを持ち、魅力を語り伝えられる町民が増えています。
- ・町に残る地域資源が保全され、身近に接することができるよう整備されています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□戸川家資料館の来館者数	384人(令和2)	増加
□歴史民俗資料館の来館者数	138人(令和2)	増加
□観光ボランティアの登録者数	13人(令和2)	増加
□早島への町民の愛着度	37.8%(令和元)	上昇

用語解説

⁴⁷ キンラン・ギンラン：夏緑広葉樹林内にまれに生えるラン科の多年草で、両種ともに管理放棄、盗掘、土地造成などにより絶滅が心配されています。

施策の方針

郷土の歴史や文化、自然などの地域資源について学ぶ機会を増やし、郷土への愛着と誇りを育てるとともに、町筋や駅筋のまちなみの景観形成を住民の参画を得ながら計画的に進めます。また、同じ歴史や文化を共有する地域と連携し、地域の魅力を発信します。

早島公園から陣屋跡周辺を、町の歴史に直接触れることのできる場所として、文化資源の保全とまちづくりへの活用に取り組めます。

個別施策における取組

441 地域資源を学ぶ環境の充実（生涯学習課）

《はやしま学》の中で町の歴史や自然などを学ぶロゲイニング⁴⁸や自然観察会等を開催するとともに、町の歴史を学ぶ副読本を中学生に配付し、郷土への愛着を深め、地域への誇りを育てます。

戸川家記念館の新規展示コーナーや案内板・解説板の整備等により学ぶ環境を整えるとともに、ホームページなどを通じ、町の魅力を発信します。同時に、高梁川流域や同じ歴史を共有する岡山市西部地域と連携し、地域の魅力を発信します。

また、地域資源を線で結ぶ「不老のみち」の積極的活用を図ります。

442 地域資源の保全（生涯学習課・建設農林課）

文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の準備を進める中で、町に残る歴史、自然、文化などの地域資源の実態調査を行いリスト化するとともに、歴史資料のデジタル化を検討します。早島公園・戸川家陣屋跡からいかしの舎周辺にかけて「文化財保存活用区域」と位置づけ、施設の整備、歴史的資源の集約化等に取り組めます。

また、今も多くの歴史的建物が残る町筋・駅筋・裏川筋の沿道及びいかしの舎周辺の地区について、「景観形成重点地区」とすることで、景観形成への住民意識の醸成を図ります。

関係する課題別計画

早島町社会教育推進基本計画

早島町景観計画

主務課	関係課
生涯学習課	建設農林課

用語解説

⁴⁸ ロゲイニング：地図やコンパスを使ってチェックポイントを時間内にできるだけ多くまわり、得点を競う野外スポーツ。オリエンテーリングと異なり巡回順が自由、タイムを競わない、チームで参加などの特徴があります。

45 社会教育の環境整備

451 生涯学習のまちづくりの推進

452 社会教育施設等の有効活用

453 学校教育ビジョンとの連携

4 質の高い教育を
みんなに



現状と課題

地域福祉や防災・防犯など社会的課題解決のために地域コミュニティへの期待が高まる中、本町では、「生涯学習のまちづくり」を進めるために、中央公民館や図書館で《はやしま学》「まなびの舎」をはじめとしたさまざまな学習プログラムを提供し、学習機会の充実を図ってきました。その中で、受講者が自主的に学習に関わり、学習成果を地域に還元する仕組みづくりを進めています。また、中央公民館では数多くのクラブ・グループが自主的な活動を行っていますが、施設が飽和状態のため、新たなクラブ・グループの活動の場を確保することが困難な状況です。

中央公民館や図書館などの機能や学習講座の内容を充実させるとともに、町民の自主的学習活動を支援することで、地域課題・社会的課題の解決や地域コミュニティの活性化を支援していく必要があります。

また、都市計画道路駅前バイパス線の事業化にともなう影響が懸念される中央公民館、歴史民俗資料館、南グラウンド等の社会教育施設においては、それらの機能を今後どのように担保するのかなど早急な検討着手が必要です。

施策目標

- ・生涯学習で得た知識や経験をもとに、地域の課題解決へ自主的に取り組む住民が増えています。
- ・社会教育や学習の場で《はやしま学》に取り組む人が増えています。
- ・中央公民館など、町内の社会教育施設が使いやすくなっています。
- ・多くの青少年団体に優秀な指導者がいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□中央公民館・コミュニティハウスの利用者数	65,453人(令和元)	増加
□中央公民館・コミュニティハウスで新たに活動を始めたクラブ・グループ	9件(令和2)	増加
□図書館書籍貸出冊数	74,667冊(令和2)	増加
□公民館・図書館講座参加者数	984人(令和2)	増加
□《はやしま学》「まなびの舎」講師新規認定者数	6人(令和2)	増加

施策の方針

生涯学習のまちづくりに向け、地域課題や社会的課題の解決を目指し、ESDに取り組みながら地域への愛着と誇りを育み、地域コミュニティの活性化につながる学習プログラムの提供に努めます。また、人々の学習活動の拠点となる社会教育施設の連携を図るとともに機能の充実を図ります。

学校と連携した《はやしま学》の実践に取り組むとともに、町立図書館と学校図書館との連携により、子どもの「読み取る力」、「書く力」を育みます。

個別施策における取組

451 生涯学習のまちづくりの推進（生涯学習課）

地域への愛着と誇りを育み、ESDにつながる講座、教室などを開催するとともに、地域のコミュニティ活動へ主体的に関わることができる仕組みづくりを進めます。また、人々の学習要求に応える資料提供や学習機会の充実に努めます。

452 社会教育施設等の有効活用（生涯学習課）

社会教育の推進のため、中央公民館をはじめコミュニティハウスやゆるびの舎等の施設を有効活用し、学習機会の場の提供に努めます。

地域の情報センターである町立図書館は、高梁川流域連携中枢都市圏や岡山連携中枢都市圏との相互利用サービスにより年々利用が増加していることから、広域地域の中核図書館としての役割を果たせるよう、今後とも蔵書の充実や読書環境の整備などサービスの向上を図り、より広い住民に対応できる知的オアシスとしての役割を充実させます。

また、さまざまな図書館事業や学校園・ボランティアとの連携、「第3次早島町子ども読書活動推進計画」の推進により、自ら考え行動する町民力を育てるための生涯学習の場としての機能の充実を目指すとともに、子育て支援の場としての活用を検討します。

453 学校教育ビジョンとの連携（生涯学習課・学校教育課）

学校教育ビジョンの実現に向け、学校と連携して《はやしま学》の実践に取り組めます。学習や人間形成すべての基礎になる読書については、読まない子の率を下げ、文章を読み取る力や書く力をつけるために町立図書館と学校図書館が連携し、子どもたちの読書の底上げを図ります。

関係する課題別計画

- 早島町社会教育推進基本計画
- 第3次早島町子ども読書活動推進計画
- 早島町学校教育ビジョン

主務課	関係課
生涯学習課	学校教育課

46 まちづくりの担い手の育成

461 生活を支える地域活動の充実

462 地域活動の拠点形成

463 次代のまちづくり人材の育成

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



現状と課題

さまざまなボランティア活動や住民による自治は地域社会を支える不可欠なものとなっていますが、地縁の希薄化や担い手の高齢化が進んでおり、持続可能なまちづくりのための人材育成が急務となっています。特に、次世代の主役となる子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む「体験型・参加型のまちづくり教育」が求められます。

大学進学や就職とともに地域を離れる子どもも多いことから、町内で暮らしつつ町外の様子に触れる機会が増えることで課題意識を持ち始める中高生のうちに地域のまちづくり活動へ参加する機会を持つことが重要です。その経験をもって将来の進路を選び、さまざまな成長を経て地域に戻り、次世代のまちづくりリーダーとして活躍できる仕組みや活躍の場をつくっていく必要があります。

施策目標

- ・地域の福祉を支えるボランティア活動の認知度が高まっています。
- ・地域活動へ参加する中高生が増えています。
- ・町内で起業するためにUターンした住民が増えています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
<input type="checkbox"/> 【再掲】《はやしま学》「まなびの舎」講師新規認定者数	6人(令和2)	増加
<input type="checkbox"/> 《はやしま学》「まなびの舎」サポーター講師新規認定者数	4人(令和2)	増加
<input type="checkbox"/> 放課後はやしま塾支援員参加者数	503人(令和2)	増加
<input type="checkbox"/> 土曜はやしま塾支援員参加者数	228人(令和2)	増加

施策の方針

次代のまちづくりを担う中高生が地域活動に参加する場と機会を増やします。
また、SDGsの17目標とESDの視点を踏まえた《はやしま学》により、人材の教育・育成を進めます。

個別施策における取組

461 生活を支える地域活動の充実（まちづくり企画課・健康福祉課）

民生児童委員、愛育委員、栄養委員やボランティア団体など行政と連携したボランティア活動の推進を図ります。

また、公益的な事業に取り組むNPOを支援するとともに、情報提供などを通じ、住民と連携しやすい環境整備に努めます。

462 地域活動の拠点形成（生涯学習課）

社会教育の推進のため、中央公民館をはじめコミュニティハウスやゆるびの舎等の施設を有効活用し、地域活動の拠点として、自分や町のもつ課題に積極的に挑戦し、町民力を育てるための生涯学習の場としての機能の充実を目指します。

463 次代のまちづくり人材の育成（生涯学習課・学校教育課）

《大人と子どもの熟議》や《子ども議会》、《はやしま子どもフォーラム》などのESDの実践を通じて、地域課題の解決に取り組む次代の指導者としての人材育成を進めるとともに、進学や就職後も地元のまちづくりに参画できるネットワークの形成を図ります。また、《はやしま学》「まなびの舎」の認定講師、認定サポーター講師を増やし、まちづくりに取り組む人材育成を進めていきます。

関係する課題別計画

- 早島町社会教育推進基本計画
- 早島町学校教育ビジョン

主務課	関係課
生涯学習課	まちづくり企画課、学校教育課、健康福祉課

51 持続可能な住民自治の体制づくり

511 地域コミュニティの自立支援

512 地域コミュニティの連携促進

513 NPO等の協働主体の機能強化



現状と課題

本町の自治会は班や組などから構成され、子ども会や老人会などの団体も組織されています。また各種行政委員も自治会ごとに任命しており、自治会は本町における住民自治の変わらぬ基盤となっています。

しかし、近年のライフスタイルの変化や世代間の価値観の違いなどにより、自治会と町の緊密な連携や地域住民の連帯を意識する機会は縮小傾向にあります。一方、防災・防犯・子育て・教育・高齢者福祉などの分野では、地域で支え合いながらともに暮らしていく意義が見直されているなど、地域コミュニティに期待される役割との齟齬が大きくなっています。

持続可能な新しい地域自治の枠組みを一刻も早く構築するため、住民・自治会・町役場との望ましい関係について共通の認識を育む必要があります。

また、民間事業者やNPO、各種ボランティア団体が「新しい公共」の担い手として十分に活動できる環境を整える必要があります。

施策目標

- ・住民が、自治会のコミュニティの中で、世代を超えてともに助け合って暮らしています。
- ・NPO、ボランティア団体、企業が地域住民と協働して公益的な活動に取り組んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□各自治会が実施するコミュニティ活動の回数	5回/年(令和2)	増加
□町内の登録NPO法人数	7団体(令和2)	増加
□協働のまちづくり推進事業実施件数	1件(令和2)	増加

施策の方針

自治会間の情報交換などの機会をつくり、お互いが補完し合いながら地域のコミュニティ活動が拡大するよう、連携を促進します。

また、「住民・NPO・ボランティア団体・企業・行政」という多様な主体の参画による新しい協働の仕組みを創出し、強化します。

個別施策における取組

511 地域コミュニティの自立支援（まちづくり企画課）

自治会が主体的に地域の課題解決に取り組めるよう、コミュニティ活動の情報提供とコミュニティ意識の高揚に努めます。また、その活動拠点となる施設や設備に対する支援も行います。

512 地域コミュニティの連携促進（まちづくり企画課）

自治会間の情報交換を行うなど相互に連携する機会の創出に努め、ネットワーク化された地域コミュニティで相互の活動が拡大し、補完し合うよう自治会間の連携促進に努めます。

513 NPO等の協働主体の機能強化（まちづくり企画課）

公益的な事業に取り組む団体の活動基盤強化に向けた支援や、専門性の高い公益的な活動に取り組むNPOやボランティア団体などの活動強化に向けて支援するとともに、住民へ活動情報を提供するなど、住民と連携しやすい環境整備に努めます。

関係する課題別計画

(なし)

主務課	関係課
まちづくり企画課	

52 公聴広報の推進

521 町民の意見・提案の把握

522 情報公開の推進

523 地域コミュニケーション回路の構築



現状と課題

町政に関する情報は、毎月1回発行している広報はやしまをはじめ、早島町ホームページやメールサービス、SNSなどさまざまな媒体を活用し、町民に広く情報発信しています。公聴については、おおむね5年に1回実施する町民アンケートやご意見箱の設置、ウェブサイトからの意見投稿・問い合わせフォームのような個人向けの公聴機会のほか、自治会等団体を対象とした町長との意見交換会も行っています。

町政に対する透明性や信頼を高めるため、多様な媒体での分かりやすい情報発信や行政情報の積極的な公開が求められています。町民が相談や問い合わせ、町政に対する意見、提案をしやすい環境づくりが必要です。

施策目標

- ・懇談会に高齢者を含む多くの町民が参加しています。
- ・インターネット経由で町の最新情報が得られるようになっています。
- ・あらゆる世代の方と行政とで、公聴・広報双方のコミュニケーションが取れています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□町民アンケートの回収率	39.25%(令和元)	上昇
□町ウェブサイト閲覧数	393,407件(令和2)	増加

施策の方針

さまざまな町民のニーズを双方向で把握するとともに、行政情報が子育て世代や現役世代など忙しい人たちにも届き反応が得られるよう、スマートフォンなどを活用した情報収集にも対応した、利用者目線に立った公聴・広報のあり方を幅広く検討します。

個別施策における取組

521 町民の意見・提案の把握（まちづくり企画課）

懇談会やご意見箱、町民アンケートなどの手段に加え、ウェブサイト上からの意見投稿なども活用して町民の意見・提案・要望をしっかりと把握します。

522 情報公開の推進（まちづくり企画課）

審議会などの開催をウェブサイトで周知し、開かれた町政を推進します。

広報紙への掲載や開示請求の手法により情報を公開し、町民との行政情報の共有を図ります。また、広報紙を通じて岡山市や倉敷市などの他市町の情報を発信します。

523 地域コミュニケーション回路の構築（まちづくり企画課）

ワークショップやパブリックコメントの活用、町民の意見や提案に対してのキャッチボールなど、町民と行政の双方向のコミュニケーションを重視しながら町民との密接な意思疎通を図ります。

関係する課題別計画

(なし)

主務課	関係課
まちづくり企画課	

53 地域社会のデジタル化

531 情報基盤の整備

532 デジタル・デバイドの解消

533 多様な媒体を活用した行政情報の発信



現状と課題

本町では、ウェブサイトやSNSなどの媒体を活用することで行政情報を広く発信するとともに、主な町有施設等において公衆無線LAN(Wi-Fi)を導入するなど、情報基盤の整備に努めてきました。

一方で、大規模な自然災害や消費税率引上げにともなう需要平準化対策として行われたキャッシュレス決済利用の拡大、新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどにより、生活の利便性・安全性を確保する上でインターネットを活用した情報共有やサービスへの接続が非常に重要になっています。個人情報取扱いに関する懸念に加え、ICT機器の操作に慣れない高齢者や自宅にインターネットの環境がない家庭の子どもなどが受けられるサービスの水準に格差が生じることも明らかになっています。

子育て世代や現役世代など、コミュニケーションを取りにくい層にも町の行政情報に関心をもってもらい、幅広い情報のフィードバックを得る体制を確立するとともに、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、情報発信・共有の手段を時代に応じたものと改善し、行政情報へのアクセシビリティを高める必要があります。

施策目標

- ・ICT機器を自由自在に活用する町民が増えています。
- ・SNSを活用して子育て世代や時間のない現役世代へ多くの情報が発信されています。
- ・防犯、防災のための情報が即時に入手できるようになっています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□町スマートフォンアプリのユーザー数	1,331人(令和2)	増加
□メールマガジン登録者数	2,432人(令和2)	増加
□町SNSアカウントのフォロワー数	612人(令和2)	増加

施策の方針

住民各自のスキルに応じたICT機器の活用推進により、誰でもいつでもどこでも必要な情報を送受信できる情報バリアフリーの推進を図るとともに、デジタル・ディバイドの解消に努めます。

個別施策における取組

531 情報基盤の整備 (まちづくり企画課)

既存の公衆無線LAN(Wi-Fi)環境を活用してもらえよう周知に努めます。また、今後も技術の発展や新たなサービスの情報を収集し、利便性向上の視点も含めて時代に即したサービスの提供に努めます。

532 デジタル・ディバイドの解消 (まちづくり企画課)

誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、ICTの利活用が困難な町民が相談や学習を行える機会を設けるなど、情報バリアフリーの推進に向けてデジタル・ディバイドの解消を図ります。

533 多様な媒体を活用した行政情報の発信 (まちづくり企画課)

町政に関する情報について、広報紙やホームページに加え、SNSやスマートフォンアプリを活用して積極的に発信することで、若い世代などへの情報提供に努めます。

また、スマートフォンを活用した情報収集や問い合わせに便利な機能の追加など、利用者目線に立った情報発信を行います。

関係する課題別計画

(なし)

主務課	関係課
まちづくり企画課	

54 ICT環境の整備と高度化

541 スマート自治体の実現

542 自治体DXの推進

543 情報セキュリティ対策の強化

4 質の高い教育を
みんなに9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを

現状と課題

本町では、誰でもいつでもどこでも必要な情報を送受信できる環境を目指し、主な町有施設等への公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備や、庁内ネットワーク環境やシステム整備による事務事業の効率化を進めてきましたが、AI⁴⁹、IoT⁵⁰など新たなICT技術は生活の中で急速に普及しています。

Society 5.0 時代におけるまちづくりの基本コンセプトとされる「スマートシティの実現」に向けて、民間企業や住民が利用している先進的な情報サービスの着実なキャッチアップ、精緻な政策分析への活用による住民サービスの利便性向上、安全な技術の見極めなど、自治体DX⁵¹に向けた取組のさらなる加速化が求められています。

施策目標

- ・窓口に向くことなくオンラインで完了する行政手続が増えています。
- ・受益者の状況に応じた細やかなサービスが受けられるようになっています。
- ・情報セキュリティに対する町職員の意識が高まっています。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□デジタル・ガバメント実行計画 ⁵² に規定される手続きのオンライン化件数	7件(令和2)	増加
□電子申請利用件数	8,246件(令和2)	増加
□職員情報セキュリティ研修実施回数	1回(令和2)	増加

用語解説

⁴⁹ AI: Artificial Intelligence の略で、従来は人工知能と訳されてきました。コンピューターの性能が大きく向上したことで機械であるコンピューター自身が自動的に繰り返し学ぶこと(機械学習)ができるようになり、翻訳や自動運転、医療画像診断やゲームなどの分野で開発・導入が進んでいます。

⁵⁰ IoT: Internet of Things の略で、センサーと通信機能を備えたさまざまな家電や生産機器、乗り物などがインターネットと接続し、稼働状況の確認や新しいサービスの自動導入などが可能になります。

⁵¹ DX(デジタルトランスフォーメーション): ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。国の自治体DX推進計画では、重点取組事項として①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③自治体の行政手続のオンライン化、④自治体のAI・RPAの利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底が掲げられています。

⁵² デジタル・ガバメント実行計画: 行政のあり方をデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント推進方針」に基づき、行政手続のデジタル化をはじめ、個人や法人関係の手続きのワンストップサービス推進、マイナンバーカードの普及促進などを示した国の計画です。実行計画では、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きとして、効率化の効果の高さから24項目が、利用者の負担軽減の必要性から34項目が挙げられています。

施策の方針

行政事務の効率化と利用者負担の軽減に向けた行政手続のさらなる電子化・ペーパーレス化を進めるとともに、行政サービスの高度化に向けたAIやIoTの活用を促進します。
また、大量の個人情報扱う主体として、情報セキュリティの体制強化に努めます。

個別施策における取組

541 スマート自治体の実現（まちづくり企画課）

高齢者の人口がピークを迎える 2040 年頃を見据え、労働力の供給制約の中でも住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、行政事務の業務プロセス・システムの標準化や手続きの電子化・ペーパーレス化を進めるとともに、AIやRPA⁵³などのICT技術の活用により行政サービスの効率化や生産性の向上を図ります。

542 自治体 DX の推進（まちづくり企画課・町民課・出納室・生涯学習課）

Society 5.0時代の到来に向け、行政手続の電子化や手続きのワンストップ化等を進め、スマートな行政サービスの実現を図るとともに、公金収納におけるキャッシュレス化の推進・普及に努めます。また、AI等の新たな技術活用により住民サービスの向上を推進します。

543 情報セキュリティ対策の強化（まちづくり企画課）

町が保有する個人情報をはじめとする情報資産の監視体制を強化するとともに、職員のセキュリティ意識を継続的に向上させていきます。
また、コンピュータウイルスによるシステム障害などの脅威から守ります。

関係する課題別計画

(なし)

主務課	関係課
まちづくり企画課	町民課、出納室、生涯学習課

用語解説

⁵³ RPA:Robotics Process Automation の略で、パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化により、人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化することで、業務の効率化が可能とされています。

55 効率的な行政運営の推進

- 551 弾力的な組織機構の編成
- 552 地方分権にふさわしい人材の育成
- 553 広域連携の推進
- 554 民間団体との連携体制の構築



現状と課題

少子高齢化・人口減少社会が現実のものとなり、地方分権の新たな枠組みに関するさまざまな議論が活発化するなど、町政を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、書面主義、押印原則、対面主義からの脱却、デジタル技術活用による住民への負担軽減、利便性向上が求められています。

住民や広域的なニーズに的確かつ迅速に応える「組織の基礎体力」をより一層高め、町の内外で広く支持される自治体へと成長していく必要があります。

また、厳しい財政状況下において、高度化、多様化する行政ニーズに対応するためには、より効率的な行政運営が求められます。

施策目標

- ・町役場の職員が地域の事情や住民のニーズへ迅速に対応しています。
- ・町役場や出先機関の窓口対応における接遇が向上しています。
- ・他の市町村や民間事業者との広域的な協力関係が進んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□各種研修の延べ参加人数	286人(令和2)	増加
□男性職員の育児休業取得件数	0件(令和2)	増加
□女性の管理職員数	1人(令和2)	増加
□時間外勤務の延べ時間	20,242時間(令和2)	減少
□障がいのある職員数	2人(令和2)	増加
□高梁川流域連携中枢都市圏参加事業数	53件(令和2)	増加
□岡山連携中枢都市圏参加事業数	13件(令和2)	増加
□指定管理者制度の導入施設	2件(令和2)	増加

施策の方針

簡素で効率的な行政経営を目指し、限られた資源の中で町民ニーズに即した各種政策を的確に進めます。また、岡山市や倉敷市などの周辺自治体と連携を深め、民間の力も活用した幅広い視点での行政運営を行います。

さらに、各種研修を通じて政策形成能力や職務遂行能力を高め、創意工夫で町民ニーズに応えられるよう職員の資質向上に努めます。

個別施策における取組

551 弾力的な組織機構の編成（総務課）

業務の拡大や時代のニーズに合わせた組織改革を行い、柔軟かつ効率的な人員配置を行います。また、各課横断的な委員会やプロジェクトチームなどを設置することで、諸課題に対し機動的に対応します。

552 地方分権にふさわしい人材の育成（総務課）

行政サービスの質や効率性の向上、価値創出、課題解決に的確に対応するため、各種研修による教育訓練、職場における実務教育、自己啓発、さらには積極的な業務改善提案を通じた知識、技術、能力の獲得を促し、主体的に職務遂行できる人材、また、全体の奉仕者であるとの自覚の下、広い視野と高い倫理観を持った人材を育成することで組織力を高めます。

併せて、働き方、性別、障がい等の多様性に配慮した、仕事と生活の調和のとれたコミュニケーションが盛んで風通しの良い職場環境づくりを進めます。

553 広域連携の推進（まちづくり企画課・総務課）

岡山市を中心とした岡山連携中枢都市圏、倉敷市を中心とした高梁川流域連携中枢都市圏等の他市町村との連携を引き続き推進し、住民の生活圏等を基礎とした近隣の連携中枢都市圏との圏域間連携に取組み、広域連携による効果的・効率的な行政運営を図ります。

554 民間団体との連携体制の構築（まちづくり企画課・総務課）

災害時における各種協力に関する協定の締結、大学との包括的な連携協定の締結、指定管理者制度の導入や有識者との政策懇話など人的・知的・物的資源の相互活用により、民間事業者や団体との関係強化を図ります。

関係する課題別計画

- 早島町特定事業主行動計画
- 早島町障がい者活躍推進計画

主務課	関係課
総務課	まちづくり企画課

56 健全な財政運営の推進

561 財政運営の健全化

562 財源の確保

563 総合計画の進行管理と財政計画の連動



現状と課題

本町の令和元(2019)年度決算における財政指標をみると、経常収支比率⁵⁴は高い状況にあり財政状況が硬直化していますが、実質公債費比率⁵⁵や将来負担比率⁵⁶は安定した状況にあります。また、収支を中心とした自主財源に恵まれていることから全体としては健全な財政状態を維持しています。

今後は、大規模事業の実施による将来負担の増大、少子高齢化や子ども・子育て対策による扶助費の増加、老朽化した施設の維持修繕の増加が見込まれるなど、町の財政を取り巻く環境は厳しいものになることが予想されます。

施策目標

- ・町の政策推進のため柔軟に活用できる財源が増えています。
- ・必要な事業への集中的な投資、不要不急な事業の廃止・中止が進んでいます。

数値指標	基準値(年度)	望ましい変化
□財政力指数	0.728(令和2)	上昇
□経常収支比率	91.2%(令和2)	減少
□実質公債費比率	7.1%(令和2)	減少
□基金保有額	2,018百万円(令和2)	基準値を維持
□ふるさと納税寄付額	8,995千円(令和2)	増加

用語解説

⁵⁴ 経常収支比率: 地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源(=経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(=義務的経費)に充当されたものが占める割合のこと。この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

⁵⁵ 実質公債費比率: 実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標のことで、経常一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合のこと。通常は過去3カ年の平均値で示されます。

⁵⁶ 将来負担比率: 当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。この数値が高いと今後公債費などの増大により財政運営が逼迫する可能性が高くなります。

施策の方針

受益者負担の原則に基づき、収納体制の強化、使用料、手数料など公共料金の見直しを図り、国庫・県支出金の活用といった財源確保に積極的に取り組みます。

また、各施策・事業の実施にあたっては、総合計画と中・長期財政計画を連動させることで選択と集中を進め、持続可能な健全な財政運営に努めます。

個別施策における取組

561 財政運営の健全化（総務課）

不要・不急な事業の見直しや経費の削減に努めるとともに、資産や債権債務の実質的な把握を行うため、公会計制度に基づく財務書類を用いて資産の利活用や負債の圧縮などに取組み、資産・債務改革を進めます。

また、公共施設などの老朽化に対する計画的な維持修繕や配置の適正化を図るなど、規律ある財政運営を推進します。

562 財源の確保（総務課・まちづくり企画課）

住民税や固定資産税など租税収入の適正確保に一層に努めるとともに、国庫・県支出金の積極的な活用を推進します。

公共料金などについては、受益者負担の原則に基づき、他自治体と均衡を取りながら減価償却費などを反映した定期的な見直しを行うとともに、広報・啓発活動や各種通知を通じて、保険料や税納付に対する理解の促進を図ります。

また、ふるさと納税などの新たな財源の確保に努めます。

563 総合計画の進行管理と財政計画の連動（まちづくり企画課・総務課）

各施策・事業の実施にあたっては、総合計画と中・長期財政計画を連動させ、選択と集中の観点により限られた財源の有効な活用と適正な配分に努めます。

関係する課題別計画

- 早島町一般会計財政見直し
- 第5次早島町総合計画 実施計画
- 早島町公共施設等総合管理計画

主務課	関係課
総務課	まちづくり企画課

早島町振興計画審議会の様子



(第8回開催 令和3年11月12日)

第 3 章 參考資料

3-1 次代を担う子どもたちの参画

第5次早島町総合計画の策定では、町民がより親しみのもてる新しい総合計画とするための取組として、中学校の生徒と小学校・幼稚園の児童にご協力いただきました。

(1) まちづくりの基本理念とSDGsのスケッチ作成

早島幼稚園の児童(年長組)に、総合計画の基本理念にもある「安全・安心に暮らせ 豊かさ幸せが実感できるまち」をイメージしたスケッチを作成してもらいました。

町長により選出されたスケッチを本計画の表紙として掲載しています。

また、令和3年度のはやしま子ども議会のテーマとして、SDGs「つくる責任・つかう責任」に関連したポスターを作成してもらいました。

ポスター作成	
えばら	だいち
江原	大智
みぞて	ゆいな
溝手	結奈
もりもと	いおり
森本	依織



SDGs「つくる責任・つかう責任」

(2) はやしま未来予想図(10年後の早島町)のスケッチ作成

早島小学校の児童(4・5・6年生)を対象に、第5次早島町総合計画 基本構想で示す5つの基本目標ごとに【まちの具体像】をイメージしたスケッチを作成してもらいました。

町長・副町長の協議により選出された表彰作(全11点)を基本目標の図案などに掲載しています。

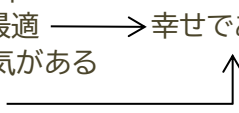
(3) 第5次早島町総合計画のキャッチフレーズ考案

早島中学校の生徒(2・3年の各4クラス)を対象に、第5次早島町総合計画の副題としてふさわしいキャッチフレーズを考案してもらいました。提出作品数は全204点でした。

各クラスが班代表の話し合いで選出した2点(全16点)をもとに、早島町振興計画審議会で優秀作5点を選出し、町長・副町長の協議により1点を総合計画の副題として採用しました。

優秀作として選出された作品は右表の5点です。

図表 31 キャッチフレーズ優秀作(提出番号順)

キャッチフレーズ	キャッチフレーズに込められた想い
<p>笑顔、希望、明るい未来 ～早島町の美しい花を満開に～</p> <p>むらき ゆうか 2年 村木 裕花</p>	<p>今はまだつぼみとして眠っている多くの笑顔、希望、明るい未来の花を咲かせて早島町をうめつくすくらいに満開にさせたいという想いを込めました。</p>
<p>早島の花、咲かせよう ～みんなが笑顔で暮らせるまちへ～</p> <p>ふじい かな 2年 藤井 香奈</p>	<p>基本理念「安全安心に暮らせ 豊かさと幸せが実感できるまち」を元にして、早島町の笑顔という花が咲くという意味。みんなが理想とする笑顔で暮らせるまちにしたいという想い。</p>
<p>小さな町から 大きな未来へ ～早島、今から変わります～</p> <p>もりなが こはる 2年 森長 小晴</p>	<p>早島町は県の中でも岡山市と倉敷市にはさまれた小さな町で人口も多い自然豊かな町。 人が多いので、人々の未来があつまれば、大きな未来へつながると思ったから。 「～ ～」の中には、早島からの宣誓として、今から変わるという決意表明することで県内でも噂され、有名になると思ったから。</p>
<p>ええ人・ええまち・早島町</p> <p>きくち さくら 3年 菊地 紗凜</p>	<p>早島はお年寄りへのサポートが充実しているのに加え、子どもが健やかに育っていけるように町が一団となってサポートしてくれるところが素敵で好きだ！ということを伝えたかった。 あいさつ運動や見守り隊などいい人であふれているいい町！とアピールしたい。岡山弁なのもポイントです。</p>
<p>活気を元気に！元気を幸せに！</p> <p>かながわ さな 3年 金川 紗凜</p>	<p>コンビニもスーパーもある 病院の種類がそろっている 子どもの医療費が無料 →子育てにめっちゃ最適 → 幸せであふれている →子どもがいると活気がある →お年寄りも元気に</p> 

3-2 策定体制

(1) 早島町振興計画審議会名簿

令和2年度委員

審議会条例第3条第2項第2号に規定する委員(学識経験を有する者、敬称略・50音順)

あきやま まつお 秋山 松男	公募委員
あべ ひろふみ 阿部 宏史	岡山大学 名誉教授
いしい けんじ 石井 謙次	岡山県 備中県民局地域づくり推進課 課長
いわもと たかひろ 岩本 孝弘	岡山県総合流通センター運営協議会 事務局長
かねこ まさひこ 金子 雅彦	岡山県公安委員会 委員
くさか ともあき 日下 知章	山陽新聞社 常務取締役 倉敷本社代表
さいとう まこと 斉藤 誠人	公益社団法人 岡山県宅地建物取引業協会
さかもと ゆうこ 酒本 祐子	早島小学校PTA 会長
ささき みちこ 佐々木 美智子	公募委員
さとう しゅうじ 佐藤 周二	公募委員
さとう ひとし 佐藤 均	つくぼ商工会 会長
たつま きょうこ 立間 教子	早島町社会教育委員
とくだ きょうこ 徳田 恭子	特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山 代表理事
はらだ ひでかず 原田 英和	中国銀行早島支店 支店長
やぶき しんいち 藪木 伸一	早島町老人クラブ連合会 会長

審議会条例第3条第2項第1号に規定する委員(町議会委員、敬称略・50音順)

ねき はじめ 根木 一	町議会代表
ひらおか まもる 平岡 守	同上
まなべ かずたか 真鍋 和崇	同上

令和3年度委員

審議会条例第3条第2項第2号に規定する委員(学識経験を有する者、敬称略・50音順)

あきやま まつお 秋山 松男	公募委員
あべ ひろふみ 阿部 宏史	環太平洋大学 副学長
かねこ まさひこ 金子 雅彦	岡山県公安委員会 委員長
くさか ともあき 日下 知章	山陽新聞社 常務取締役 倉敷本社代表
くわはら ひろし 桑原 宏	岡山県 備中県民局地域づくり推進課 課長
こばやし ゆうぞう 小林 雄三	岡山県総合流通センター運営協議会 事務局長
さいとう まこと 斉藤 誠人	公益社団法人 岡山県宅地建物取引業協会
さかもと ゆうこ 酒本 祐子	早島中学校PTA 会長
ささき みちこ 佐々木 美智子	公募委員
さとう しゅうじ 佐藤 周二	公募委員
たつま きょうこ 立間 教子	早島町社会教育委員
とくだ きょうこ 徳田 恭子	特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山 代表理事
なんば しんすけ 難波 伸輔	中国銀行早島支店 支店長
はやし さくじ 林 作治	つくば商工会 会長
やぶき しんいち 薮木 伸一	早島町老人クラブ連合会 会長

審議会条例第3条第2項第1号に規定する委員(町議会委員、敬称略・50音順)

ねき はじめ 根木 一	町議会代表
ふるた けいじ 古田 敬司	同上
まなべ かずたか 真鍋 和崇	同上

(2) 諮問書

早企第941号

令和3年11月12日

早島町振興計画審議会
会長 阿部 宏史 様

早島町長 中川 真寿男



早島町振興計画審議会条例（昭和44年1月14日制定）第2条の規定に基づき、第5次早島町総合計画基本構想及び基本計画の案について貴審議会の意見を求めます。

(3) 答申書

令和3年11月12日

早島町長 中川 真寿男 様

早島町振興計画審議会

会長 阿部 宏史



第5次早島町総合計画基本構想及び基本計画について（答申）

令和3年11月12日付け、早企第941号をもって本審議会に対して諮問がありましたこのことについて、本審議会として諮問内容を慎重に審議した結果、次の意見を添え、答申します。

記

- 1 総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念「安全・安心に暮らせ 豊かさ
と幸せが実感できるまち」の実現に向け、子どもから高齢者まで誰もが安心して
暮らせるまちづくりを進めるとともに、町内外から住みたい、住み続けたいと感
じてもらえるよう、まちの魅力の向上に一層努められたい。
- 2 中学生考案の総合計画に掲げられたキャッチフレーズ「小さな町から、大き
な未来へ ～早島、今から変わります～」に応え、これからの早島町を発展させ
るという決意が伝わる総合計画とし、子どもたちの夢を実現するためにも、総合
計画に基づく施策・事業の計画的かつ着実な実施を図られたい。
- 3 総合計画を通じて町民とまちの将来像を共有できるよう、全体を通して、デ
ザイン、配色、文体など見やすく、分かりやすいものとし、多くの町民に読んで
もらえるような工夫を凝らすよう努められたい。

(4) 早島町振興計画審議会条例

制定	昭和44年1月14日	
改正	昭和44年5月24日	平成2年10月1日条例第7号
	平成9年3月18日条例第1号	平成17年3月23日条例第20号
	平成26年12月18日条例第19号	

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、早島町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、早島町振興計画に関する事項について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 5人以内

(2) 学識経験を有する者 15人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠に係る委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

附 則(昭和44年5月24日)

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月18日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

附 則(平成17年3月23日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3-3 検討の流れ

時 期		内 容
令和元年	12月	団体・事業者ヒアリング調査 (7社5団体3機関)
令和2年	3/2~3/31	早島町まちづくりアンケート:令和元年度実施分 (年齢階層別人口に即して無作為抽出した町民2,000人)
	8/21	第1回早島町振興計画審議会 (委員委嘱、自己紹介、第5次早島町総合計画策定に向けて)
	12/7	第2回早島町振興計画審議会 (改訂第4次早島町総合計画の効果検証)
令和3年	3/24	第3回早島町振興計画審議会 第5次早島町総合計画 基本構想(骨子案)の検討
	4/30~5/31	パブリックコメント[意見1件] 第5次早島町総合計画 基本構想(骨子案)
	5/28	第4回早島町振興計画審議会(書面開催) 第5次早島町総合計画 基本構想及び前期基本計画(素案)の縦覧
	7/9	第5回早島町振興計画審議会 基本構想(骨子案)に係るパブリックコメントの報告 第5次早島町総合計画 基本構想及び前期基本計画(素案)の検討
	7/10~7/31	パブリックコメント[意見6件] 第5次早島町総合計画 基本構想及び前期基本計画(素案)
	8/2	第6回早島町振興計画審議会 基本構想及び前期基本計画(素案)に係るパブリックコメントの報告 第2期早島町人口ビジョン(素案)の検討 第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の検討
	8/25~9/15	パブリックコメント[意見0件] 第2期早島町人口ビジョン(素案) 第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)
	10/8	第7回早島町振興計画審議会 人口ビジョン及び総合戦略(素案)に係るパブリックコメントの報告 キャッチフレーズの選考
	11/12	第8回早島町振興計画審議会 基本構想及び前期基本計画(案)、第2期早島町人口ビジョン(案)及び 第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)への答申
	12/10	議会上程・議決 第5次早島町総合計画 基本構想(案) 第5次早島町総合計画 前期基本計画(案)
	12/17	告示 第5次早島町総合計画 基本構想 第5次早島町総合計画 前期基本計画

第5次早島町総合計画

令和4年(2022年)3月

発行：岡山県早島町

編集：早島町まちづくり企画課

〒701-0303

岡山県都窪郡早島町前潟 360-1

TEL：086-482-0612



岡山県 都窪郡

早島町

はやしまちょう